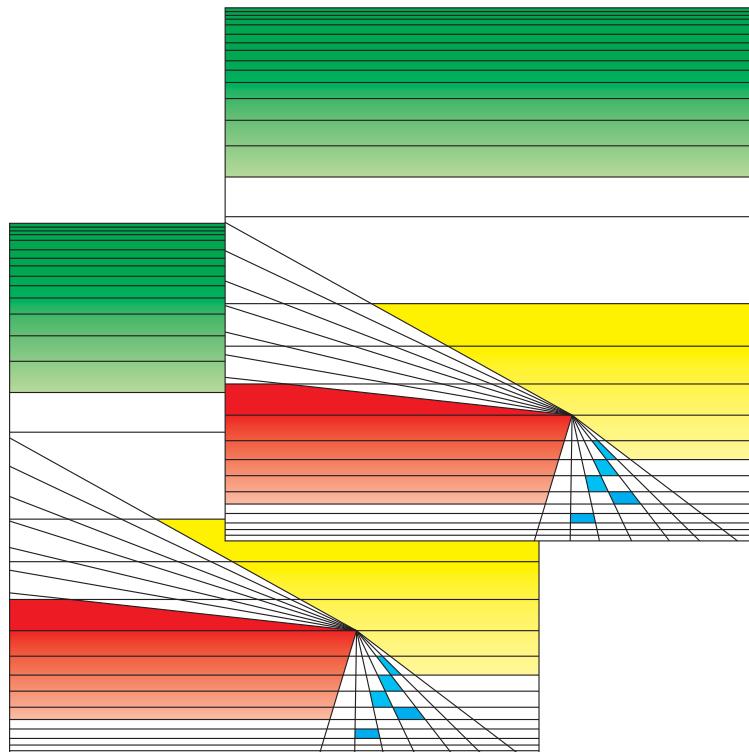


130

2018.8

自治権
いばらき



公益社団法人 茨城県地方自治研究センター



もくじ CONTENTS

水戸市立図書館を育てる市民の会

「学校図書館を考えるシンポジウム」

○学校図書館の可能性 3
～学校図書館が変われば子供が変わる、教育が変わる～	
学校図書館アドバイザー 五十嵐 絹子	

○パネルディスカッション 15
パネリスト 豊田 達彦（茨城県教職員組合）	
吾妻 瞳子（茨城中学高等学校）	
五十嵐 絹子（学校図書館アドバイザー）	
コーディネーター 坂部 豪（元水戸市立見和図書館）	

【資料】

総務省	
平成29年度からの学校図書館関係の地方財政措置について 19

文部科学省	
学校図書館図書整備等5か年計画 20

文部科学省	
平成28年度「学校図書館の現状に関する調査」結果について 22

水戸市立図書館を育てる市民の会

「図書館指定管理者制度に関する学習会」

○指定管理図書館問題の状況と課題 40
------------------	----------

【資料】

水戸市図書館基本計画（第3次） 77
-----------------	----------

水戸市立図書館を育てる市民の会
「学校図書館を考えるシンポジウム」第1部
日時 2017年1月22日
場所 茨城県教育会館

学校図書館の可能性

～学校図書館が変われば子どもが変わる、教育が変わる～

学校図書館アドバイザー 五十嵐 紗子

I. 学校図書館の素晴らしい可能性

「本を読む子は必ず伸びる」を実証

私が初めて学校図書館に勤務することになって、学校図書館は何をするところだろう、学校司書として何をしなければいけないのだろうと悩んだとき、学校図書館は子どもたちの最も身近にある図書館であり、素晴らしい可能性を持っていると思い至りました。

素晴らしい可能性の第一は、公共図書館には読書に関心のある人と本を読みたい子どもたちが行きますが、学校図書館は全ての子どもが利用者です。ということは、どの子にも読書体験が可能ですし、本好きにできる唯一の図書館であるということです。言い換えると、学校で読書の楽しみを身に付けなければ、生涯、本嫌いの子が育つ可能性も有り、ということです。

素晴らしい可能性の第二は、学校という学びの場にある図書館として、学習活動に活かすことができるという点です。また、図書館の使い方を身につけ、生涯学習としての情報活用力、学び方を学ぶ能力を育てることができるのが学校図書館です。

II. 学校図書館を必要としない学校教育の歴史

学校図書館の機能の格差が、教育環境の格差と学力の格差に

こんなに素晴らしい可能性を持っている図書館なのだから、学校司書としてどの子にも本をいっぱい読んでもらおうと考えました。鶴岡市立朝暘第五小学校に赴任して30代半ば、3~4年たって行列のできる図書館になりました。しかし、それでも本を読まない子がいる。どうしたら、本嫌い、読みたくない子を本好きにできるかわからぬので、実践研究をしてみました。

各クラスから本を借りない子、アンケートで本が好きでないと答えた子を上げてみました。担任から「この子も」と頼まれた子も加えて、1年目は58名、2年目は67名でした。約700名の学校ですから約1割の子です。この子たちに読書アンケートをとると複数回答ですが「本を読むのが面倒」というのが、ほとんどの子の答えでした。保護者にもアンケートをとると「本を読むのが面倒がります」という答えでした。担任に聞くと「本を読むのが面倒がるだけでなく、学習も活動も全て面倒がる」といった意欲に欠ける姿が見えてきました。本を読むのは面倒なことなのです。

そこで、一人ひとりの読書カルテをつくり、子どもの不読の原因や実情、こちらからの働きかけ、担任の所見、読書歴を記録し、対策を考えてみました。具体的には、読みきかせをしてもらったことの無い子には、高学年でも読んであげたり、興味を持ちそうな本を紹介したり、詳しくは『夢を追い続けた学校司書の四十年—図書館活用教育の可能性にいどむ』（国土社）に載っています。

不読児対策の結果だけお話しします。自分から読むようにならなかつた子は2年間で125名のうち15名、12%。後の80%以上の子が「本をすすめられてよかったです」「本を読むのがたのしい」と答えています。

それより、本を読むようになった子の変容には驚きました。担任に本を読むようになった子どもたちがどう変わったか聞くと、

- ◎「ちゃかちやかと騒ぎ回る子が落ち着いた」
- ◎「うち沈んでいた子が元気になった」
- ◎「話せない子が自分を語れるようになった」
- ◎「おしゃべりな子が落ち着き静かになった」
- ◎「友だち関係が良くなつた」

それぞれ違つた変容が見られました。

共通していたのは「話を聞けるようになった」ことでした。読書をするようになると「聞く力」が育つのは、どの学校でも共通しています。なぜでしょう。

担任から一番喜ばれたのは、「宿題をしてくるようになった」「ドリルなど集中してできるようになった」などと、とにかく学習に取り組める子どもに育つことでした。

担任は「勉強するようになったから必ず伸びるよ」「文章が読めて理解できるもの」と話していました。

私の目からみたこの子たちは、本を読むようになると表情が生き生きとしてきました。自分を語れる子になりました。劣等感のかたまりのような子が自己肯定感を持つ子に変わったと感じました。友だちと遊べる子に変わり、けんかも言葉でちゃんとできる子になりました。その子、その子で違う変わり方でしたが、とにかく本を読む子は元気になるのでした。

「本を読む子は必ず伸びる」は実践研究で証明されました。

不読児対策の2年間の成果は全校的にも変化をもたらしました。対策をした他の子たち、全校児童が更に読む子に育ったことでした。そして、全体の学力が上がったのです。

【資料1 日本の15歳「読解力」課題】朝日新聞2016年12月7日付

朝日新聞の2016年12月7日の国際的な学習到達度調査(OECDが進めているProgramme for International Student Assessment)の結果によると、読解力の順位が前回の2012年の4位から8位に下がったことが報じられています。実は、読解力は2003年のピサショックのときに、大きく問題となりました。特に、日本の子ども達は趣味としての読書を好まないという事実がわかり、全国的に「ゆとり」教育の見直しが進められました。

教え込み教育だけでは子ども達は育たない、子ども自身が自分の興味から面白がって調べたりする主体的・探究的な学習に変わらなければ、深刻な学力の低下が見られることが、指摘されていました。調べ学習など「学習の場」として学校図書館の活用も盛んに言われました。

日本中どんな小さな学校にも図書館があるわけですが、文科省では、学校図書館を活かして読書活動を盛んにし、子どもの主体的・探究的な学習を教育の柱にしようとし、新学習指導要領を変え、教科書も数年前から変わりました。しかし、学校現場ではそれらが進んでいないのです。なぜなのか、二つの大きな理由があります。

その一つが、学校図書館を必要としない学校教育が30年以上も続けられた歴史があるのです。

昭和30年後半から教育の効率化が言われ、「系統教育」に転換しました。一斉指導、知識注入・暗記中心、教え込み教育が30年間以上行われてきました。「先生が教えたことをどれだけ覚えたか」だけで評価されるのですから本なんか読んでいる場合でないし、読書は趣味に位置づけられ「本なんか読んでないで勉強せい」です。図書館を使うなんて教育課程の中になかった。その結果、「本を読まない」「図書館を使えない」子どもが育ち、日本中のほとんどの学校図書館がすたれました。

ここで質問です。①読書教育を受けた経験のある方？②図書館を使って授業の指導を受けた経験のある方はどれくらいいらっしゃるでしょうか？(2人が挙手)

日本中殆どがこういう現実です。先生方も、図書館を使った経験がない、読書教育を受けたこともないという教育の連鎖から、新しい教育に変えようとしても学校現場では、図書館活用が全国的に進んでいないのです。

もう一つ重要な問題があります。主体的・探究的な学習をする学習の場が図書館なのですが、その学校図書館の機能の格差が、教育環境の格差と学力の格差に現れているという現象です。

どんな教育格差か、学力と学校図書館の機能の格差の関係を上げてみると、

【資料2 文科省チラシ「学校図書館使いやすくなったね！」】参照

第一に、文科省で示している「読書が好きな児童生徒の方が、正答率が高い」というデータに見られるように、学校図書館のあり方が児童生徒の読書生活を大きく左右し、ひいては学力の格差に表れること。

第二に、学校図書館に学校司書が配置されている学校の方が、学力調査の正答率が高い傾向にあるという調査結果のように、図書館に人がいて機能しているかどうかで

学力に差がでています。

第三に、学習指導要領では、探究的な学習や読書単元での発展読書が各学年とも多く取り上げられていますが、学校図書館が整備されていなければ十分な授業も学習も困難です。教科書に載っている学習さえできないのでは、これこそ教育格差です。

・学校図書館の機能の格差が、学力の格差になるという話をしましたが、一昨年県別の学校司書配置状況と学力の相関関係を県別で色分けした地図を朝日新聞で出した。学校司書配置の少ない大阪市や和歌山県が学力も低い傾向が見えたのです。

【資料3 待ってます「図書の先生」】朝日新聞 2015年1月8日付

その後、平成26年6月、学校図書館法が改正され、学校司書配置が努力義務になり、学校司書の配置を急ぐところが増えました。

しかし、置けばいいということで、一人で何校も受け持つなどお粗末な配置の地域も増えました。週に1回か2回いても「図書館に今日は司書がいるのかなあ」ではあってに出来ないわけです。子どもとの関係がつくれない。先生方との連携も難しい。「次の学習に使う本を調べてもらったけれど、次に出勤のときにはその学習は終わっていた」とか、学校のめまぐるしさは、3日空けたら浦島太郎状態というのが現場の声です。成果は難しい。

学校図書館が機能することと、学校司書がいることと同義語です。学校図書館を活かすには学校司書を常勤にして活躍してもらうことがキーポイントです。

(ビデオ視聴 「いきいき夢キラリ」 16分)

III. 図書館活用で「学ぶ力」を育むために、三つの改革の提案

1. 全ての子どもに本を読む喜びと読書力を育てる

一つ目の改革は、全ての子どもに本を読む喜びと読書力を育てる読書教育の改革です。朝暁第一小学校の司書教諭は、調べ学習など本や資料から必要なテーマを調べる学習をしても、とにかく「読む力」がないことには、探究的な学習どころではないと言います。

今まででは、読書を趣味ととらえて、子どもの自由にまかせていた。しかし、本を読み楽しむ能力は育てなければ育たないので。図書館からそこそこ本を借りればよし、だけでは、本嫌いの子がそのままです。

・本を楽しみ、読書力を培う具体策 四つのポイント

一つ目のポイントは 読書意欲を刺激する本への興味づけとして、確かに読みきかせは有効です。読みきかせは盛んに行われていますが、読書教育はそこで留まっています。それも保護者に任せて安心している。読みきかせだけでは、自ら読む子は育たない、担任・教師が読書教育を意識して指導してこそ力になります。

「聞く読書」も効果的… 50 年前に読んでもらった物語が忘れられない校長先生の例もあります。

「読書を楽しめる」とはどういうことか。読解力とは、文章を読んで頭の中に画像を描けること。想像力=人間だけの超能力です。読んでイメージを作る、本を一冊読めば、映画を一本頭の中で作ったのと同じです。

想像力を養うには「物語」を読む。子どもたちが読んだ本をお互いに紹介したり、国語で、読書単元を何週間もかけてねちねちと指導するのではなく、一冊丸ごと本を楽しむ。一冊読み切ったという達成感。完読させ、読書を楽しむ。自ら本を読む取り組みを授業に生かすことが大事です。

二つ目のポイントは読書時間の確保が大切です。読書は個人の自由な行為ですが、授業で自由に任せていたら、子どもは読まなくていいと考え、本を眺めるだけの子が殆どでした。朝読書や図書館での読書は、漫画・図鑑・ハウツウものは避け、席を立たないなど制限も必要です。10 分間で本選び、30 分はよほどの事情がない限り、静かに読む時間⇒静読の時間の確保です。

子どもたちの活字離れは確実に進んでいます。読みたいという内発を 100 年待っても読まない。読まざるを得ない場をつくって読書を促す。読むことで本の楽しさが味わえます。読書時間の確保には、隙間読書とか、宿題の最後は必ず読書 15 分とか決めておきます。例えば、「九九は嫌いだからやらない」は許されない。本を楽しむ能力は九九と同じく必修・発達課題として指導し身に付けさせる必要があります。

三つ目のポイントは、読書力を高める読書訓練が必要です。

読書の指導法がいろいろ工夫されています。リーディング・バディ(二人で読みあい)、読書座談会、ポップづくり、ビブリオ・バトル(書評合戦)、本の帶づくり、アニメーション、ブックトーク、読んだ本の紹介ごっこ、仲良し読みきかせなど。

絵本から自立した読書への指導の方法の例【資料 4 「絵本」から「読書」へ】(鶴岡市教育委員会 平成 21 年 6 月 17 日)

高学年は、普段の読書と授業で読む力を養い読書への楽しみを育てるか、個々の子どもの興味関心と読書をどう結びつけるかが課題です。

【資料 5・6 高学年に、読む力を養う 3 つの取りくみ】(鶴岡市教育委員会 平成 21 年 9 月 9 日)

四つ目のポイント、読書習慣を築くこと。阿刀田高は「読書は習慣のたまもの」とエッセーで書いていました。読みたい本があるから読むというより、読まないと物足りない。読む習慣で、読書する。

子どもたちにどう習慣を築けるかが子ども時代の重要な課題です。

◎本好きな子どもを育てる学級とクラスの殆どの子が本嫌いに育つ学級がありました。

本好きな子を育てた学級でしている共通点は、

- ①図書館からいつも本を借りさせる
- ②図書館に度々連れてくる
- ③朝読書・隙間読書など本を読む時間を保障し、読書させている
この三つです。

学校中のクラスでこのことをしてもらったら、本好きな子が全校的にひろがりました。図書館から本を借りる。図書館に連れてくる。読む時間を確保。教育は形から入

ります。

○さらに本好きな子を育てる担任がしていることは、

④担任が本についてよく話題にする。「読みきかせ」や「聞く読書」をしている

⑤読書単元では努めて関連図書や同じ作者の本などの並行読書をさせている

⑥調べ学習などで図書館を活用し、本を利用した学習を工夫して取り組んでいる

⑦不読傾向の子どもに声をかけ、本に親しめるように個別に働きかけている

そんなに難しい特別のことをしている訳ではなく、ごく当たり前なことの気がします。では、本嫌いな子を育てるクラスの傾向をみると、その逆です。

子どもたちを図書館から遠ざけ、本に親しむ働きかけをしないだけで子どもたちは読書を避ける子どもに育つ。そういう学級にも先にあげた三つの形はしてもらい効果がありました。これらの実践例は拙著『子どもが本好きになる瞬間（とき）』に載っています。

2. 図書館を「学習情報センター」に変える

（1）子どもが本を探せる仕組みの図書館

二つ目の改革は、図書館を「学習情報センター」に変える 提案です。

図書館を学びの場にすることが新学習指導要領を具現する基盤、スタートになるわけですが、図書館での授業を成り立たせるためには、子どもが本を探せる仕組みの図書館にすることから始めます。

まず、日本十進分類法で配列する…系統的な配列から本を探せる仕組みにすることです。

（2）授業ができる図書館づくり

図書館を休み時間対応の場から、授業ができる図書館をやってみます。

そして、先生方に授業に図書館を使えることをどうアピールするか、です。

先生方は、授業となったら実践します。授業ができる図書館づくりの第一歩は、授業に役立つ本があることです。図書館の本と授業を結びつけます。図書館の活用を予定している単元については、参考図書をちゃんと揃える。しかし、そろえただけでは使わない。

学校司書の大事な仕事が、授業と本を繋ぐ仕事「単元別参考図書リスト」の作成です。新刊図書の購入は、今年この授業をしたいという単元の関係図書を購入する。足りなかつたら公立図書館から借ります。その単元目録参考図書リストを司書から作って貰う。

授業に役立つ図書館の本・資料をタイミングよく知らせます。これから取り組もうとしている単元に関する本があれば、「図書館を使って授業してみようかな」と気づいてくれます。

3. 図書館を教育に活用する意識改革

(1) 図書館担当者自身の意識改革

三つ目の改革は図書館を教育に活用する意識改革です。その始めは 図書館担当者自身の意識改革からです。司書教諭が担任を持っているから図書館の仕事が出来ない、とよく聞きます。しかし、担任だからこそできることがあります。図書館を活用した授業ができます。

○司書教諭・図書館担当教諭 の役割は、図書館活用教育を全職員に広げ、普遍化していく仕事が第一。図書館を活用する技術を先生方に広げる役割です。

調べ学習などの授業を周りの先生にも見て貰う。図書費は持っていますから学習に役立つ本も揃え、指導案を蓄積。読書単元・情報活用力を付ける単元など、自分の学級で使ったワークシートなども先生方に広める。先生たちは、体験のない図書館活用教育にピンと来ていない人が多い。調べ学習をして子どもたちにどんな力がつくのか、時間ばかりかかって無駄じゃないか、本なんか読んでいるより、ドリルなど勉強させた方が、力が付くと考える方が多いかもしれません。

学校司書は臨時だからそこまでできないなどというのではなく、図書館担当者としての意識が変わらなければ、現状は何も変えられません。

◎学校司書の役割は、

- ①資料のプロとして図書館に必要な図書を準備し整理する
- ②本と子どもを繋ぐ
- ③教員サポート・利用サービスをする
- ④授業に使いたい本と図書館にある本を繋ぐ

しかし、学校司書は教育者ではないので、教育内容に関しては、司書教諭から聞く必要があります。それが

⑤図書館主任、司書教諭との連携

先生方に対し重要な仕事がもう一つあります。

⑥図書館を活用するよう触発する

という役割もあります。営業活動です。本を借りる人を待っている場合じゃない。どう図書館を活用して貰うかセールス、営業です。図書館主任、司書教諭、学校司書との連携はこの二つです。

図書館担当者の重要な任務は、全職員との連携・協力、巻き込み作戦、校内の教職員のネットワークです。これからの中の教育のキーワードは、教師が図書館を活用して、読書教育や調べ学習など授業を展開することです。

これからの教育の方向が、課題の発見と解決に向けて主体的・協同的な学習など新しい学習法、指導法が重要ですが、学校現場ではいかがでしょうか？ 主体的な学習の展開を支えるのが学校図書館です。図書館を変えるのは、図書館担当者に違い有りませんし、担当者自身です。

(2) 新任教師の図書館活用教育への挑戦

新任の先生の話しをします。ビデオの淳平君の担任の先生です。

朝暁第一小学校が図書館活用教育で有名になったころですが、新採教師の藤原先生が「困ったー。本も読んでこなかつたし、調べ学習の経験もないし、自分の知らない、わからないことをどうして教えることができるだろう」と悩んでいました。すると、司書教諭の先生が「調べ方の指導過程」をそのまま自分でやってみたらと教えられて、図書館で調べ学習をしてみたのです。これが実際に面白くて、「ストンときた」と。子どもたちにも調べ学習に使える本と役に立たない本の選別や、要約の仕方も教えられた。子どもたちに「こうやるといいよ」と教えられた。

藤原先生は、自分が体験していない、苦手だということでかえって子どもの気持ちになって、子どもたちに「ふだんから調べる楽しみ」を遊び感覚を取り入れてさせてみた。調べてきたことをみんなに紹介をして、「へえーなるほど賞」をやって大ヒットさせたり。本のブームづくりを授業の単元で取り組んだりして、本を読みたがる子どもに育てたのです。

彼女の取り組みを「職員用図書館だより」で校内職員に紹介しました。最後に、藤原先生から「私もこんな勉強がしたかった！」と感想を言われたときは、感動でした。

【資料8 私もこんな勉強がしたかった！】（鶴岡市立朝暁第一小致道図書館 2006年1月）

まさに新任教師の意識改革でした。

(3) 校長へのアプローチ・五つのポイント

巻き込み作戦の第一は校長です。校長先生を味方に一緒に図書館活用教育を推進してもらうのが一番です。

①校長にアプローチするコツの一番は成果を見せる。我が校の落ち込んでいる点、例えば本を読めない子が〇〇%も居ます。でもここ2年で1.5倍に貸出数を増やした等。

②校長がいつも重点にしているスローガン・フレーズを使う。例えば「自ら学ぶ子」「元気なこども」→読書や図書館活用教育で実現できることを熱く語る。「助け合う子ども」→豊かなコミュニケーション→人を思いやる心は読書から など

③図書館活用教育のビジョンをきちんと文章で示す。

④一番効果的なのが図書館活用教育の成果が「学力アップ」だとアピール。

【資料2 文科省チラシ「学校図書館使いやすくなったね！」】を見せて下さい。

⑤オーストラリアのアンリ氏の『学校図書館』（2010年8月号）に「世界の学校図書館の動向とこれから学校図書館の在り方」という講演で、校長の支援が大事と話されています。校長から理解してもらうためには、まず校長を理解する。校長から好かれる必要がある。それには、校長を好きになり、いい関係を作ることからだと。信頼されたいと願ったら、まず信頼してかかる。（子どもも同じですけど）

◎校長からやつてもらいたい肝心なことは、図書館活用・読書教育を学校教育の重点に位置づけることです。そして、図書館担当を複数化にする。組織的な体制を作つて貰うことで校内での図書館の位置づけは変わってきます。

IV. 図書館活用教育がもたらしたもの

「読書力」と「学力」の関係は本当だった

学校司書を40年以上勤めて確信したことは、学校中の子どもが本を読む習慣化すると、学力は必ず高くなうこと。読書ではつらつとした子どもが育ちました。

朝暁第一小学校でわかったことは、学力の前に、学習する力でした。読書が出来る子は学習に取り組める子、・学習に取り組める子は読書もできる子でした。では、学習力も低く読書も苦手な子に、読書教育をすすめどんどん本を読ませていくと、学習に取り組む姿勢がその子の中に育ってきました。朝暁第一小学校の教育がそのことを実証したのです。

読書がもたらす力は何か「読む力」「聞く力」「話す力」言葉の獲得です。「集中できる」「想像できる」「興味を持つ」これは「学力」の基になる力でもあります。何よりも「学習意欲」が育ちました。

ビデオに出てきた淳平君は低学年の頃は学校に行くのを渋り、毎日家人から学校の玄関まで送ってもらうようなひ弱な子でした。給食も食べられない、すぐ風邪をひく、勉強も苦手、自分を発揮できない子でした。そんな淳平君が図書館に通い、本が楽しくなってくるのと元気はつらつとして様々な面で伸びてくるのが同時進行だったのです。本を読む子は元気になるのです。淳平君を変えたのは、本の力です。本は生きる力を育みます。その姿を淳平君は見せてくれました。

学校図書館が変われば子どもが変わります。教育が変わります。

◎本を楽しむ能力を育てることは、一生使える財産、使えば使うほど豊かになる宝を手にしたと同じです。私たち大人が子どもに残すものは、このことではないでしょうか。

何か始めようとすれば壁があるのは当たり前です。出来ない理由を並べている場合ではありません。何が出来るかを見つけて、出来ることから一つずつ実践していただきたい。

ご清聴、ありがとうございました。

- 資料1 「日本の15歳『読解力』課題」 朝日新聞 2016年12月7日付
- 資料2 文部科学省チラシ「学校図書館使いやすくなったね！」
- 資料3 「待ってます『図書の先生』」 朝日新聞 2015年1月8日付
- 資料4 「『絵本』から『読書』へ」『わくわく学校図書館サポート—学校図書館支援だより No.32』鶴岡市教育委員会 平成21年6月17日
- 資料5・6 「高学年に、読む力を養う3つの取り組み」『わくわく学校図書館サポート—学校図書館支援だより No.32』鶴岡市教育委員会 平成21年9月9日
- 資料7 図書館活用計画（平成23～27年度） 熊取中学校
- 資料8 「私もこんな勉強がしたかった！」『職員用図書館だより—図書館活用教育情報 No.7』鶴岡市立朝陽第一小致道図書館 2006年1月

※資料は都合により一部のみ掲載となります。



平成24年度から学校図書館のための地方財政措置が充実します!

平成24年1月25日付 総務省自治財政局財政課
事務連絡「平成24年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について」より抜粋

第3 予算編成の基本的考え方

…平成24年度の予算編成に当たりご留意いただきたい点は、以下のとおりである。

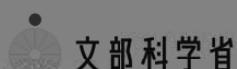
…（中略）…

…図書整備については、平成28年度までに学校図書館図書標準の標準冊数を整備することを目標に、新たに、学校図書館図書整備から年計画を策定し、計画的な学校図書館の図書の整備に必要な経費について、地方交付税措置を講じることとしている。さらに、平成24年度から、学校図書館への新聞配備及び学校図書館担当職員の配置に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしている。

…（後略）…

どの学校にも必ずある「学校図書館」。子どもたちや学校の先生がもっともっと使いたいと思っても、十分に環境が整備されていない学校図書館がまだ少なくありません。

平成24年度から学校図書館に対する地方財政措置が拡充されることとなりました。これを機に、学校図書館をよりよいものとし、子どもたちの“学びの環境”をもっと充実させる方法を、みんなで考えてみませんか？



自由な読書活動の場所として、学びの場所として、学校図書館は、子どもの育ちを支える重要な拠点です。

読書センターとして

多くの人との出会いがその人の成長を促すよう にさまざまな本との出会いは、子どもの心を育て、人生をより深く生きる力を与えてくれます。このような子どもの読書活動を支えるのが、各学校に置かれる学校図書館です。

学習・情報センターとして

変化の激しいこれからの社会を担う子どもたちには、基礎的な知識・技能とともにそれらを活用して、さまざまな問題に積極的に対応していく力を付けていくことが重要です。このような力を育む上で、学校図書館を計画的に活用していくことが、より一層大切になります。

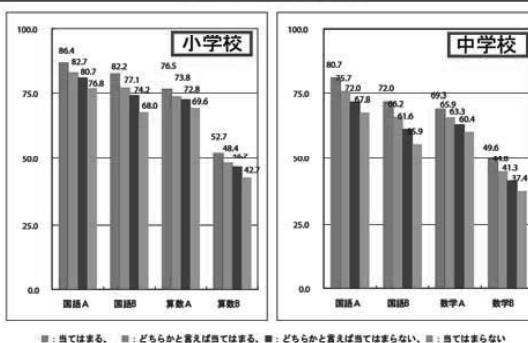


文部科学省の全国学力・学習状況調査（平成22年度）では、読書が好きな児童生徒の方が、正答率が高い傾向が見られました。



学力調査の結果から見た学力と読書

読書は好きですか？



子どもがより成長するための場として、学校図書館の整備状況は、いま、どうなっているのでしょうか。

学校図書館図書標準を達成している学校の割合は、小学校で50.6%、中学校で42.7%にとどまっています。
(平成21年度末)

本の冊数は多くても、その本の情報が古くなっていたり、種類が偏っているなどの場合もあります。



学校図書館図書整備5か年計画

学校図書館の図書整備や新聞配備が進むよう、国では「学校図書館図書整備5か年計画」を定め、所要の地方財政措置を行うこととしています。

- 平成24年度からの新しい5か年計画（期間：平成24～28年度）では、学校図書館図書標準の達成を目指し、単年度で約200億円、総額約1,000億円の地方財政措置を行うこととし、地方交付税の交付額を算定する際の基礎となる「基準財政需要額」の中に、所要額を算入することとしました。
- また、各学校で新聞を活用した学習を行うための環境を整備するため、図書整備とは別に、単年度約15億円、総額約75億円の地方財政措置が行われることとなりました。
- ただし、これらの地方財政措置は、使途を特定しないわゆる一般財源として措置しているものであり、これらの財源は、各市町村等の予算において予算化が図されることによって、はじめて実際の図書や新聞の購入費に充てられることがあります。

各地方公共団体においても、学校図書館図書の計画的な整備が図られるよう努め、学校図書館図書標準の達成を目指すことが求められます。

学校図書館には、子どもたちに、読書の魅力や、本を使って調べ、学ぶことを教える大人の存在が必要です。

学校図書館を活用した取組の中心となる司書教諭を置いている学校は、法律に基づく義務付けが猶予されている11学級以下の学校も含めて見ると、未だ6割程度となっています。

学校図書館活動の充実を図る上では、学校図書館のさまざまな諸事務に当たる担当職員、いわゆる「学校司書」を配置して、司書教諭と連携しながら、多様な読書活動を企画・実施したり、図書館サービスの改善を図ったりしていくことが有効です。



「学校司書」の配置にかかる地方財政措置

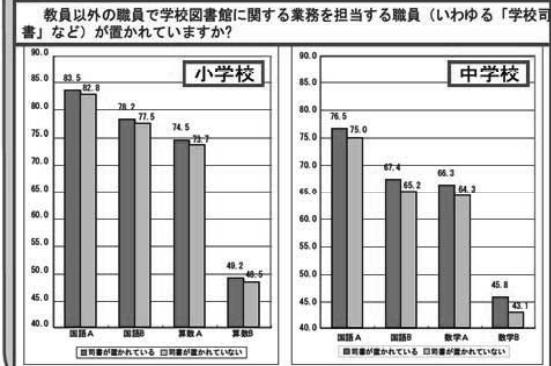
学校図書館に「学校司書」の配置が進むよう、平成24年度からはじめて、所要の地方財政措置が行われることになりました。

- 厳しい地方財政状況の中、いわゆる「学校司書」（専ら学校図書館に関する業務を担当する職員で、教員やボランティア以外の者）を配置する公立小中学校は近年一貫して増加していることから、各市町村等においてその必要性が強く認識されていることがうがえます。
- こうした状況を踏まえ、平成24年度から公立小中学校に「学校司書」を配置するための経費として単年度約150億円の地方財政措置が行われることとなりました。これは、週30時間の「学校司書」をおおむね2校に1名程度配置することが可能な規模の措置となっています。
- ただし、図書整備や新聞配備と同様、この「学校司書」に関する地方財政措置も、使途を特定しない一般財源として措置されているものであり、実際に各学校に配置されるためには各市町村等において予算化されることが必要です。

子どもを本の世界に誘う案内役となる、専門的な知識・技能を持った「司書教諭」や「学校司書」の配置を進めることで、学校図書館は、より一層のその機能を発揮することができます。



学力調査の結果から見た学力と「学校司書」の配置
文部科学省の全国学力・学習状況調査（平成22年度）では、「学校司書」等を置いている学校の方が、正答率が高い傾向が見られました。



水戸市立図書館を育てる市民の会
「学校図書館を考えるシンポジウム」第2部

パネルディスカッション

パネリスト 豊田 達彦（茨城県教職員組合）
吾妻 瞳子（茨城中学高等学校）
五十嵐 絹子（学校図書館アドバイザー）
コーディネーター 坂部 豪（元水戸市立見和図書館）

豊田 達彦（茨城県教職員組合）

学校現場では学校図書館が思うように機能していません。学校図書館はもう崩壊の危機にあると言っても過言ではありません。もうすでに崩壊している状況です。

なぜ、学校図書館が機能しないのかについて、私の経験から学校現場の状況を報告することで意見表明にします。

私は国語の教員ですが、主な主務分掌は体育です。小学校では若い男の教員が体育主任をすることはよくあることです。その後中学校に赴任し、その時学校図書館法が改正になり、各学校1名は司書教諭を置こうということになり、校長命令で司書教諭の資格を取りに行きました。しかし、司書教諭の資格を取ったから何か変わったかと言うと何も変わりませんでした。

その時私の事務分掌は、学級担任、男子ソフトテニス部顧問、生徒会の担当、国語主任、学校図書館主任などでした。部活動では朝練があり、朝6時半に出勤し帰宅は夜の10時、11時が当たり前。生徒指導が入ったときなどは、夜12時を過ぎることもよくあります。このような状況で土曜・日曜・祝日も部活動があり、学校図書館の仕事がどうしても後回しになってしまふ状況でした。

その後、小学校へ異動しますが、学校図書館の担当から当然のように外されます。若い男の教員は、高学年の担任と体育主任などになり司書教諭資格があつても学校図書館に係る機会がほとんどありません。そのころから、調べ学習の形がだいぶ変わってきました。以前は、調べ学習は図書館に行くのが普通でしたが、パソコン室が整備され児童一人につき一台が使えるようになり、調べ学習の場が図書館からパソコン室へと変わってきました。

また、教員の意識改革が必要だということは、私も賛同する立場ですが、学校教員の多忙化を解消しなければ意識改革は進みません。昨年、電通での過労自殺事件で全国的に問題なった時間外勤務ですが、中学校の部活動では200時間超えている教員もいる世界です。事実私もそうでした。本当に過労死してもおかしくない教員がたくさんいます。国もこれを問題視していて、文科省はチーム学校構想を打ち出しています。

学校図書館の機能を学校現場に取り戻すためには、専任の学校司書と司書教諭が必要

です。そのための環境を整えるのが教職員組合の執行委員としての立場です。

学校図書館整備五か年計画がまた新たに更新され、来年度から五か年の地方財政措置がなされます。国が財政措置しても地方が有効に使わないのが実態であり、国が決めたことは市町村も有効に使ってほしいというのが私の立場です。

吾妻 瞳子（茨城中学高等学校）

私は、自己紹介を兼ねて勤務している学校図書館を紹介します。

私の勤務する学校は、水戸市内にある中高一貫校で創立 90 周年を迎える生徒数 1200 名の男女共学の進学校です。

図書館は、校舎の中心の 3・4 階にあり蔵書数は 60,000 冊あります。スタッフは、私一人が専任で、パートの有資格者 2 名おり常駐は 3 名です。昨年度の貸し出し冊数は、年間約 20,000 冊弱で一日当たり約 100 冊です。

利用が多いのは中学一年生です。小学校の図書室と比較して蔵書数が違うので喜んで本を読んでくれます。それが、学年が上がるにつれ勉強が難しくなり、また忙しくなり利用が減ってきててしまうのが課題です。

図書館としては、高校時代には高校時代の読書があると思いますので、環境整備や蔵書の充実や授業のサポート、また、大学受験を控えた生徒に指導・助言するなどしています。

ほかにもたくさんありますが、図書館便りや展示コーナーを作ったり、インターネットを利用し学校のホームページに図書館を利用した事例等をアップしたり、広報活動は必要だと思います。

公立高校の学校図書館に司書がいない中で、常駐 3 名の司書が配置され図書館が開館されているだけで図書館は活気つき、生徒は本をたくさん読むようになるのです。

読書は大事だと誰もが言いますが、大学受験という壁があり進学校の宿命があり、調べ学習に時間をかけられない実態があります。今までは、図書館をどういう風にうちの学校教育へ位置づけるか考えていましたが、これからは図書館を軸に、うちの学校の教育をどういう風に変えていくべきか視野を広げて活動していくかなければならないと思いました。以上感想です。

五十嵐 紗子（学校図書館アドバイザー）

豊田先生から教員はとんでもなく忙しい。さまざまな社会での課題が学校に押し寄せできている。しかし、教員が必死になって取り組んでいる目的は、子ども達をどう育っていくかに尽きます。

私は、子ども達にどんなことを身に着けてもらうか、育てていくのか、そのことから議論をしていく必要があると考えます。

事例を一つ上げると、150 人以上の司書教諭を対象とした講演で、ある中学校の先生が、宮崎県は自殺率、離婚率が全国トップレベルであり、子供たちに課題解決力をつけさせなければならぬと発言しました。この時私は、このことは本当だなと思ったのです。小さいときから読書を通して、人生の岐路に立った時、断崖絶壁に立った時、そういう課題を解決する。簡単に言えば生きる力を子供たちに着けさせる必要がある。それが

図書館活用教育であり、読書教育です。

水戸市の学校に学校司書を配置したいと活動していますが、学校司書を配置することが子供にとって非常に重要だと市民全体に働きかけていく必要があります。そのために、市会議員の力を利用して、どういう手段で私たちの願いを実現できるのか。このことを考えなければなりません。

学校での先生たちの意識改革の話をしましたが、経営者である校長先生の意識を図書館に向けさせる五つのポイントを話します。

第一は、校長先生にアプローチするときは、成果を見せることです。

第二は、校長先生がスローガンにしていることを、図書館活用教育や読書で実現できることを校長先生の言葉を使ってアプローチすることです。

第三は、図書館活用教育のビジョンを簡潔にまとめ文章で表すことです。

第四は、図書館活用教育が文科省の資料でも学力アップにつながっていることを示すことです。

第五は、学校図書館を活性化させるためには校長先生に理解してもらう必要がある。理解してもらうには、校長先生を理解し好きになることです。

実は、この話は四国の大橋図書館で初めて話ましたが、学校司書が一人か二人しかいないときに、この図書館長がこの五つのコツを市長に実践すると言いました。その後学校司書が多数配置されたとメールが来たときはうれしかった。

学校図書館を活性化させるには、校長に図書館活用・読書教育を学校教育の重点とし、それから図書館担当を複数化してもらうことです。さらに、学校司書の専任化の前に、司書教諭の実数を確保することが重要です。

平成29年度からの学校図書館関係の地方財政措置について

現 状

- 図書整備については、平成24年度から開始した「学校図書館図書整備5か年計画」において毎年度約200億円、総額約1,000億円の地方財政措置が講じられ、学校図書館図書標準を達成した学校の割合は増加したが、十分な水準には達しておらず、古い図書が保有されている状況もある。【達成校の割合：小学校56.8%→66.4%、中学校47.5%→55.3%（平成23年→27年）】
- 学校図書館に新聞を配備している学校は、小学校で41.1%（平均1.3紙）、中学校で37.7%（平均1.7紙）、高校で91.0%（平均2.8紙）であり、各学校で新聞を活用した学習を行うための環境が十分には整備されていない。
- 厳しい財政状況の中でも、学校司書を配置する学校は近年増加しており、その必要性が強く認識されている。【小学校47.9%→59.3%、中学校47.6%→57.3%（平成24年→28年）】

必 要 性

- 学校図書館の図書については、社会の変化や学問の進展を踏まえた児童生徒にとって正しい情報に触れる環境の整備の観点から、図書標準の達成に加え、適切な図書の更新が必要である。
- 平成27年6月の公職選挙法等の改正による、選挙権年齢の18歳以上への引下げ等に伴い、児童生徒が現実社会の諸課題を多面的に考察し、公正に判断する力等を身につけることが一層重要になっており、発達段階に応じた、学校図書館への新聞の複数紙配備が必要である。
- 平成26年6月の学校図書館法の改正により、学校図書館の運営の改善・向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、学校司書を置くよう努めるものとされ、学校司書の学校図書館への配置拡充が必要である。

- **学校図書館の図書整備のための継続的な措置が必要。**
- **学校図書館への発達段階に応じた新聞の複数紙配備が必要。**
- **学校司書の配置拡充と5か年計画への位置づけが必要。**

学校図書館図書整備等5か年計画

＜財政規模＞5か年計約2,350億円
(単年度：470億円)

平成29年度からの5年間で学校図書館図書標準の達成を目指すとともに、
計画的な図書の更新、学校図書館への新聞配備と学校司書の配置拡充を図る。

①学校図書館図書の整備

＜財政規模＞ 5か年計約1,100億円 (単年度：約220億円)

(内訳) 増加冊数分： 約325億円 (単年度：約65億円)
更新冊数分： 約775億円 (単年度：約155億円)

②学校図書館への新聞配備

＜財政規模＞ 5か年計 約150億円 (単年度：約30億円)

(内訳) 小学校等（1紙）、中学校等（2紙）：約100億円 (単年度：約20億円)
高等学校等（4紙）：約50億円 (単年度：約10億円) 【新規】

③学校司書の配置（新たに5か年計画に位置づけ）

＜財政規模＞ 5か年計約1,100億円 (単年度：約220億円)

(内訳) 小・中学校に学校司書をおおむね1.5校に1名程度配置することが可能な規模を措置

平成29年度からの学校図書館関係の地方財政措置について

～学校図書館図書整備等5か年計画～

平成29年度からの5年間で学校図書館図書標準の達成を目指すとともに、計画的な図書の更新、学校図書館への新聞配備と学校司書の配置拡充を図る。

	平成24年度～平成28年度 (5か年計:約1,825億円)	平成29年度～平成33年度 (5か年計:約2,350億円)
図書	約1,000億円	約1,100億円
増加冊数	約430億円 【学校図書館図書標準の不足冊数分】	約325億円 【学校図書館図書標準の不足冊数分】
更新冊数	約570億円 【図書の更新実績を踏まえた更新冊数分】	約775億円 【図書の更新を促進するための更新冊数分】
新聞	約75億円	約150億円
小・中学校等	約75億円 【小・中学校等に1紙配置】	約100億円 うち小学校等:1紙(約50億円) 中学校等:2紙(約50億円)
高等学校等	—	約50億円 【高等学校等に4紙配置】
学校司書	約750億円 【小・中学校のおおむね2校に1名程度配置】	約1,100億円 【小・中学校のおおむね1.5校に1名程度配置】

※学校司書の配置は、28年度までは単年度措置であったが、計画的な配置を促進するため、5か年計画に新たに位置づけ

【参考】 単年度での地方財政措置(要望)

上記の5か年計画を単年度で計算すると以下のとおりとなる。

	平成28年度 (単年度総額:約365億円)	平成29年度 (単年度総額:約470億円)
図書	約200億円	約220億円
増加冊数	約86億円 【学校図書館図書標準の不足冊数分】	約65億円 【学校図書館図書標準の不足冊数分】
更新冊数	約114億円 【図書の更新実績を踏まえた更新冊数分】	約155億円 【図書の更新を促進するための更新冊数分】
新聞	約15億円	約30億円
小・中学校等	約15億円 【小・中学校等に1紙配置】	約20億円 うち小学校等:1紙(約10億円) 中学校等:2紙(約10億円)
高等学校等	—	約10億円 【高等学校等に4紙配置】
学校司書	約150億円 【小・中学校等のおおむね2校に1名程度配置】	約220億円 【小・中学校等のおおむね1.5校に1名程度配置】

※学校司書の配置は、28年度までは単年度措置であったが、計画的な配置を促進するため、5か年計画に新たに位置づけ



新しい
『学校図書館図書整備等5か年計画』が、
平成29年度からスタートします！



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

詳しくはうらへ！ ▶▶▶

学校図書館の果たす役割

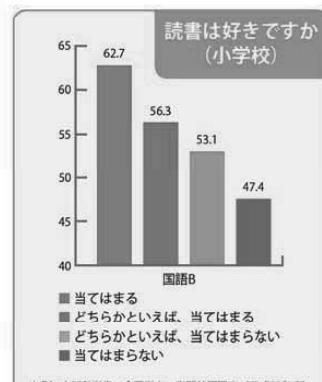
- 学校図書館は、次のような機能を有しています。
 - ・児童生徒の読書活動や児童生徒への読書指導の場である「読書センター」
 - ・児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」
 - ・児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」
- また、これからの中学校には、主体的・対話的で深い学び（アクティブラーニングの視点からの学び）を効果的に進める基盤としての役割も期待されています。
- 学校図書館がこれらの機能を一層発揮するためには、図書館資料の充実と、司書教諭及び学校司書の配置充実やその資質能力の向上の双方が重要です。

こういったことを踏まえ、新たに平成29年度からの5年間を期間とする
「学校図書館図書整備等5か年計画」を策定しました。

読書活動と学力

読書が好きな児童生徒の方が、全国学力・学習状況調査における正答率が高い傾向があります。

※小学校の国語、算数、中学校的国語、数学の結果においてすべて同じ傾向



出典) 文部科学省 全国学力・学習状況調査(平成28年度)

学校図書館図書整備等5か年計画

計画の策定に伴う 地方財政措置

1

学校図書館図書の整備

各学校における学校図書館図書標準^{*}の達成を目指すのに加え、児童生徒が正しい情報を触れる環境の整備の観点から、古くなった本を新しく買い替えることを促進します。

*文部科学省の定める、学校規模（学級数）に応じた蔵書の整備目標

単年度約220億円
(総額約1,100億円)

2

学校図書館への新聞配備

児童生徒が現実社会の諸課題を多面的に考察し、公正に判断する力を身につけることの重要性に鑑み、発達段階に応じた学校図書館への新聞の複数紙配備を図ります。

*小学校等1紙、中学校等2紙、高等学校等4紙を目安として想定

単年度約30億円
(総額約150億円)

3

学校司書の配置

学校図書館の日常の運営・管理や、学校図書館を活用した教育活動の支援等を行う、専門的な知識・技能を持った学校司書のさらなる配置拡充を図ります。

単年度約220億円
(総額約1,100億円)

- 地方財政措置は、使途を特定しない一般財源として措置されているものです。
- したがって、各市町村等において予算化が図られることによって、はじめて図書や新聞の購入費や、学校司書の配置のための費用に充てられます。
- 各市町村等におかれましては、学校図書館の現状把握と、それに基づく適切な予算措置をお願いします。

平成28年度「学校図書館の現状に関する調査」結果について（概要）

文部科学省では、学校図書館に関する行政上の参考とするため、都道府県教育委員会等を通じて、学校図書館の現状に関する調査を行っており、本調査結果は、これをまとめたものです。
本調査結果の概要是次の通りです。

I 学校図書館における人的整備の状況 ※平成28年4月1日現在。()内は平成26年5月現在の数値。

〔学校図書館を活用した取組の中心的な存在となる司書教諭の発令状況、学校司書の配置状況等について調査〕

【司書教諭の発令状況】

小学校	全体の状況	12学級以上の学校における発令状況	中学校	全体の状況	12学級以上の学校における発令状況	高等学校	全体の状況	12学級以上の学校における発令状況
国立	100.0% (88.9%)	100.0% (88.9%)	国立	72.6% (67.1%)	95.9% (89.8%)	国立	64.7% (70.6%)	100.0% (100.0%)
公立	67.9% (66.2%)	99.4% (98.7%)	公立	64.6% (62.8%)	98.9% (98.4%)	公立	87.0% (84.9%)	99.3% (98.3%)
私立	64.3% (58.5%)	89.2% (82.1%)	私立	68.4% (59.4%)	88.0% (79.2%)	私立	79.6% (73.4%)	88.2% (80.0%)
合計	68.0% (66.2%)	99.3% (98.4%)	合計	65.0% (62.6%)	98.3% (97.2%)	合計	84.5% (81.4%)	96.1% (93.0%)

[参考]

〔学校図書館法(抄)〕

第5条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

2 前項の司書教諭は、主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭又は教諭(以下この項において「主幹教諭等」という。)をもつて充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。

附 則 (抄)

2 学校には、平成15年3月31日までの間(政令で定める規模以下の学校にあつては、当分の間)、第5条第1項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。

〔学校図書館法附則第2項の学校の規模を定める政令〕

学校図書館法附則第2項の政令で定める規模以下の学校は、学級の数(通信制の課程を置く高等学校にあっては、学級の数と通信制の課程の生徒の数を300で除して得た数(1未満の端数を生じたときは、1に切り上げる。)とを合計した数)が11以下の学校とする。

【学校司書の配置状況】

小学校	配置学校数	全体に占める割合	中学校	配置学校数	全体に占める割合	高等学校	配置学校数	全体に占める割合
国立	42校 (40校)	58.3% (55.6%)	国立	40校 (40校)	54.8% (54.8%)	国立	13校 (14校)	76.5% (82.4%)
公立	11,644校 (10,978校)	59.3% (54.5%)	公立	5,408校 (5,051校)	57.3% (52.8%)	公立	2,349校 (2,371校)	66.9% (66.5%)
私立	115校 (91校)	51.3% (41.9%)	私立	521校 (416校)	70.4% (56.1%)	私立	915校 (816校)	66.4% (59.7%)
合計	11,803校 (11,109校)	59.2% (54.4%)	合計	5,969校 (5,507校)	58.2% (53.1%)	合計	3,279校 (3,201校)	66.6% (64.4%)

[参考]

〔学校図書館法(抄)〕

第6条 学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員(次項において「学校司書」という。)を置くよう努めなければならない。

※本調査における「学校司書」とは、専ら学校図書館に関する業務を担当する職員をいい、教員を除いています。
また、ボランティア(無償で活動を行う者)についても除いています。

II 学校図書館における物的整備の状況

□ 公立学校図書館の蔵書冊数やデータベース化等の整備状況について調査 □

※平成27年度末現在。()内は平成25年度末現在の数値。

【蔵書の整備状況】

配置学校数	27年度末の蔵書冊数	27年度末図書標準達成学校数の割合	
小学校	19,604校	約1億7,487万冊(約1億7,402万冊)	66.4% (60.3%)
中学校	9,427校	約1億167万冊(約9,975万冊)	55.3% (50.0%)
高等学校	3,509校	約8,349万冊(約8,479万冊)	

【百科事典や図鑑など共通教材の配備状況】

セット配備している学校数	全体に占める割合	配備されているセットの刊行後経年数別内訳			
		10年以上	5年以上	3年以上	3年未満
小学校	18,624校	95.0%	55.3%	23.8%	11.2%
中学校	8,873校	94.1%	62.6%	20.9%	9.2%
高等学校	3,379校	96.3%	86.6%	8.7%	2.6%
					2.0%

【開館状況】

	授業日数のうち開館日数の割合	長期休業日数のうち開館日数の割合
小学校	93.8%	13.8%
中学校	82.7%	12.8%
高等学校	92.1%	39.3%

※平成27年度末現在。()内は平成26年5月現在の数値。

【蔵書のデータベース化の状況】 【新聞の配備状況】

	蔵書をデータベース化している学校の割合	学校図書館に新聞を配備している学校の割合	
	小学校	中学校	高等学校
小学校	73.9% (71.6%)	41.1% (36.7%)	
中学校	72.7% (69.9%)	37.7% (31.8%)	
高等学校	91.3% (90.5%)	91.0% (90.0%)	

III 読書活動の状況

※平成27年度末現在。()内は平成26年5月現在の数値。

□ 公立学校図書館における様々な取組等について調査 □

【全校一斉の読書活動の実施状況】

	全校一斉読書活動の実施状況		うち朝の始業前に実施しているものの割合	
	実施学校数(A)	全体に占める割合	実施学校数(B)	割合(B/A)
小学校	19,038校	97.1% (96.8%)	13,035校	68.5% (71.3%)
中学校	8,341校	88.5% (88.5%)	6,062校	72.7% (73.4%)
高等学校	1,499校	42.7% (42.9%)	947校	63.2% (66.5%)

【地域との連携に関する取組の状況】

	ボランティアを活用している学校の割合	公共図書館との連携をしている学校の割合
小学校	81.4% (81.1%)	82.2% (79.9%)
中学校	30.0% (28.1%)	57.5% (52.4%)
高等学校	2.8% (2.8%)	51.1% (47.7%)

平成28年度「学校図書館の現状に関する調査」結果について

I 学校図書館における人的整備の状況（平成28年4月1日現在）

(1) 平成28年度の司書教諭の発令状況等P	2
(2) 平成28年度の学校司書の状況P	5
(参考) 司書教諭、学校司書の配置状況P	6

II 学校図書館における物的整備の状況（平成27年度末現在）

※公立学校における状況

(1) 蔵書状況P	8
(2) 1校あたりの蔵書状況P	8
(3) 小中学校における学校図書館図書標準の達成状況P	8
(4) 百科事典や図鑑などの共通教材の配備状況P	8
(5) 蔵書の構成P	9
(6) 学校図書館の図書館資料の選定・廃棄等の状況P	9
(7) 学校図書館の開館の状況P	9
(8) 学校図書館の蔵書のデータベース化の状況P	10
(9) 学校図書館と情報メディア機器の整備状況P	10
(10) 新聞の配備状況P	10

III 読書活動の状況（平成27年度末現在）

※公立学校における状況

(1) 全校一斉の読書活動の実施状況P	11
(2) 学校図書館全体計画策定の状況P	11
(3) ボランティアの活用状況P	11
(4) 公共図書館との連携状況P	11

参 考 資 料

(1) 公立学校における司書教諭発令状況等(都道府県別)(平成28年4月1日現在)P	12
(2) 全市町村における学校図書館図書標準の達成状況(平成27年度末現在)P	15

[特区]

	学校数(A)	学校司書を配置している学校数(B)	割合(B/A)	学校司書の勤務形態	常勤の学校司書を配置している学校数(C)	割合(C/A)
				常勤職員数	非常勤職員数	
小学校	2	2	100.0%	2	0	2 100.0%
中学校	0	0	0.0%	0	0	0 0.0%
高等学校	19	2	10.5%	2	0	2 10.5%
特別支援学校	小学部	0	0 0.0%	0	0	0 0.0%
	中学部	0	0 0.0%	0	0	0 0.0%
	高等部	0	0 0.0%	0	0	0 0.0%
中等教育学校	前期課程	0	0 0.0%	0	0	0 0.0%
	後期課程	0	0 0.0%	0	0	0 0.0%
合計	21	4	19.0%	4	0	4 19.0%

(参考)司書教諭、学校司書の配置状況

[合計]

	司書教諭、学校司書配置状況別学校数			
	司書教諭 …発令あり 学校司書 …配置あり	司書教諭 …発令あり 学校司書 …配置なし	司書教諭 …発令なし 学校司書 …配置あり	司書教諭 …発令なし 学校司書 …配置なし
小学校	8,730	4,827	3,073	3,315
中学校	4,351	2,312	1,618	1,974
高等学校	2,945	1,220	334	428
特別支援学校	小学部	61	469	21
	中学部	39	395	19
	高等部	71	512	26
義務教育学校	前期課程	5	10	3
	後期課程	5	4	3
中等教育学校	前期課程	18	15	11
	後期課程	26	7	11
合計	16,251	9,771	5,119	6,838

[国立]

	司書教諭、学校司書配置状況別学校数			
	司書教諭 …発令あり 学校司書 …配置あり	司書教諭 …発令あり 学校司書 …配置なし	司書教諭 …発令なし 学校司書 …配置あり	司書教諭 …発令なし 学校司書 …配置なし
小学校	42	30	0	0
中学校	30	23	10	10
高等学校	10	1	3	3
特別支援学校	小学部	2	1	1
	中学部	1	1	0
	高等部	1	1	0
中等教育学校	前期課程	4	0	0
	後期課程	4	0	0
合計	94	57	14	138

[公立]

	司書教諭、学校司書配置状況別学校数			
	司書教諭 …発令あり 学校司書 …配置あり	司書教諭 …発令あり 学校司書 …配置なし	司書教諭 …発令なし 学校司書 …配置あり	司書教諭 …発令なし 学校司書 …配置なし
小学校	8,594	4,746	3,050	3,257
中学校	3,920	2,184	1,488	1,850
高等学校	2,146	909	203	254
特別支援学校	小学部	57	468	18
	中学部	36	394	18
	高等部	69	510	26
義務教育学校	前期課程	5	10	3
	後期課程	5	4	3
中等教育学校	前期課程	7	11	8
	後期課程	15	4	7
合計	14,854	9,240	4,824	6,335

[私立]

		司書教諭、学校司書配置状況別学校数			
		司書教諭 …発令あり 学校司書 …配置あり	司書教諭 …発令あり 学校司書 …配置なし	司書教諭 …発令なし 学校司書 …配置あり	司書教諭 …発令なし 学校司書 …配置なし
小学校		93	51	22	58
中学校		401	105	120	114
高等学校		788	309	127	155
特別支援学校	小学部	2	0	2	4
	中学部	2	0	1	6
	高等部	1	1	0	8
中等教育学校	前期課程	7	4	3	2
	後期課程	7	3	4	2
合計		1,301	473	279	349

[特区]

		司書教諭、学校司書配置状況別学校数			
		司書教諭 …発令あり 学校司書 …配置あり	司書教諭 …発令あり 学校司書 …配置なし	司書教諭 …発令なし 学校司書 …配置あり	司書教諭 …発令なし 学校司書 …配置なし
小学校		1	0	1	0
中学校		0	0	0	0
高等学校		1	1	1	16
特別支援学校	小学部	0	0	0	0
	中学部	0	0	0	0
	高等部	0	0	0	0
中等教育学校	前期課程	0	0	0	0
	後期課程	0	0	0	0
合計		2	1	2	16

参考資料

(1) 公立学校における司書教諭発令状況及び学校司書配置状況（都道府県別）

①公立小学校における司書教諭発令状況及び学校司書配置状況

【公立小学校】

※28年4月1日現在

都道府県名	学校数	司書教諭発令学校数	司書教諭			学校司書		
			12学級以上の学校		11学級以下の学校	学校司書配置学校数	割合(%)	
合計	19,647	13,340	10,880	10,820	99.4%	8,767	2,520	28.7%
1 北海道	1,056	512	479	475	99.2%	577	37	6.4%
2 青森県	292	148	104	104	100.0%	188	44	23.4%
3 岩手県	331	92	90	90	100.0%	241	2	0.8%
4 宮城県	383	227	205	205	100.0%	178	22	12.4%
5 秋田県	200	77	67	67	100.0%	133	10	7.5%
6 山形県	252	89	83	83	100.0%	169	6	3.6%
7 福島県	446	209	165	165	100.0%	281	44	15.7%
8 茨城県	497	435	253	253	100.0%	244	182	74.6%
9 栃木県	372	282	164	164	100.0%	208	118	56.7%
10 群馬県	309	240	195	195	100.0%	114	45	39.5%
11 埼玉県	811	743	627	627	100.0%	184	116	63.0%
12 千葉県	800	609	517	517	100.0%	283	92	32.5%
13 東京都	1,281	1,152	1,033	1,012	98.0%	248	140	56.5%
14 神奈川県	852	826	774	774	100.0%	78	52	66.7%
15 新潟県	479	253	183	182	99.5%	296	71	24.0%
16 富山県	188	127	90	90	100.0%	98	37	37.8%
17 石川県	207	122	105	105	100.0%	102	17	16.7%
18 福井県	191	150	69	69	100.0%	122	81	66.4%
19 山梨県	174	83	75	75	100.0%	99	8	8.1%
20 長野県	360	209	195	195	100.0%	165	14	8.5%
21 岐阜県	370	243	188	188	100.0%	182	55	30.2%
22 静岡県	503	376	312	312	100.0%	191	64	33.5%
23 愛知県	966	797	735	731	99.5%	231	66	28.6%
24 三重県	368	231	164	163	99.4%	204	68	33.3%
25 滋賀県	223	151	135	135	100.0%	88	16	18.2%
26 京都府	376	332	229	229	100.0%	147	103	70.1%
27 大阪府	990	885	808	798	98.8%	182	87	47.8%
28 兵庫県	756	485	455	455	100.0%	301	30	10.0%
29 奈良県	201	172	134	134	100.0%	67	38	56.7%
30 和歌山県	243	104	78	78	100.0%	165	26	15.8%
31 鳥取県	129	129	64	64	100.0%	65	65	100.0%
32 島根県	203	169	55	55	100.0%	148	114	77.0%
33 岡山県	391	249	145	145	100.0%	246	104	42.3%
34 広島県	477	377	243	243	100.0%	234	134	57.3%
35 山口県	295	212	111	111	100.0%	184	101	54.9%
36 徳島県	177	74	54	54	100.0%	123	20	16.3%
37 香川県	160	105	91	91	100.0%	69	14	20.3%
38 愛媛県	283	202	109	109	100.0%	174	93	53.4%
39 高知県	192	57	55	55	100.0%	137	2	1.5%
40 福岡県	735	506	450	448	99.6%	285	58	20.4%
41 佐賀県	161	102	80	80	100.0%	81	22	27.2%
42 長崎県	330	125	111	111	100.0%	219	14	6.4%
43 熊本県	359	150	148	148	100.0%	211	2	0.9%
44 大分県	265	93	90	90	100.0%	175	3	1.7%
45 宮崎県	236	109	96	96	100.0%	140	13	9.3%
46 鹿児島県	516	176	133	133	100.0%	383	43	11.2%
47 沖縄県	261	144	134	117	87.3%	127	27	21.3%

②公立中学校における司書教諭発令状況及び学校司書配置状況

【公立中学校】

※28年4月1日現在

都道府県名	学校数	司書教諭発令学校数	司書教諭					学校司書
			12学級以上の学校		11学級以下の学校		学校司書配置学校数	割合(%)
			学校数	司書教諭発令学校数	発令率(%)	学校数	司書教諭発令学校数	発令率(%)
合計	9,442	6,104	4,660	4,611	98.9%	4,782	1,493	31.2%
1 北海道	596	215	187	184	98.4%	409	31	7.6%
2 青森県	160	69	46	45	97.8%	114	24	21.1%
3 岩手県	162	42	39	39	100.0%	123	3	2.4%
4 宮城県	202	113	90	90	100.0%	112	23	20.5%
5 秋田県	114	43	36	36	100.0%	78	7	9.0%
6 山形県	95	58	54	54	100.0%	41	4	9.8%
7 福島県	221	106	76	76	100.0%	145	30	20.7%
8 茨城県	220	205	124	124	100.0%	96	81	84.4%
9 栃木県	160	133	81	81	100.0%	79	52	65.8%
10 群馬県	160	116	83	83	100.0%	77	33	42.9%
11 埼玉県	413	370	266	266	100.0%	147	104	70.7%
12 千葉県	380	295	228	228	100.0%	152	67	44.1%
13 東京都	613	433	309	295	95.5%	304	138	45.4%
14 神奈川県	408	386	324	324	100.0%	84	62	73.8%
15 新潟県	230	120	78	78	100.0%	152	42	27.6%
16 富山県	80	53	35	35	100.0%	45	18	40.0%
17 石川県	84	56	46	46	100.0%	38	10	26.3%
18 福井県	74	57	39	39	100.0%	35	18	51.4%
19 山梨県	80	40	35	35	100.0%	45	5	11.1%
20 長野県	185	107	97	97	100.0%	88	10	11.4%
21 岐阜県	180	108	86	86	100.0%	94	22	23.4%
22 静岡県	263	197	152	152	100.0%	111	45	40.5%
23 愛知県	414	350	318	315	99.1%	96	35	36.5%
24 三重県	154	99	79	79	100.0%	75	20	26.7%
25 滋賀県	99	69	66	66	100.0%	33	3	9.1%
26 京都府	169	148	97	97	100.0%	72	51	70.8%
27 大阪府	460	393	364	351	96.4%	96	42	43.8%
28 兵庫県	340	234	197	197	100.0%	143	37	25.9%
29 奈良県	104	87	56	56	100.0%	48	31	64.6%
30 和歌山県	122	40	30	30	100.0%	92	10	10.9%
31 鳥取県	57	57	24	24	100.0%	33	33	100.0%
32 島根県	96	77	25	25	100.0%	71	52	73.2%
33 岡山県	155	104	72	72	100.0%	83	32	38.6%
34 広島県	236	165	90	90	100.0%	146	75	51.4%
35 山口県	148	104	54	53	98.1%	94	51	54.3%
36 徳島県	82	37	28	28	100.0%	54	9	16.7%
37 香川県	67	48	45	45	100.0%	22	3	13.6%
38 愛媛県	130	98	47	47	100.0%	83	51	61.4%
39 高知県	104	25	17	17	100.0%	87	8	9.2%
40 福岡県	337	224	184	183	99.5%	153	41	26.8%
41 佐賀県	89	43	29	29	100.0%	60	14	23.3%
42 長崎県	174	56	40	40	100.0%	134	16	11.9%
43 熊本県	163	71	67	67	100.0%	96	4	4.2%
44 大分県	125	43	41	41	100.0%	84	2	2.4%
45 宮崎県	131	42	34	34	100.0%	97	8	8.2%
46 鹿児島県	223	71	47	47	100.0%	176	24	13.6%
47 沖縄県	183	97	98	85	86.7%	85	12	14.1%

③公立高等学校における司書教諭発令状況及び学校司書配置状況

【公立高等学校】

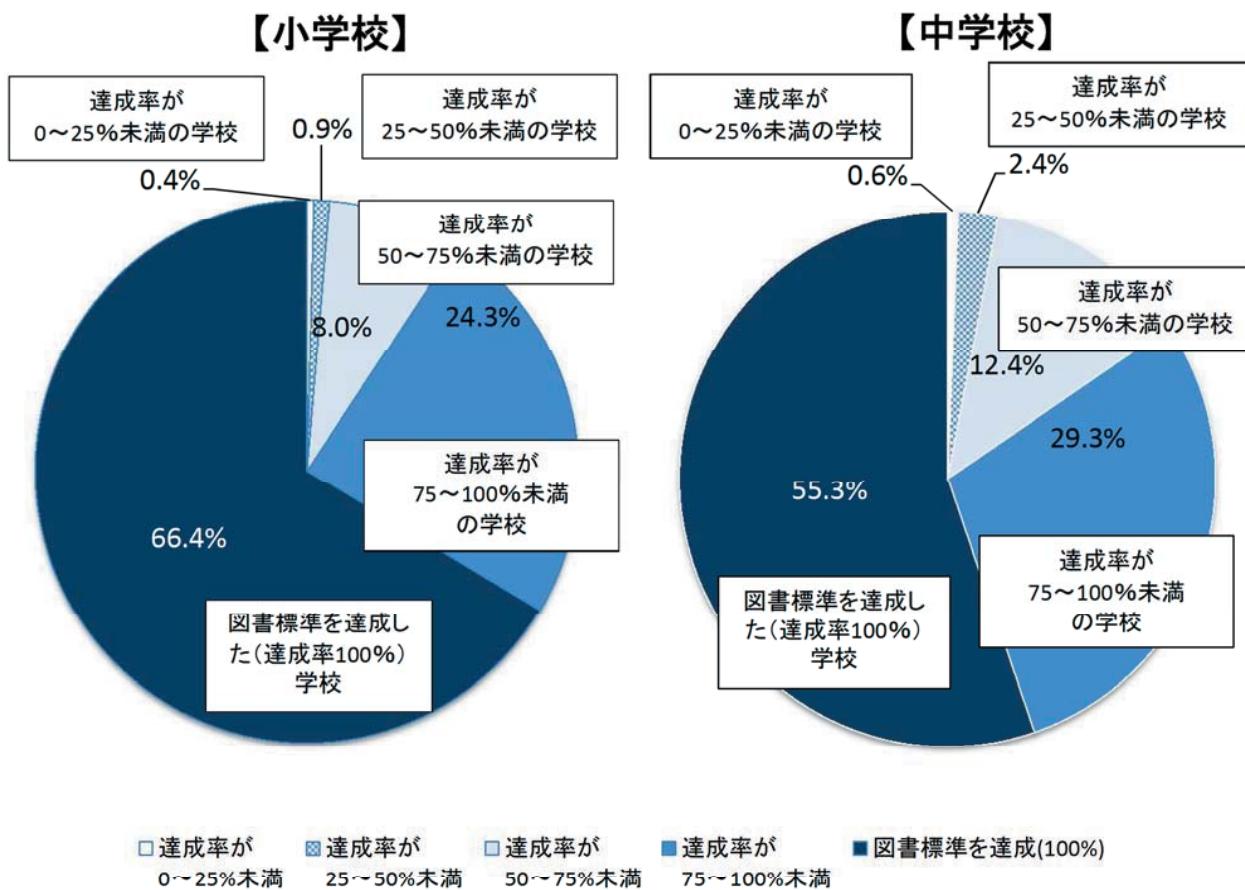
※28年4月1日現在

都道府県名	学校数	司書教諭発令学校数	司書教諭				学校司書	
			12学級以上の学校		11学級以下の学校		学校司書配置学校数	割合(%)
合計	3,512	3,055	2,827	2,807	99.3%	685	248	36.2%
1 北海道	233	131	120	117	97.5%	113	14	12.4%
2 青森県	56	45	39	39	100.0%	17	6	35.3%
3 岩手県	65	39	38	38	100.0%	27	1	3.7%
4 宮城県	75	61	57	57	100.0%	18	4	22.2%
5 秋田県	48	34	33	33	100.0%	15	1	6.7%
6 山形県	43	31	28	28	100.0%	15	3	20.0%
7 福島県	89	64	54	53	98.1%	35	11	31.4%
8 茨城県	95	89	81	81	100.0%	14	8	57.1%
9 栃木県	60	60	60	60	100.0%	0	0	0.0%
10 群馬県	68	58	52	51	98.1%	16	7	43.8%
11 埼玉県	147	147	145	145	100.0%	2	2	100.0%
12 千葉県	129	127	120	120	100.0%	9	7	77.8%
13 東京都	185	178	174	174	100.0%	11	4	36.4%
14 神奈川県	158	157	157	157	100.0%	1	0	0.0%
15 新潟県	84	71	63	55	87.3%	21	16	76.2%
16 富山県	41	40	34	34	100.0%	7	6	85.7%
17 石川県	45	33	32	32	100.0%	13	1	7.7%
18 福井県	27	25	27	25	92.6%	0	0	0.0%
19 山梨県	31	29	28	28	100.0%	3	1	33.3%
20 長野県	82	71	62	62	100.0%	20	9	45.0%
21 岐阜県	66	60	58	58	100.0%	8	2	25.0%
22 静岡県	92	86	85	85	100.0%	7	1	14.3%
23 愛知県	164	158	156	156	100.0%	8	2	25.0%
24 三重県	59	51	46	46	100.0%	13	5	38.5%
25 滋賀県	45	40	37	37	100.0%	8	3	37.5%
26 京都府	57	54	45	45	100.0%	12	9	75.0%
27 大阪府	161	159	158	157	99.4%	3	2	66.7%
28 兵庫県	155	133	127	127	100.0%	28	6	21.4%
29 奈良県	35	34	31	31	100.0%	4	3	75.0%
30 和歌山県	35	32	32	32	100.0%	3	0	0.0%
31 鳥取県	24	24	16	16	100.0%	8	8	100.0%
32 島根県	36	21	20	19	95.0%	16	2	12.5%
33 岡山県	65	58	53	53	100.0%	12	5	41.7%
34 広島県	92	71	61	60	98.4%	31	11	35.5%
35 山口県	52	46	35	35	100.0%	17	11	64.7%
36 徳島県	32	31	26	26	100.0%	6	5	83.3%
37 香川県	32	32	31	31	100.0%	1	1	100.0%
38 愛媛県	49	43	28	28	100.0%	21	15	71.4%
39 高知県	35	24	21	21	100.0%	14	3	21.4%
40 福岡県	104	102	104	102	98.1%	0	0	0.0%
41 佐賀県	36	29	24	24	100.0%	12	5	41.7%
42 長崎県	57	53	35	35	100.0%	22	18	81.8%
43 熊本県	56	48	42	42	100.0%	14	6	42.9%
44 大分県	40	37	35	35	100.0%	5	2	40.0%
45 宮崎県	41	33	30	30	100.0%	11	3	27.3%
46 鹿児島県	69	44	35	35	100.0%	34	9	26.5%
47 沖縄県	62	62	52	52	100.0%	10	10	100.0%

(2) 全市町村における学校図書館図書標準の達成状況

全国の公立小・中学校における学校図書館図書標準の達成率ごとの学校の割合

※平成27年度末現在



※学校図書館図書標準の達成率：
各学校における学校図書館図書標準に基づく蔵書冊数の達成割合。

【茨城県】

市町村名 (都道府県立 学校の場合は 学校名)	公立小学校 各学校における学校図書館図書標準の達成状況					各自治体に おいて、学校 図書館図書 標準を達成し ている学校数 が、当該自治 体の全学校 数に占める割 合
	25%未満	25～50% 未満	50～75% 未満	75～10 0%未満	達成(100% 以上)	
合 計	6	2	30	131	324	65.7%
1 水戸市	0	0	1	8	23	71.9%
2 笠間市	1	0	0	1	9	81.8%
3 ひたちなか市	0	0	0	11	9	45.0%
4 常陸大宮市	0	0	1	0	10	90.9%
5 那珂市	0	0	0	0	9	100.0%
6 小美玉市	0	0	1	2	9	75.0%
7 茨城町	1	0	0	1	2	50.0%
8 大洗町	0	0	0	0	1	100.0%
9 城里町	0	1	1	0	3	60.0%
10 東海村	0	0	0	1	5	83.3%
11 大子町	0	0	0	0	7	100.0%
12 日立市	0	0	0	5	20	80.0%
13 常陸太田市	0	0	0	0	13	100.0%
14 高萩市	0	0	0	3	2	40.0%
15 北茨城市	0	0	0	0	9	100.0%
16 鹿嶋市	0	0	0	7	5	41.7%
17 潮来市	0	0	3	3	0	0.0%
18 神栖市	0	0	4	11	0	0.0%
19 行方市	1	0	1	0	1	33.3%
20 銚田市	0	0	0	3	12	80.0%
21 土浦市	0	0	0	9	10	52.6%
22 石岡市	0	0	0	1	18	94.7%
23 龍ヶ崎市	0	0	0	1	11	91.7%
24 取手市	0	0	1	8	5	35.7%
25 牛久市	0	0	0	0	8	100.0%
26 つくば市	0	0	8	21	7	19.4%
27 守谷市	0	0	0	3	6	66.7%
28 稲敷市	0	0	1	1	9	81.8%
29 かすみがうら 市	0	0	1	1	4	66.7%
30 つくばみらい市	0	0	3	4	4	36.4%
31 美浦村	0	0	0	0	3	100.0%
32 阿見町	0	0	0	0	8	100.0%
33 河内町	0	0	0	0	2	100.0%
34 利根町	0	0	0	1	2	66.7%
35 古河市	0	0	0	7	16	69.6%
36 結城市	1	0	0	1	7	77.8%
37 下妻市	0	0	0	1	8	88.9%
38 筑西市	0	0	0	4	16	80.0%
39 坂東市	0	0	2	8	3	23.1%
40 桜川市	0	0	0	0	11	100.0%
41 常総市	0	0	0	4	10	71.4%
42 八千代町	0	1	2	0	2	40.0%
43 五霞町	1	0	0	0	1	50.0%
44 境町	1	0	0	0	4	80.0%
45 茨城県立日立 第一高等学校 附属中学校						100.0%

水戸市立図書館を育てる市民の会
「図書館指定管理者制度に関する学習会」
日時 2017年10月29日
場所 自治労会館

指定管理図書館問題の状況と課題

社団法人日本図書館協会 元事務局長 松岡 要

2013年1月に水戸市職員組合のお招きを受けて「指定管理者制度で何が失われるか—公立図書館の任務と役割を考える」と題した話しをさせていただき、その内容は『自治権いばらき』110号(茨城県地方自治研究センター2013.3)に掲載していただきました。その後2016年に水戸市は4図書館に指定管理者制度を導入する事態となりましたが、その内実をみると指定管理者制度の基本に関わる問題を内包していることを知りました。指定管理者制度推進を図っている政府筋の動きも多様になっています。

その状況などについてお伝えして、住民の求める資料、情報の確実な提供を保障する図書館の実現のために共に取組んでいきたいと思います。

1 指定管理者制度問題の現状

まず指定管理者制度をめぐる問題についての政府筋の動き、現状を説明します。

指定管理者制度は2003年に地方自治法を改定して制度化したのですが、10年余を経た今日様々な問題が起き、その是正、糊塗することに終始しています。要するに成熟した制度ではないことがあります露呈してきています。

(1) 指定管理者制度推進の総務大臣通知

政府は90年代後半以降、自治体サービスを民間に委ねることを基調とする地方行革を推進していますが、それをいっそう促進するために2015年に

総務大臣通知「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」(2015. 8. 28) を自治体に発しました。地方行革に関わる政府通知文書は絶えてありませんでしたが、安倍政権は10年ぶりに出したのです。そのなかにおいて「行政サービスのオープン化・アウトソーシング等の推進」の重要な柱として「指定管理者制度等の活用」を挙げており、次のように極めて具体的に指示しています。

- ① 公の施設については、今後、各地方公共団体による策定が見込まれる公共施設等総合管理計画も踏まえつつ、既に指定管理者制度を導入している施設を含め、その管理のあり方について検証を行い、より効果的、効率的な運営に努めること。
- ② その際、先行的に取組を行っている団体の状況等を参考にしつつ、例えば、複数施設の一括指定など、スケールメリットを活かすことでの指定管理者の裁量を増大させる取組や、公募前対話の導入等により民間事業者の参入機会を増やす取組など、指定管理者が参入しやすくなるような環境整備も含め検証すること。
- ③ また、その施策目的等から直営を選択している場合であっても、窓口業務や貸室業務、施設・設備管理といった業務について部分的に指定管理者制度を導入する等、幅広い視点からその管理のあり方について検証すること。
- ④ また、「指定管理者制度の運用について」(平成22年12月28日総行経第38号)の内容を十分に踏まえて対応されたいこと。

要するに公共施設の管理運営は民間に委ねることを基本とし、その導入手法までをも大臣名で示しているのです。

(2) 指定管理者制度を誘導する調査

この大臣通知の履行を点検するために、「地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査」を毎年実施し「見える化」を図っています。17におよぶ自治体業務を挙げ、その民間委託状況を問い合わせ、全国比較しています。さらに23の施設を挙げ、その指定管理者制度導入施設数を問うことに止まらず、2015年調査では指定管理者制度未導入自治体に対して、今後の方針を記述させました。2016年調査では、自治体職員を常駐させている施設数を記入させ、さらに常駐させている理由を記述させることまでしました。指定管理施設は「丸投げ」ですから職員を配置することは基本的にあり得ません。要するに指定管理者制度導入を誘導する調査を行っているのです。

(3) 地方交付税積算基準に「トップランナー方式」を導入

政府は2016年度から地方交付税の積算基準に「トップランナー方式」導入を進めることを決めました。公の施設に関わる歳出については、指定管理者制度など民間委託導入を前提に算定することを内容とするものです。地方

交付税を減額し「兵糧攻め」の面からも指定管理者制度導入を強いるのです。

(4) 指定管理者制度の導入状況

このようなもとで指定管理者制度導入はどうなっているかです。先に挙げた総務省「地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査」（2016. 4 調査）では次のようになっています。図書館の導入状況だけに注目することなく、市内にある他の施設の状況についても併せて関心を寄せることが重要だと思います。

指定管理者制度導入状況 総務省調査 2016年4月現在

	導入率		水戸市	
	全国	茨城県	施設数	導入率
体育館	37.8%	31.6%	5	100%
競技場（野球場、テニスコート等）	46.0%	39.7%	29	100%
プール	47.7%	55.1%	4	100%
海水浴場	12.2%	0.0%	0	
宿泊休養施設（ホテル、国民宿舎等）	87.1%	72.7%	0	
休養施設（公衆浴場、海・山の家等）	74.9%	93.1%	0	
キャンプ場等	58.4%	54.8%	0	
産業情報提供施設	74.2%	81.0%	0	
展示場施設、見本市施設	65.0%	50.0%	0	
開放型研究施設等	52.5%	100.0%	0	
大規模公園	38.9%	26.4%	4	100%
公営住宅	9.5%	5.8%	28	100%
駐車場	39.6%	37.8%	8	100%
大規模墓園、斎場等	21.2%	20.4%	3	0%
図書館	16.2%	19.7%	6	83.3%
博物館 (美術館、科学館、歴史館、動物園等)	27.8%	14.0%	7	14.3%
公民館、市民会館	21.4%	13.5%	2	0%
文化会館	50.5%	41.7%	0	
合宿所、研修所等（青少年の家を含む）	44.7%	23.1%	1	0%
特別養護老人ホーム	71.4%	100.0%	0	
介護支援センター	47.5%	47.5%	0	
福祉・保健センター	53.2%	54.0%	19	89.5%
児童クラブ、学童館等	22.3%	7.3%	3	66.7%

(5) 指定管理者制度についての総務省通知

ところで総務省は指定管理者制度に関する通知をたびたび出しています。

指定管理者制度を制度化した地方自治法改定時の自治行政局長通知「地方

自治法の一部を改正する法律の公布について」(2003. 7. 17)が最初で、指定管理者制度の目的に「経費節減」を挙げていました。法には「公の施設の目的を効果的に達成するために必要があると認めるとき」(第 244 条の 2 第 3 項)とのみあり、経費節減は目的とはなっていないことは明らかであり、法から逸脱した通知が出されたのです。

しかしその後、2008 年以降の通知には「経費節減」については触れず、指定管理をめぐって起きている問題をたしなめる「留意事項」が中心となっています。指定管理者制度から逸脱した不祥事が起き、取りやめる事例が噴出している結果でもあります。

- ・2008 年総務事務次官「平成 20 年度地方財政の運営について」
- ・2008 年都道府県財政課長等会議資料「指定管理者制度の運用上の留意事項」
- ・2009 年総務事務次官「平成 21 年度地方財政の運営について」

以上の通知等が出されましたが、それらの総括的な文書として、総務省自治行政局長通知「指定管理者制度の運用について」(2010. 12. 28) の全文を以下に挙げます。

総務省自治行政局長通知「指定管理者制度の運用について」

指定管理者制度は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため、平成 15 年 9 月に設けられたところです。

本制度は、その導入以降、公の施設の管理において、多様化する住民ニーズへの効果的、効率的な対応に寄与してきたところですが、地方公共団体において様々な取組がなされる中で、留意すべき点も明らかになってきたことから、これまでの通知に加え、下記の点に留意の上、改めて制度の適切な運用に努められるよう、地方自治法第 252 条の 17 の 5 に基づき助言します。

記

- 1 指定管理者制度については、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときに活用できる制度であり、個々の施設に対し、指定管理者制度を導入するかしないかを含め、幅広く地方公共団体の自主性に委ねる制度となっていること。
- 2 指定管理者制度は、公共サービスの水準の確保という要請を果たす最も適切なサービスの提供者を、議会の議決を経て指定するものであり、単なる価格競争による入札とは異なるものであること。

- 3 指定管理者による管理が適切に行われているかどうかを定期的に見直す機会を設けるため、指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとすることとされている。この期間については、法令上具体的な定めはないものであり、公の施設の適切かつ安定的な運営の要請も勘案し、各地方公共団体において、施設の設置目的や実情等を踏まえて指定期間を定めること。
- 4 指定管理者の指定の申請にあたっては、住民サービスを効果的、効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めるこことに意義があり、複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましい。一方で、利用者や住民からの評価等を踏まえ同一事業者を再び指定している例もあり、各地方公共団体において施設の態様等に応じて適切に選定を行うこと。
- 5 指定管理者制度を活用した場合でも、住民の安全確保に十分に配慮するとともに、指定管理者との協定等には、施設の種別に応じた必要な体制に関する事項、リスク分担に関する事項、損害賠償責任保険等の加入に関する事項等の具体的な事項をあらかじめ盛り込むことが望ましいこと。
- 6 指定管理者が労働法令を遵守することは当然であり、指定管理者の選定にあたっても、指定管理者において労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされるよう、留意すること。
- 7 指定管理者の選定の際に情報管理体制のチェックを行うこと等により、個人情報が適切に保護されるよう配慮すること。
- 8 指定期間が複数年度にわたり、かつ、地方公共団体から指定管理者に対して委託料を支出することが確実に見込まれる場合には、債務負担行為を設定すること。

(6) 総務省「公の施設の指定管理者制度の導入状況に関する調査」

上記の通知についての履行状況をみるために、総務省は2012年、2015年に詳細な調査を実施しました。その調査項目は20以上あり、住民、利用者の意向、専門家の意見などの反映のほか、労働法令の遵守などが内容となっています（別添資料参照）。この調査結果は総務省ホームページに全施設の詳細なデータが公表されています。これも併せてご覧になると良いと思います。

(7) 指定管理の取消し（総務省発表）

以上の調査だけでなく、総務省は概ね3年毎に指定管理者制度導入状況を調査しております。同時に指定管理を取消し、止めた施設数も以下のように明らかにしています。

- 2003～2006年 34施設

- ・ 2006～2009 年 2,092 施設
- ・ 2009～2012 年 2,415 施設
- ・ 2012～2015 年 2,308 施設

指定管理施設は 7 万を超えていますが、これまで合わせて 7 千近く止めているのです。この中には施設の廃止も若干ありますが、2012～2015 年の内訳をみると、指定取消 696、業務停止 47、指定管理取りやめ 1,565、となつており、安定した管理運営の状況にはないことが分かります。

2 指定管理図書館の状況

以上のような全体状況を踏まえたうえで、指定管理図書館について述べていきます。

(1) 総務省「地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査」(2016. 4. 1)

先に紹介したこの調査のうち図書館についてみると、次のとおりです。

- ・ 図書館への指定管理者制度導入自治体数：1,410 自治体中 233 自治体 16.5%
- ・ 指定管理者制度導入図書館数：3,315 館中 541 館 16.3%
- 導入率：都道府県 11.3% 指定都市 22.1% 特別区 48.9%
- 中核市 8.2% 特例市 18.4%

特別区が異常に多い実態にあります。これは都区財政調整制度が「トップランナー方式」を事実上導入している結果です。

市町村の導入率 (類似団体別)

一般市		産業構造			
		II・III次 95%以上		II・III次 95%未満	
		III次 65%以上	III次 65%未満	III次 55%以上	III次 55%未満
人口	～5万人	20.0%	5.0%	12.8%	17.3%
	5～10万人	20.0%	7.7%	13.1%	16.5%
	10～15万人	66.7%	19.7%	18.9%	8.2%
	15万人～	0.0%	0.0%	19.7%	0.0%
町村		産業構造			
		II・III次 80%以上		II・III次 80%未満	
		III次 55%以上	III次 55%未満		

人口	～0.5万人	0.0%	25.0%	8.1%
	0.5～1万人	5.5%	13.3%	6.8%
	1～1.5万人	3.5%	5.6%	14.3%
	1.5～2万人	5.8%	5.6%	6.7%
	2万人～	15.2%	13.6%	13.6%

産業構造：産業別就業人口数／就業者

人口総数

- 図書館の指定管理者制度導入自治体の内訳

全館に導入：173 自治体、うち複数館全館が指定管理 56 自治体

複数館設置の自治体で、指定管理図書館が 5 割以上の自治体：32 自治体

複数館設置の自治体で、指定管理図書館が 5 割未満の自治体：24 自治体

- 自治体職員の常駐について

自治体職員常駐図書館数：3,315 館中 2,289 館 69.0%

自治体職員が常駐していない図書館数：1,026 館（31.0%）

うち指定管理図書館 315 館

自治体職員が常駐していない自治体数：323 自治体（22.9%）

うち指定管理図書館のある自治体 173 自治体

全館が指定管理図書館で自治体職員常駐図書館のある自治体：6 自治体

自治体職員が居ない図書館が、指定管理図書館以外では 711 館もあるのです。業務委託により派遣が「常駐」している図書館が 2 割もあるのです。

(2) 指定管理者の種別

総務省の「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査」では、指定管理者の種類を挙げています。その 2015 年調査では次のようになっています。

	図書館		全施設	
株式会社	390	79.3%	14,998	19.4%
社団・財団法人等	44	8.9%	19,680	25.4%
地方公共団体	0	0.0%	239	0.3%
公共的団体	5	1.0%	12,564	16.2%
地縁による団体	3	0.6%	15,855	20.5%
特定非営利活動法人	36	7.3%	3,525	4.6%
その他	14	2.8%	10,481	13.6%
合計	492	100.0%	77,342	100.0%

このデータから言えることは、「株式会社」・企業が指定管理者になっている施設は全体では 2 割程度ですが、図書館の場合は 8 割にもなっているこ

とです。その内訳をみると次のようになっています。

指定管理者(株式会社) の内訳(上位 27 社)

構成比：株式会社が指定管理者の延べ図書館数に占める割合

指定管理者名	2012 年調査		2015 年調査	
	館数	構成比	館数	構成比
図書館流通センター	120	43.0%	245	47.6%
ヴィアックス	28	10.0%	40	7.8%
大高商事	7	2.5%	32	6.2%
大新東ヒューマンサービス	20	7.2%	22	4.3%
紀伊国屋書店	10	3.6%	20	3.9%
藤井産業	7	2.5%	20	3.9%
神戸新聞	5	1.8%	10	1.9%
丸善	11	3.9%	8	1.6%
日本施設協会	2	0.7%	8	1.6%
アクティオ	2	0.7%	7	1.4%
ヤオキン商事	4	1.4%	6	1.2%
有隣堂	3	1.1%	6	1.2%
N T T ファシリティーズ	2	0.7%	6	1.2%
テルウェル東日本	3	1.1%	5	1.0%
啓文社			5	1.0%
新和ビルサービス			5	1.0%
長谷工			5	1.0%
グランディオサービス	4	1.4%	4	0.8%
常総ビル整美			4	0.8%
近代ビル管理社	3	1.1%	3	0.6%
ティー・エム・エンタープライズ	3	1.1%	3	0.6%
鹿島建物	2	0.7%	3	0.6%
T M エンタープライズ			3	0.6%
カルチャー・コンビニエンス・クラブ			3	0.6%
すばる			3	0.6%
リブネット			3	0.6%
東急コミュニケーションズ			3	0.6%

図書館流通センターが圧倒しており 4 割を超えており、同社は 2016 年 5 月に“全国 3264 館中 496 館 15% を受託運営している、うち指定管理 313 館、業務委託 183 館である”と発表しています。

(3) 実績

指定管理者制度導入の目的は住民サービスの拡充にあり、経費節減ではないことは総務省もたびたび強調しています。図書館にとって、それはどうか、を正確に捉えることが必要です。賑わいとか、居心地の良さ、コーヒーが飲めるなどということは、図書館の本質を捉えた「サービス」ではありません。図書館サービスの基礎基本は、求められた資料、情報の確実な提供にあります。それを評価する指標として「貸出し」があります。その数値について、指定管理者制度導入の前年度・直営時と導入後の 2015 年度実績を比較してみました（A 欄）。さらに同様の調査をした 2013 年度との比較もしてみました（B 欄）。

導入 年度	A 導入の前年度比較				B 2013 年度・2015 年度比較		
	増の図書館	減の図書館	増減 無し	計	増の図書館	減の図書館	計
2005	3(75.0%)	1(25.0%)		4	1(25.0%)	3(75.0%)	4
2006	29(61.7%)	18(38.3%)		47	21(46.7%)	24(53.3%)	45
2007	35(74.5%)	11(23.4%)	1	47	34(75.6%)	11(24.4%)	45
2008	27(71.1%)	11(28.9%)		38	16(43.2%)	21(56.8%)	37
2009	23(46.9%)	23(46.9)	3	49	13(30.2%)	30(69.8%)	43
2010	25(52.1)	22(45.8%)	1	48			
2011	11(73.3%)	4(26.7%)		15			
2012	15(50.0%)	15(50.0%)		30			
計	168(60.4%)	105(37.8%)	5	278	85(48.9%)	89(51.1%)	174

なんと直営時から減らしている図書館は 4 割近くもあるのです。さらに 2013 年度調査との比較をみると、減っている図書館が 5 割以上になっているのです。サービス拡充の目的達成にはなっていないのです。

これを指定管理者種別でみると、企業も同様な傾向を示しております。

指定管理者種別	増の図書館	減の図書館	計
企業	119(62.6%)	71(37.4%)	190
NPO 法人	20(60.6)	13(39.4%)	33
公社・財団等	26(60.5%)	17(39.5%)	43
その他	6(60.0%)	4(40.0%)	10
計	171(62.0%)	105(38.0%)	276

(4) 指定管理取消し図書館

指定管理者制度を取消し、止めた図書館はこの間合わせて 14 館です。新潟県南魚沼市、長野県飯島町、愛知県新城市、兵庫県稻美町立、島根県出雲市立大社・平田、島根県安来市立、徳島県三好市井川、香川県善通寺市立、

高知県佐川町立、山口県下関市立中央、福岡県小郡市立、佐賀市立東与賀、鹿児島県西之表市立。

3 政府、指定管理図書館を肯定せず

以上見たように、指定管理図書館の実態は問題があることが確認できると思います。このような下、政府は指定管理図書館を肯定していないことを明らかにしました。

(1) 内閣府経済財政諮問会議における高市総務相の報告（2016.11.25）

経済財政諮問会議において高市総務相は「トップランナー方式」の報告のなかで、図書館、博物館、公民館、児童館については対象としないことを明らかにしました。その内容は「トップランナー方式」の対象としない理由を挙げることなく、次のように図書館のあり方に関わる基本点を挙げたのです。

○地方団体においては、以下の観点から指定管理者制度を導入しないとの意見が多い。

- ・教育機関、調査研究機関としての重要性に鑑み、司書、学芸員等を地方団体の職員として配置することが適切である。(図書館・博物館等)
- ・専門性の高い職員を長期的に育成・確保する必要がある。

○関係省（文部科学省及び厚生労働省）や関係団体（日本図書館協会等）において、業務の専門性、地域のニーズへの対応、持続的・継続的運営の観点から、各施設の機能が十分に果たせなくなることが懸念されるとの意見がある。

○実態として指定管理者制度の導入が進んでいない。

○社会教育法等の一部改正法（2008年）の国会審議において「社会教育施設における人材確保及びその在り方について、指定管理者制度の導入による弊害についても十分配慮し、検討すること」等の附帯決議がある。

(2) 高市報告の意義と背景

この報告内容の意義は、次のように捉えることができます。

- ・「トップランナー方式」の名を借りて、政府として指定管理図書館を肯定しないことを表明した。

「指定管理者制度を導入しないとの意見が多い」との認識を表現したことは、政府としても肯定していないことの表明である。

- ・図書館の管理運営の基本を、政府として明確に認めた。
- ・指定管理者制度が進んでいないことを認めた。
- ・指定管理者制度に弊害がある、との認識を示した2008年国会附帯決議

を評価した。

- このような報告をした背景として、次のようなことがあると思います。
- ・政府は、地方行革推進の主要事項に指定管理者制度を挙げ（総務大臣「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」（2015. 8. 28）、その推進のために「地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査」を行い（毎年実施）、その進捗状況を「見える化」するとしている。
 - ・ところが、指定管理図書館については全国各地で問題となり、複数の市で住民投票が行われる事態になっている。図書館事業に無関係な営業活動が図書館施設の主要スペースで行われる、図書館の基本的な役割を欠如した構想が続いている、指定管理者を管理する部署を設ける、など指定管理者制度の本来的なあり方から逸脱した「行為」が各地で起きている。
 - ・図書館には「無料原則」が貫徹しており、民間企業に委ねる対象とはならない。
 - ・国会審議においても、指定管理図書館を評価、肯定する政府答弁は皆無であり、“地方が判断、やっていること”、との答弁に終始している。
 - ・日本図書館協会は指定管理図書館についての調査を毎年行っているほか、総務省調査等の図書館に関するデータを抽出、分析している。これらは他の「公の施設」では見られない取組みである。また指定管理者制度問題の論考では、図書館関連が多い。
 - ・政府は、指定管理図書館が「公の施設」の指定管理者制度推進の妨げになっている、との認識を示したと捉えることができる。

(3) 政府はもともと指定管理図書館を肯定してこなかった
改めてこの間の経緯を点検し、まとめてみました。

- ・総務省内部に設置された指定管理者制度の検討組織は、図書館を検討の対象としていなかった。検討組織に加わっていた研究者が明らかにした。
- ・制度化の地方自治法改定を審議した衆議院総務委員会（2003. 5. 27）では、野党の質問に答え総務大臣は、一般法（地方自治法）と特別法、個別法（図書館法、社会教育法）の関係で個別法が優先すると答弁し、図書館法、社会教育法が対象としている施設は適用外であることを明らかにしていた。
- ・さらに、指定管理図書館、「トップランナー」をめぐる国会質疑を通してみると、肯定する答弁はなかった。
- ・総務省地方財政審議会「今後目指すべき地方財政の姿と平成 29 年度の地方財政への対応についての意見」（2016. 12. 14）や、内閣府経済・財政一体改革推進委員会制度・地方行財政ワーキング・グループ（2016. 9. 23）での議論においても、肯定していない。

- ・衆議院総務委員会（2017.2.23）で図書館の「トップランナー」をめぐる質疑が行われたが、国会においても先の高市報告を明確にした。
- ・既に文部科学大臣は「図書館にはなじまない」との国会答弁をしていた（2008.6.3）。
- ・総務大臣も「図書館は対象とすべきではない」と発言している（2011.1.5）。
- ・唯一指定管理者制度導入を肯定した大臣は、経済財政諮問会議（2003.11.26）における河村建夫文部大臣で、「指定管理者制度が導入されたことを受け、館長業務を含めた全面的な民間委託が可能であることを改めて明確に周知」と発言した。

4 日弁連が指定管理者制度の条例案提起

このような政府の動きがあるなか、日本弁護士連合会は指定管理者制度に関する基本条例案を提起しました。社会的政治的に重要な役割を果たしている団体による提起であり、それだけに指定管理者制度の問題は大きいと言えます。

（1）日本弁護士連合会「指定管理者制度基本条例案」（2017.4）

その中心点は次のとおりです。

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法に定めるもののほか、指定管理者制度による本県（市）の公の施設の管理に関し必要な基本的事項を定め、公の施設に係る役務の品質の確保及び利便性の向上を図り、もって、公共の福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 （略）

（公の施設の管理に関する指定管理者制度の採用の是非の検討）

第3条 実施機関は、公の施設の設置をし、又は公の施設の運営について変更しようとするときは、当該公の施設の設置の目的を効果的に達成するために、直営と指定管理者による管理のいずれが適当か検討し、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の検討においては、公共サービスの水準の確保の観点から行わなければならず、経費の節減を目的として指定管理者制度を導入してはならない。

（指定管理者による管理の導入要件）

第4条 指定管理者に本県（本市）の公の施設の管理を行わせるには、次の基準に適合することを要するものとする。

一 指定管理者による公の施設の管理によって、次のいずれかの効果が得られる等、公の施設の設置の目的が効果的に達成することが見込まれること。

(1) 法人その他の団体が有する専門的な知識経験を活用した当該公の施設に係る事業の適切な実施が図られること。

(2) 当該公の施設の営業日又は営業時間の延長その他の住民の利用に係る利便性の向上が図られること。

(3) 住民による当該公の施設の設置目的に沿った利用の充実が見込まれること。

二 公の施設の管理者に関する法令の規定に違反しないこと。

三 次の施設に該当しないこと。

(1) 図書館その他公の施設に係る事業が長期の継続的な方針の下に行われる必要がある施設

(2) 病院、保育所その他公の施設の利用者に対する役務提供について信頼関係を継続する見地から期間を限定することが適当でない施設

(3) [以下 略]

(2) 日弁連提起の意義

この提起の意義として、次のように捉えることができます。

- ・指定管理者制度の本来的なあり方を無視する自治体の動きを正す基準を示している。
- ・指定管理図書館の問題をかなり意識して立案されている。
- ・官製ワーキングプアを断つ役割がある。

5 水戸市の図書館

以上を踏まえたうえで水戸市の問題を考えてみたいと思います。

(1) 市立図書館

まず市立図書館の状況です。図書館サービスの基礎は貸出しですが、住民1人あたりの貸出点数（貸出密度）は、図書館評価の基本です。他との比較検討は、まずその多寡で行なうことが普通です。水戸市は人口27万人ですから、全国の人口20～30万人の43市との比較をしてみました。

人口段階別市町村図書館貸出密度状況

2016年4月1日現在 サービス等は2015年度実績

日本図書館協会「日本の図書館 2016」から作成

詳細は、「現代の図書館」54(3) 2016.9 参照

水戸市 2017年度『水戸市立図書館要覧 平成29年度』から作成

	貸出密度上位 10%の市の平均	人口 20~30万 人の市の平均	水戸市 2016年度	水戸市 2017年度
市数	5	43		
人口	245,046.4	246,857.0	273,046	270,528
貸出密度	10.2	5.4	4.6	4.7
図書館数	7.6	4.2	6	6
自動車図書館数	1.0	0.7	0	0
正規雇用職員数	32.0	15.8	23	-
うち司書	19.2	6.9	15	-
司書率	60.0%	43.7%	65.2%	
非常勤・臨時職員数	71.6	33.5	23.8	-
委託・派遣職員数	12.6	14.6	35.8	-
蔵書冊数	1,072,630.4	707,815.2	949,620	972,168
図書年間購入冊数	39,685.8	23,785.4	23,689	24,942
雑誌年間購入種数	738.8	361.4	690	-
貸出登録者数	104,791.3	98,877.7	163,677	167,644
貸出資料数	2,512,217.8	1,335,696.5	1,245,578	1,269,751
予約件数	382,962.2	153,877.6	147,270	137,431
図書館費（千円）	421,090.6	227,611.7	564,966	558,235
資料費（千円）	74,459.0	48,364.4	55,637	55,637
人口当資料費（円）	303.0	195.9	203.8	205.7

貸出密度は4.7で平均を上回っていますが、上位10%の5市の半分程度にとどまっています。司書率は高いのですが、資料費は少ない、と言えます。

その図書館経費です。地方交付税図書館需用費額は1億8,207万1千円と推定されますが、2017年度当初予算額は6億9,339万7千円（図書館費5億5,823万5千円 人件費1億3,516万2千円）と、地方交付税需用費額の380.8%を予算化しております。全国平均では220.1%と推定されますので、水戸市の予算措置は努力されていると言えます。

(2) 学校図書館

学校図書館の状況は市立図書館として、ますます重視することが求められています。

文部科学省の「学校図書館の現状に関する調査」(2016.4.1現在)によれば、学校図書館図書標準の達成状況は、小学校で50~75%達成が1校、75~100%達成が8校、100%達成が23校(71%)、中学校では75~100%達成が6校、100%達成が9校(60%)とのことです。

学校司書の配置状況は不明ですが、茨城県全体では小学校 362 校 (72.8%)、中学校 134 校 (60.9%) とのことです。

学校図書館協議会による「平成 28 年度学校図書館整備施策に関するアンケート」によれば（29 年度調査は未回答）、1 校あたりの図書購入予算額は小学校 695,667 円、中学校 729,813 円とのことです。学校図書館の図書費などは地方交付税措置がされていますが、それに基づく予算化について図書費は予算化したが、新聞購入費は予算化していないとのことです。学校司書配置の予算化については一部の小中学校に予算化、学校司書未配置の学校図書館運営については無償ボランティアが補助しているとのことです。学校司書の雇用形態は、公共図書館の職員が学校司書兼務していると答えています。学校司書の研修は行っていないとのことです。

これらのデータから、学校図書館整備は課題となっていることが明らかです。

6 図書館とは

指定管理者制度を導入したもので、改めて図書館とは何かとの基本に立って考えることが必要と思います。

2013 年 6 月議会で教育長は「図書館の役割と任務」について、「市民の読書要求や学習要求などの応えるため、図書を始めとする様々な資料を収集・整理・保存し、それを市民等に提供し、その提供が調査研究に資するものと認識している。」と答弁しています。求められた資料、情報を確実に提供することという図書館の役割、機能を明確にした答弁です。そのための要件としてコレクション形成、司書の配置、連携協力の仕組みが必要です。それらの点を確認するために、まず制度的な面について述べたいと思います。

○図書館の管理運営の基本

図書館は自治体が設置し、教育委員会が管理することが法制度上明確です。最近長部局が所管する図書館が増えており、文部科学省調査によれば 136 館あるとのことです。

教育委員会が管理する意義は、図書館は教育機関として自立して運営することが求められているからです。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 30 条には「地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他教育機関を設置する」と、図書館は「教育機関」として位置づけられています。この「教育機関」について文部省は「法第 30 条の教育機関とは、教育、学術、および文化（以下「教育」という。）に関する事業…を行うことを目的とし、専属の物的施設および人的施設を備え、かつ、管理者の管理の下にみずからの意思をもって継続的に事業の運営を行う

機関である」（文部省初等中等教育局長回答 1957年）と明らかにしています。教育委員会の管理の下であるが、その運営は「みずから意志をもって」自立して為すことを求めているのです。選書についてたびたび問題になりますが、それは図書館長の専管事項であることは、この点からも明確です。長部局所管の図書館は、それについては不明確になります。

また図書館は司書を中心とした運営が求められています。図書館法に基づく「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（2012年12月19日文部科学省告示）には、「三 運営の基本」の項があり、「① 図書館の設置者は、当該図書館の設置の目的を適切に達成するため、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上に十分留意しつつ、必要な管理運営体制の構築に努めるものとする。」としております。これは先に紹介した「社会教育法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（衆・参）」で「…公民館、図書館及び博物館等の社会教育施設における人材の確保及びその在り方について検討するとともに、社会教育施設の利便性向上を図るため、指定管理者制度の導入による弊害についても十分配慮して、適切な管理運営体制の構築を目指すこと。」（参議院文教科学委員会 2008.6.3）を受けての項目です。国会は指定管理者制度については弊害があるとの認識を示し、人材＝専門職の確保による「適切な管理運営体制の構築」を求めているのです。

○図書館の特質

さらに具体的に見てみると、図書館は単なる施設ではなく、所蔵する資料の提供を旨としており、中身の伴う「コンテンツ機関」です。

そのコンテンツを有効に提供するために、司書が中核となることが必要で、集団的専門性が発揮できることが求められます。具体的には、資料の選定によるコレクションの形成、求められていることを正確に捉えること＝資料相談、レファレンスに応じ、確実な資料提供を実現することです。そのためにも、コレクション形成を図る書誌データ作成能力が司書集団には求められます。日々接する利用者の動向を踏まえた書誌データ、分類、件名、キーワードなどを付加、コントロールすることが必要です。

それらは各館が単独に機能することではなく、複数の図書館のある自治体では、全館が一体となった一元的管理が絶対的要件となります。管理者がバラバラでは図書館の機能は発揮できません。

図書館事業は自治体だけでとどまるところなく、他の自治体の図書館や関係機関などとの連携協力は不可欠です。資料の相互貸借、資料の分担保存などを拡充していくこと、県立図書館の役割の存在を前提にサービスを展開します。図書館どうしの協力、支援は、他の施設では見られない図書館特有のことともいえます。競争とは無縁です。

さらに、資料の収集、提供、個人情報の保護など「図書館の自由」が確実に保障されることも必要となります。自治体、教育委員会など公的仕組みがあって、それは確実なものとなります。

図書館は無料の原則が貫徹している唯一の施設です。図書館の基本的サービスから収益を得ることは不可能な仕組みが保障されているのです。

○図書館長が担う役割、責任

このような役割を果たしている図書館はさらに、住民の読書権を保障する環境整備の機関としての役割が求められています。地域には、図書館のほか、学校、保育園、幼稚園、公民館、その他公共施設などでは読書や調べものの資料、図書等をもち、提供しています。地域文庫など読書活動をしている団体も多くあります。

こういった施設、機関、団体なども読書保障を担っているのですが、それら読書環境全体を把握することは自治体としても極めて重要になっています。図書館長は、それら地域の読書環境を把握し、それをいっそう進展させるための責任者としての役割を果たすよう制度的な仕組みが求められています。

さらに、自治体が所有する資料の一元的管理を図書館が担うこと必要となっています。市役所の各部局は膨大な資料、書籍、雑誌等を購入、活用しています。また多くの行政資料を所蔵しています。それらはその部局のみで利用されていますが、住民が求める情報、資料はますます広がっており、これらの役所がもっている資料の有効活用も図られるべき状況にもなっています。各部局においても他部局が所蔵する資料の利活用も必要となっています。

図書館はそれらも含めた資料管理を行うことにより、一層のコレクション形成が図られることになります。図書館長は役所、機関、施設全体の資料管理の責任者としての役割が果たせることが求められている状況にあると考えます。

○図書館協議会

図書館法は図書館協議会を規定しています。図書館協議会は、図書館長の諮問機関、意見具申機関にとどまらず、教育委員会の付属機関として位置づけられており、答申、意見等は教育委員会も尊重義務、規制されています。このような機能をもつ機関が制度化されている意味合いは重視すべきです。

文部省「図書館法第14条第1項に基づき設置する図書館協議会は、地方自治法第138条の4第3項に規定する付属機関」（委社第59号 文部省社会教育局長 1965.9.6）

文部省地方課法令研究会『解説教育関係行政実例集』（学陽書房 1976.7）

図書館協議会の設置態様、機能等は、図書館法の規定に照らしても、地方自治法上の付属機関と同一であり、かつ、図書館協議会も観念的には教育委員会に附属しており、法律によって、館長に意見具申することを通じてそれを教育委員会に尊重させるというふうに制限されている。

7 水戸市立図書館の指定管理者制度導入

以上、図書館の基本点について述べましたが、そのことを踏まえて水戸市の指定管理図書館の問題を考えてみます。

(1) 導入の目的が明確ではない

「水戸市新図書館基本計画（平成21～26年度）」において「地域の知の拠点として、本と人との出会いを生み出す、市民との協働による開かれた図書館」と述べていますが、これと指定管理者制度導入理由との関連が明確にされていません。「水戸市第6次総合計画（平成26～35年度）」では「図書館サービスの充実」として、①図書、資料の充実、②市民の知的欲求・課題解決支援機能の充実、③子ども読書活動の推進、④市民との協働による図書館活動の展開、を挙げていますが、これらの項目との関連も明らかにされていません。

これまでの管理運営上の総括、現在の問題点が明らかにされておらず、図書館の役割、機能の拡充につながる説明がありません。このような状況での導入です。先に紹介した総務省の指定管理者調査の設問項目に照らして点検することが必要に思われます（添付資料参照）。

(2) 政府の指定管理図書館についての見解についての考え方を問う

さらに先に申し上げましたとおり、政府は指定管理図書館については肯定しないことを明確にしました。これについて市教育委員会にどのように捉えているか質すべきだと思います。

(3) 学校図書館支援事業

指定管理者が「学校図書館支援」を行っています。学校教育に企業が容喙することの問題を感じます。学校図書館に専任の学校司書未配置の現状において、指定管理者が担うことの問題点を指摘すべきだと思います。

学校図書館の業務を指定管理者が行うことは、学校からの指示などが欠かせません。「偽装請負」になりかねない問題が起こります。東京においても、それを懸念する動きが顕著になっています。

(4) 育児コンシェルジュ、託児サービスなどを新たなサービスとして宣伝されていますが、これらは図書館の基本的な業務との関連はいかなるものか、確認すべきと思います。

(5) 指定管理者制度導入後の9月に利用者アンケートを実施、その結果を公表しています。しかし設問の8項目は次のように、図書館の基本的機能に

については皆無であり、このような結果のみで、「高い評価」と認めるのかについて、教育委員会に質すべきだと思います。

設問項目：①施設の整理、清掃状況 ②職員の応対 ③手続きの利用しやすさ ④イベントやサービスの満足度 ⑤設備・備品の使いやすさ ⑥施設内の案内表示 ⑦施設の満足度 ⑧施設の再利用

8 直営中央館と指定管理地域館の仕組み、体制は指定管理者制度から逸脱

水戸市は図書館の管理運営組織を二元化しました。直営の中央図書館管理係は「指定管理者が管理業務を行う図書館の指導及び監督に関するこころ」を業務内容としています（「水戸市立図書館要覧」）。指定管理図書館を管理する部局を教育委員会事務局に設けている自治体もありますが、このいずれも指定管理者制度から逸脱した行為です。

(1) 指定管理図書館を行政が管理することは、制度上許されない。

指定管理者制度とは、指定管理者の創意性、能力に着目した制度であり、自立して運営することを前提とする制度です。施設の管理運営を「丸投げ」することを認める制度です。「公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、…地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる。」（地方自治法 244 条の 2 第 3 項）との条文は、それを示しています。

したがって指定管理者への行政の関与は自ずと限定されており、条文には「指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。」（地方自治法 244 条の 2 第 7 項）ことのみを課しています。行政当局が所管業務を他に委ねた場合、必要な責任を果たすことは当然であり、そのための業務はあります。しかしそれは、指定管理者が行っている管理運営に行政当局が介入することとは異なります。日常的に業務チェックする必要があるとする認識ならば、委ねたこと自体が問題であり、「指導及び監督」を業務とする理由を問い合わせる必要があります。

また日常的に「指導」、指示するならば、それは偽装請負になりかねません。「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準を定める告示」（労働省告示第 37 号 1986. 4. 17 改正厚生労働省告示第 518 号 2012. 9. 27）には、「注文主と労働者との間に指揮命令関係がある場合は、請負契約であっても労働者派遣事業に該当する。委託した業務について、委託側職員はしてはならない。」との条項に触れる行為を施行規則で掲げてい

るのです。

(2) 管理の二元化

サービス内容のほか、コレクション形成、書誌データの作成などは一元的管理があるが故に図書館事業が展開できます。それを直営館、指定管理館と二元化することは、先に述べた図書館特有の組織運営、進展の妨げになります。

(3) その中核的なこととして選書のことを捉えているようです。

直営館が主宰する選書会議は水戸市図書館のコレクション形成ではなく、「問題資料」の規制が主たる動機であるようです。選定した資料のチェックは、指定管理者にとって最も重要な「商品」提供の創意性への容喙ともなります。指定した側＝当局、指定管理者制度に応募・指定された側の双方がこういった図書館事業の基本とも言える業務について了解、「合意」していることは、図書館の本質的な役割を欠如した行為です。

(4) 総務省は明確な回答を避けている

指定管理図書館を導入した豊田市は、教育委員会事務局に図書館管理課を設置しました（その事務室は図書館内に設置）。市民の批判、心配に対して教育委員会が責任をもつから心配ない、との理由でした。地元の「図書館を考える市民の会」は、総務省にこれについて指定管理者制度に照らしてどうかと問合せしました。総務省は「仕様書で、指定管理者の業務内容がどうなっているかによる」と回答しましたが、制度の基本にふれた回答を避けました。

全部が指定管理にならなくて良かった、一部でも直営で良かった、とする意見や考え、気持ちをいだく人は多くあります。図書館は単館で機能するのではなく、全館が一体となって運営されることが基本であることを踏まえるべきと思います。

9 図書館の指定管理者制度適用は止め、司書を中心とした管理運営の構築を目指す

以上、水戸市の指定管理図書館の問題を指摘しました。これまで市民に様々に奉仕してきた水戸市の図書館ですが、それだけにとどまらず県内の図書館事業の中心的な役割を果たしてきました。それは客観的にみれば、県立図書館の全市町村支援の役割、機能を補完する役割も果たしてきたのです。こういった経緯などを踏まえたうえでの指定管理者制度導入ではありませ

ん。それどころか、これまでのことを否定し去る行為ではないか、と言わざるを得ません。

政府は自治体の意向を無視した地方行政政策を露骨にしています。それに対応した運動は欠かせませんが、そのような状況であっても自治体としての独自の判断、施策が大事です。それに資するため、政府施策の現状を踏まえたうえの提起をしたいと思います。

(1) 非常勤職員等を含む司書職制度を追求する

まず図書館職員の問題についてです。地方公務員の異常な削減が続いていること、加えてその専門性、能力、意欲を無視した異動を強制する人事管理が一般的になっています。このような実態から自治体においては、雇用期限を限定した非常勤職員の役割を重視せざるを得ない実状にあります。図書館においては、図書館業務の中核を非常勤職員が担っていることを当局も当事者も認めているだけでなく、政府においても事実上把握している事態です。

このような状況から政府は、「会計年度任用職員制度」なることを決定、法改正をし、各自治体に実現を図るよう指示しています。不安定雇用条件で働く図書館員たちの安定雇用、事実上の司書職制度を実現させることが必要になっています。そこには、専門性に配慮した人事管理を求めることにつながります。当然、学校司書の具体化も視野に入れて追求すべきです。

(2) 地方交付税の積算内容の予算措置を求める

図書館経費の地方交付税積算に「トップランナー方式」を適用することについて政府は否定したことは当然ですが、それに止まることなく図書館の進展につながる積算内容を要求すべきです。直営で住民要求に応えることのできる積算内容を求めるのです。2003年度以降、図書館にとって重要な資料費の積算内訳を明らかにしなくなりました。その結果、資料費削減がいっそう加速しました。このような問題がありますが、地方交付税の図書館需用費積算内容を基礎とした図書館経費の予算化を求ることは意義があります。

市町村については、10万人規模の自治体を標準規模とみなし、それを基礎に人口等による補正をした経費を積算しています。2016年度では、総額7,661万円、職員8人、図書館協議会委員の報酬などを積算しています。これらの数値は行政サービスの最低を示しており、これの2倍以上の予算化が常態になっています。

(3) 住民の読書権を保障できる図書館の管理運営、組織を追求する

図書館は住民の読書を保障する機関としての役割を果たすべきです。そのために、住民が利用する施設で必要な資料を確実に提供できるようにすることが必要で、学校図書館、児童館、保育園、公民館、その他公共施設を含んだ読書環境整備の役割を果たすのです。

地域で行われている読書活動への支援は当然で、さらに拡充する方策を追求すべきです。

(4) 自治体の資料管理を一元化する

市役所各部署、公共施設等が所有、運用している資料等を市立図書館が一元的に管理し、より有効な資料、情報の活用を図ることは、その有効活用にとっても重要なことです。

以上のようなことを追求することは、図書館機能の進展、拡充することであり、図書館の質的転換に結びつくことです。水戸市の図書館がこれまで蓄積した成果の一層の進展につながるものと思っています。指定管理者制度はその妨げになっています。

附：図書館に関する政府の動き

図書館にとって軽視できない政府の動きがあります。それを付け加えたいと思います。

- ・文部科学省の機構再編

文部科学省は2018年度から、生涯学習政策局を総合教育政策局とし、社会教育課と青少年教育課を統合して地域学習推進課とする組織変更を提起しています。社会教育については自治体任せにし、政府としての具体的施策はしない、との方向性がいっそう顕著になると思われます。

- ・「第3期教育振興基本計画案」に社会教育施設の民間活用

検討中の教育振興計画案には、「民間の資金とノウハウも活用した持続可能な社会教育施設の運営：厳しい財政状況の下、公民館、図書館、及び博物館が、地域の活力向上など社会の要請に応えて学習機会を提供していくことができるよう、計画的な老朽化対策を促すとともに、施設の複合化や多様な資金調達など民間の資金やノウハウも活用した持続可能な社会教育施設の運営に資する情報の収集や提供を行う。」と記述しています。指定管理者制度を肯定していないが、「民間」の存在を強調しており、今後とも問題になる提起と捉えざるを得ません。

資料：総務省「公の施設の指定管理者制度の導入状況に関する調査 2015」

設問項目・回答選択肢

総務省は2010年に発した通知「指定管理者制度の運用について」の履行状況を把握するために、以下の項目についての調査を2012年、2015年の両年行いました。この設問項目を参考にして、指定管理施設の状況を点検することは意義があると考えます。

A 施設の内容

B 指定管理者の種類

- 1 株式会社
- 2 特例民法法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、
地方三公社
- 3 地方公共団体
- 4 公共的団体
- 5 地縁による団体
- 6 特定非営利活動法人
- 7 その他の団体

C 選定手続

- 1 公募により候補者を募集
- 2 公募により候補者を募集、職員を中心とした合議体により選定
- 3 公募により候補者を募集（1・2以外）
- 4 従前の管理受託者・指定管理者を公募の方法によることなく選定
- 5 1～4以外の方法により選定

D 選定基準の内容（複数回答可）

- 1 施設の平等な利用の確保に関すること
- 2 施設のサービス向上に関すること
- 3 施設の管理経費の節減に関すること
- 4 団体の業務遂行能力に関すること
- 5 危機管理に関すること
- 6 情報公開、個人情報保護に関すること
- 7 自主事業に関すること
- 8 地域貢献に関すること
- 9 環境保全に関すること
- 10 繼続雇用に関すること
- 11 労働福祉に関すること
- 12 管轄自治体内の居住者の雇用に関すること
- 13 事業所所在地に関すること
- 14 その他

E 利用料金制の採用状況

- 1 利用料金制を採用している（一部利用料金制も含む）
- 2 利用料金制を採用していない

F 管理の範囲

- 1 当該施設を包括的に管理している
- 2 当該施設の一部を管理している

G 管理業務（複数回答可）

- 1 施設の維持管理・設備操作
- 2 施設の予約・受付業務
- 3 施設の事業企画業務（指定する業務内容に関するもの）
- 4 裁量性のある自主事業

H 選定基準の事前公表

- 1 事前公表している
- 2 事前公表していない

I 選定手続の事前公表

- 1 事前公表している
- 2 事前公表していない

J 選定理由の公表状況

- 1 事前公表している
- 2 事前公表していない

K 評価の実施状況

1 実施している 2 実施していない

L 評価への外部有識者等の視点の導入状況 「K 評価の実施状況」で「1 実施している」を選択した場合

1 導入している 2 導入していない

M 協定等の内容

1 選定時に示している、かつ、協定等に記載している 2 選定時にのみ示している 3 協定等にのみ記載している 4 選定時に示さず、協定等にも記載していない

M 1 施設の種別に応じた必要な体制に関する事

M 2 地方公共団体への損害賠償について

M 3 利用者への損害賠償について

M 4 施設の修繕について

M 5 備品について

M 6 緊急時の対応について

M 7 労働法令の遵守や雇用・労働条件への配慮規定

M 8 M 7 「労働法令の遵守や雇用・労働条件への配慮規定」の1～3以外について

1 人員配置、勤務体制、労働時間に関する事 2 繼続雇用に関する事 3 管轄自治体内の居住者の雇用に関する事 4 障害者雇用に関する事 5 労働福祉に関する事 6 労働条件、労働環境等モニタリングに関する事 その他

M 9 個人情報保護への配慮規定

N 債務負担行為の設定

1 設定している 2 設定していない

O 指定年

P 指定開始年

Q 指定期間（年数）

R 指定期間の変更

1 前回の指定期間よりも短い 2 前回の指定期間と同じ 3 前回の指定期間よりも長い 4 今回が1回目の指定

総務省「地方行政サービス改革の取組み状況等に関する調査」 指定管理者制度の項

2015年調査

指定管理者制度導入に対する考え方 【未導入施設がある団体のみ回答】				
市区町村名	図書館数	導入館数	導入率	
水戸市	6	0	0.0%	平成28年度導入に向けた準備中である。
日立市	4	0	0.0%	今後、指定管理の必要性、費用対効果等について検証したい。
土浦市	5	0	0.0%	今後も直営で運営する予定
古河市	2	0	0.0%	現時点で導入は検討していない。
石岡市	1	0	0.0%	制度導入を目指した準備を行っている
結城市	1	0	0.0%	今後検討を行う。
龍ヶ崎市	1	1	100.0%	
下妻市	1	0	0.0%	平成25年度に府内で検討し、直営で管理することに決まった
常総市	1	0	0.0%	施設が老朽化しているため、PFⅠ等も視野に入れた検討が必要。
常陸太田市	1	0	0.0%	各施設ごとに指定管理者を導入した場合の効果を検証し、指定管理者導入の判断をしていく。
高萩市	1	0	0.0%	人件費に見合う施設使用料の収入がないため。
北茨城市	1	0	0.0%	直営によって市民の意見を反映でき、意欲の高い人材を確保することができるが、制度導入によって、学校や近隣図書館との緊密な連携が途絶える可能性がある。
笠間市	3	0	0.0%	図書館サービスは経験と継続性が必要とされるサービスであり、指定管理者の導入には適していない。
取手市	2	0	0.0%	子供たちの読書推進や地域資料の収集、保存といった業務は、図書館の重要な任務であるが、そのためには、学校及び地域の組織や人との長期間にわたる継続した関係の構築と、それを担う人材の育成が重要である。短期の利益が求められたり、永続性に課題がある組織では、その

			よくな取り組みは困難である。
牛久市	1	0	0.0% 市民あるいは外部団体等との調整等、その他、施設の運用に関しては現在のことろ直當が妥当と判断している。
つくば市	1	0	0.0% 図書館が1館しかなく、老朽化が著しいため大規模改修等が必要になってしまったことや、県との複合施設であるため施設全体での将来的な検討が必要である。また、当市の状況が指定管理者制度導入によつて経費削減に効果的に結びつかない事情があり、今後も継続的な検討を要すると思われるため。
ひたちなか市	3	0	0.0% 他の公立図書館や協力団体との連携協力、職員の専門性の継続的な確保等が必要であることから、直當により運営する方針である。
鹿嶋市	2	0	0.0% 施設の老朽化による維持管理費の増加等の理由から、直當で対応しています。
潮来市	1	1	100.0%
守谷市	1	0	0.0% 平成28年度から導入予定
常陸大宮市	1	0	0.0% 料金収入等も無い文化施設であり、導入にあたっては他自治体の導入事例等を踏まえ、慎重な判断が必要であることから、直當管理としている。
那珂市	1	0	0.0% 管轄運営の現状を再確認し、指定管理者制度を適用するかどうか検討している。
筑西市	4	4	100.0%
坂東市	2	0	0.0% 細やかな対応が出来なくなる懸念がある。
稻敷市	1	0	0.0% 制度導入のメリットと導入による経営上の課題を整理し検討する。
かすみがうら市	1	0	0.0% 施設規模が小さく、制度導入のメリットが期待することが難しい
桜川市	1	0	0.0% 規模が小さいため、同敷地内の公民館、歴史館と一緒に管理していく。現在の所指定管理は考えていらない。
神栖市	2	0	0.0% 市民サービスの向上、経費の削減等を総合的に勘案し、導入の可否について、判断してまります。
行方市	1	0	0.0% 現行どおり

鉾田市	1	0	0.0%	・企業としての事業収益（採算性）が見込みにくく。 ・蔵書を含め継続して事業を実施することが重要で、契約期間を設けた場合、その確保が難しくなる。
つくばみらい市	3	1	33.3%	図書館は、図書館司書を配置し、図書の利用促進を図る目的を持っており、その目的に沿って最大限の効果・効率を実現するための管理办法及び管理運営の条件を検討する必要がある。
小美玉市	2	0	0.0%	複合施設のため、一体的な指定管理者の導入を検討中
茨城町	1	0	0.0%	コスト増が見込まれるため導入しない。
城里町	1	0	0.0%	住民の生涯学習に資する施設の運営については、自治体が責任をもつて直営で運営すべき考えるため未導入
東海村	1	0	0.0%	今後、委託・指定管理者制度の導入を考えるべき施設のひとつとして検討する。
阿見町	1	0	0.0%	検討を行ったが費用対効果が小さいと判断した。
八千代町	1	0	0.0%	施設の規模が小さく収入がないためコスト的に見合わない
利根町	1	0	0.0%	図書館は、社会教育施設として住民の自己学習や生活に必要な情報を提供する施設であり、教育機関としての質を維持していくためにも町の直営が望ましいと考える。
茨城県	1	0	0.0%	県立図書館として、市町村立図書館の運営や職員の研修等の指導・助言及び学校図書館や地域団体への支援等の教育的役割を担っているため

2016年調査

市区町村名	図書館数	導入館数	導入率	常駐館数	自治体職員を常駐で配置している事に対する考え方
水戸市	6	5	83.3%	1	図書館は、6館のうち地区館5館に指定管理を導入している。残りの1館である中央図書館は、直営で運営することとしているため、常駐施設である。
日立市	4	0	0.0%	4	指定管理者制度導入の必要性、費用対効果等を検証したいと考えている。
土浦市	5	0	0.0%	0	
古河市	2	0	0.0%	2	現時点で指定管理者の導入の検討をしていないため。
石岡市	1	0	0.0%	1	導入に向けて調査・検討しており、今後、諸条件や準備が整い次第、指定管理者制度への移行を進める予定である。
結城市	1	0	0.0%	1	複合している他施設と併せて指定管理制度の導入を検討中。
龍ヶ崎市	1	1	100.0%	0	
下妻市	1	0	0.0%	1	平成25年度に府内で検討し、直営で管理することに決まった
常総市	1	0	0.0%	1	現在は直営のため自治体職員が常駐しているが、将来的には独自のサービスを展開するためにも指定管理者を導入も検討していく。
常陸太田市	1	0	0.0%	0	
高萩市	1	0	0.0%	1	人件費に見合う施設使用料の収入がないため
北茨城市	1	0	0.0%	1	現時点で指定管理者を導入しておらず、施設の管理・運営上自治体職員の鳥獸が必要
笠間市	3	0	0.0%	3	図書館サービスは経験と継続性が必要とされるサービスであり、指定管理者の導入には適していない。
取手市	2	0	0.0%	2	子供たちの読書推進や地域資料の収集、保存といった業務は、図書館の重要な任務であるが、そのためには、学校及び地域の組織や人との長期間にわたる継続した関係の構築と、それを担う人材の育成が重要である。
牛久市	1	0	0.0%	1	市民あるいは外部団体等との調整等、その他、施設の運用に関する現在のところ

			直営が妥当と判断している。
つくば市	1	0	0.0%
ひたちなか市	3	0	0.0%
鹿嶋市	2	0	0.0%
潮来市	1	1	100.0%
守谷市	1	1	100.0%
常陸大宮市	1	0	0.0%
那珂市	1	0	0.0%
筑西市	4	4	100.0%
坂東市	2	0	0.0%
稻敷市	1	0	0.0%
かすみがうら市	2	0	0.0%
桜川市	1	0	0.0%
神栖市	2	0	0.0%
行方市	1	0	0.0%

鋸田市	1	0	0. 0%	1	・企業としての事業収益（採算性）が見込みにくい。・蔵書を含め継続して事業を実施することが重要で、契約期間を設けた場合、その確保が難しくなる。
つくばみらい市	3	1	33. 3%	2	図書館は、図書館司書を配置し、図書の利用促進を図る目的を持つており、その目的に沿つて最大限の効果・効率を実現するための管理方法及び管理運営の条件を検討する必要がある。
小美玉市	2	0	0. 0%	2	図書館は業務の効率化並びにコスト削減等の考え方になじまないと考えており、地域の文化や歴史を継承していく場所としても重要であると考えている。
茨城町	1	0	0. 0%	1	地域住民の身近にあり、図書・その他の資料等の提供を通して、住民の個人的な学習を支援する役割を担っていることや、情報提供サービスを行うことが求められていることなどから、直當により運営している。
城里町	1	0	0. 0%	1	住民の生涯学習に資する施設の運営については、自治体が責任をもつて直當で運営すべきと考えるため
東海村	1	0	0. 0%	1	今後、指定管理者制度等の導入を考えるべき施設のひとつであるが、当面は直當を維持するため。
阿見町	1	0	0. 0%	1	利用者に対し資料の貸出・予約受付等の窓口業務や、施設の管理業務があるため、開館時間にあわせて職員を常駐で配置している。
八千代町	1	0	0. 0%	1	施設の規模が小さく、コスト的に見合わないと認め、当面は直當で管理・運営していく方針である。
利根町	1	0	0. 0%	1	図書館は、社会教育施設として住民の自己学習や生活中に必要な情報を提供する施設であり、教育機関としての質を維持していくためにも町の直當が望ましいと考える。
茨城県	1	0	0. 0%	1	県立図書館として、市町村立図書館の運営や職員の研修等の指導・助言及び学校図書館や地域団体への支援等の教育的役割を担っているため。

参考にしていただきたい資料

- ・図書館における指定管理者制度の導入等について 「現代の図書館」55(1) 2017. 5
- ・図書館の指定管理者制度の導入状況—総務省 2015年調査から 「現代の図書館」54 (2) 2016. 6
- ・「貸出密度上位の公立図書館整備状況」について 「現代の図書館」54 (3) 2016. 9
- ・地方交付税の図書館経費の積算内容の推移 「現代の図書館」54 (4) 2017. 2

以下拙稿

- ・図書館サービスの評価指標としての「貸出密度」「出版ニュース」2017年9月中旬号
- ・財政危機のもとサービス水準を維持している図書館 「出版ニュース」2017年7月下旬号
- ・指定管理図書館のサービスの限界が見えてきた 「出版ニュース」2017年7月上旬号
- ・資料提供機能を果たす図書館運営の基本 「出版ニュース」2017年3月下旬号
- ・高市総務相 指定管理図書館を容認しないと表明 「出版ニュース」2017年1月上旬号
- ・図書館現場は「指定管理」は望んでいない 「出版ニュース」2016年7月下旬号
- ・図書館をめぐる問題 「図書館評論」57号 図書館問題研究会 2016. 7
- ・図書館の指定管理制度問題についてのデータ紹介 「みんなの図書館」2016年5月号
- ・高市総務相が指定管理制度問題についてのデータ紹介 「出版ニュース」2016年3月下旬号
- ・図書館連携の基盤整備に向けて—図書館を支える制度の不備と「図書館連合」の提案 共同保存図書館・多摩 2015. 1
- ・指定管理者制度で何が失われるのか、「自治権いばらき」110号 茨城県地方自治研究センター 2013. 3
- ・公務員制度の構造改革と学校図書館 『ぱっちFOUR らむ記録集 これからです。学校図書館』 ぱっちわーく事務局 2002. 2

総務省調査 地方行政サービス改革の取組状況（図書館）

H29.3.31現在

図書館全国委託率：17.4%						
市町村名	施設数	導入数	導入率	前年以降導入が進んでいない理由	市自治体職員常駐施設数	自治体職員を常駐で配置している事に対する考え方
水戸市	6	5	83	図書館は、6館のうち地区館5館に指定管理を導入している。残りの1館である中央図書館は直営で運営することにしている。	1	図書館は、6館のうち地区館5館に指定管理を導入している。残りの1館である中央図書館は直営で運営することにしている。
日立市	4	0	0	図書館サービスは無料であり、また教育行政の役割を担っている。指定管理制度導入の是非については、今後検討していく。	4	現在、指定管理者制度を導入しておらず、市直営で運営しているため、自治体職員を配置している。
土浦市	5	0	0	公共図書館は、図書の選定・除籍や地域資料の収集・保存・活用などの業務に継続性が必要であること。	5	公共図書館は、図書の選定・除籍や地域資料の収集・保存・活用などの業務に継続性が必要であること。
古河市	2	0	0	直営で運営すべき施設であると考えるため。	2	直営で運営すべき施設であると考える。
石岡市	1	0	0	公共施設等総合管理計画に基づき、今後個別施設設計画策定を行う予定であり、施設のありかたが確定していないため。	1	行政改革実施計画に沿って、指定管理導入の適否について検討中である。
結城市	1	1	100		1	
龍ヶ崎市	1	1	100			

下妻市	1	0	0	学校との連携を図るため直営が望ましいと考えているため。	1 今後も直営により運営していく。	博物館0/1 公民館・市民会館0/3 文化会館1/1 福祉・保健C 4/5
常総市	1	0	0	施設が老朽化しているため、PFⅠも視野に入れた検討が必要。	1 現在は直営のため自治体職員が常駐しているが、将来的には独自のサービスを開拓するためにも指定管理者の導入も検討していく。	博物館0/2 公民館・市民会館0/12 文化会館0/1 福祉・保健C 2/8
常陸太田市	1	0	0	各施設ごとに指定管理制度を導入した場合の効果を検証し、指定管理制度導入の検討をしていく。	1 各施設ごとに指定管理制度を導入した場合の効果を検証し、指定管理制度導入の検討をしていく。	博物館0/2 公民館・市民会館0/15 文化会館1/1 福祉・保健C 1/5
高萩市	1	0	0	指定管理料が少額になるため。	1 人件費に見合った施設使用料の収入がないため。	博物館0/1 公民館・市民会館0/2 文化会館0/1 福祉・保健C 0/1
北茨城市	1	0	0	直営によって市民の意見を直接行政に反映でき、意欲の高い人材を確保することができるが、制度導入によつて、学校や図書館との密接な連携が途絶える可能性がある。	1 現時点で指定管理を導入しておらず、施設の管理・運営上自治体職員の常駐が必要。	博物館2/2 公民館・市民会館2/15 文化会館0/0 福祉・保健C 3/3
笠間市	3	0	0	図書館サービスは経験と継続性が必要とするサービスであり、指定管理制度の導入には適していないため。	1 図書館サービスは経験と継続性が必要とするサービスであり、指定管理制度の導入には適していないため。	博物館0/3 公民館・市民会館0/16 文化会館0/0 福祉・保健C 4/4
取手市	3	0	0	現時点では導入の予定がないため。	3 子供たちの読書推進や地域資料の収集、保存といった業務は、図書館の重要な任務であるが、そのためには学校及び地域の組織や人ととの長期間にわたる継続した関係の構築と、それを担う人材の育成が重要であると考える。	博物館0/1 公民館・市民会館1/15 文化会館0/0 福祉・保健C 10/11
牛久市	1	0	0	市民あるいは外部団体との調整等、その他の、施設の運用に関しては現在そのところ直営が妥当と判断している。	1 図書館の運営についてはNPO法人と業務委託契約をしており、市民との協働またコスト削減が進められている。図書館司書は非常勤職員を採用している。	博物館0/0 公民館・市民会館0/7 文化会館0/0 福祉・保健C 0/2

つくば市	1	0	昨年度から図書館の開館日数や開館時間の増について、検討を進めるとともに、直當または一部委託、指定管理等について調査研究しているところであるため。	1 図書館が1館しかなく老朽化が著しいことや、県との複合施設であるため施設全体で将来的な検討が必要である。	博物館1/5 公民館・市民会館2/23 文化会館2/2 福祉・保健C 0/10
ひたちなか市	3	0	直當により運営すべき施設であり、指定管理者制度導入の予定がないため。	3 他市町村の公立図書館や協力団体との連携、職員の専門性の継続的な確保等が必要であることから、直當により運営する方針である。	博物館0/0 公民館・市民会館0/0 文化会館2/2 福祉・保健C 12/12
鹿嶋市	2	0	図書資料を永続的に保障・保管するため直接管理することとしています。	2 市の教育政策の一環として、市内各小学校への学校図書館の設置並びに図書の配置を行い、中央図書館と連携した図書館運営を行いうため、常駐配置しています。	博物館0/0 公民館・市民会館0/11 文化会館1/1 福祉・保健C 2/4
潮来市	1	1	100	0	博物館0/0 公民館・市民会館0/6 文化会館0/0 福祉・保健C 1/2
守谷市	1	1	100	0	博物館0/0 公民館・市民会館4/5 文化会館0/1 福祉・保健C 1/3
常陸大宮市	1	0	直當での施設利用状況が好調であること、平等な学習機会の提供や公共性の確保（選書等）を重視したこと等の理由による	1 直當での施設利用状況が好調であること、平等な学習機会の提供や公共性の確保（選書等）を重視したこと等の理由による	博物館0/4 公民館・市民会館0/30 文化会館1/1 福祉・保健C 2/4
那珂市	1	0	管理運営の状況を再確認し、指定管理者制度を適用するかどうか検討している。	1 管理運営の状況を再確認し、指定管理者制度を適用するかどうか検討している。	博物館0/1 公民館・市民会館0/1 文化会館0/0 福祉・保健C 1/1
筑西市	4	4	100	0	博物館1/2 公民館・市民会館0/15 文化会館0/1 福祉・保健C 4/8
坂東市	2	0	未導入理由に変更がないため。	2 細やかな対応ができないなる懸念があるため。	博物館0/1 公民館・市民会館0/3 文化会館0/0 福祉・保健C 2/4

稻敷市	1	0	0	制度導入によるメリットと、導入したことによる経営上の課題の整理が進んでいない。	1 市民サービスの向上に資するため、図書館司書資格を持つ職員を配置している。	博物館0/1 文化会館0/0 1/4
かすみがうら市	2	0	0	施設規模が小さく導入のメリットを期待することが難しい。	1 専門知識を有する職員が市民と密接に関わり事業展開している。	博物館2/3 文化会館0/0 1/3
桜川市	1	0	0	規模が小さく応募が見込めない。	1 同一敷地内に公民館、歴史館が併設されていることで、少人数で運営管理を行なうことができる。	博物館0/1 文化会館0/0 2/4
神栖市	2	0	0	市議会において否決となつたため。	1 資料の選択・除籍、学校や他機関との連携など、中長期的な展望に立つた事業を継続的、発展的に行なう必要がある。このためには自治体職員が事業展開し、運営ノウハウを継承する必要がある。 2	博物館0/1 文化会館1/1 2/6
行方市	1	0	0	これまで具体的な議論がなかったが、今後は、公共施設等総合管理制度を含む管理制度を確立し、組織・職員について議論し、機能統合や統廃合等により合理化を図る。	1 今後は、施設管理制度導入を推進する。 1 企業としての事業収益が見込みにくいため、契約期間を設けることが重要で、契約期間を設けた場合、その確保が難しくなる。	博物館0/0 文化会館0/1 1/5
鉢田市	1	0	0	企業としての事業収益が見込みにくいため、契約期間して事業を実施するが、その他の運営費削減につながる方法があわれば検討したい。	1 正規職員の他、臨時・非常勤職員を常駐させ運営に努めているが、それでも運営費削減につながる方法があわれば検討したい。	博物館0/0 文化会館0/0 4/7
つくばみらい市	3	2	66.7	現在、担当課で検討中。	1 図書館は図書館司書を配置し、図書の利用促進目的をもつて最大限の効果・効率を実現するための管理方法及び管理運営の条件を検討する必要がある。	博物館0/1 文化会館0/0 1/2

小美玉市	2	0	現施設での制度導入はコスト増が見込まれるため難しいと考えている。 0しかし、新たに施設や施設統合を検討する際には、建設と併せて一體的な導入を検討する。	2 現施設では直営で行うとしているため 現施設では直営で行うとしているため	博物館0/0 公民館・市民会館0/4 文化会館0/0 福祉・保健C 3/3
茨城町	1	0	コスト増が見込まれたため。	地域住民の身近にあり、図書その他の資料等の提供を通じて、住民の個人的な学習を支援する役割を担つて行っていることや、情報提供サービスなどをどうかうことが求められていることなどから、直営により運営している。	博物館0/0 公民館・市民会館0/1 文化会館0/0 福祉・保健C 0/0
大洗町	0	0			博物館0/1 公民館・市民会館0/1 文化会館0/1 福祉・保健C 0/1
城里町	1	0	東日本大震災以降、図書館施設の一部に支所機能を移転しているため、現在検討が進んでいない状況です。	住民の生涯学習に資する施設の運営については、自治体が責任をもつて直営で運営すべきと考えるため。	博物館0/1 公民館・市民会館0/4 文化会館0/1 福祉・保健C 1/2
東海村	1	0	今後、委託・指定管理制度の導入を考えるべき施設のひとつとして検討する。	今後、委託・指定管理制度の導入を考えるべき施設のひとつとして検討するため、当面は直営を維持するため。	博物館0/0 公民館・市民会館0/8 文化会館1/1 福祉・保健C 1/2
大子町	0	0			博物館0/0 公民館・市民会館1/1 福祉・保健C 0/1
美浦村	0	0			博物館1/7 公民館・市民会館0/2 文化会館0/0 福祉・保健C 17/56
阿見町	1	0	非常勤職員等を活用しており、コスト削減の余地がないため。	コスト削減が見込める場合には指定管理者制度導入を検討する。	博物館0/1 公民館・市民会館0/1 文化会館0/0 福祉・保健C 2/2

河内町	0	0		博物館0/0 公民館・市民会館0/1 文化会館0/0 福祉・保健C 0/2
八千代町	1	1	施設の規模が小さく、直営以外はコストに見合わないため当面は直営で管理・運営していく方針である。	施設の規模が小さく、直営以外はコストに見合わないため当面は直営で管理・運営していく方針である。 1
五霞町	0	0		博物館0/0 公民館・市民会館2/3 文化会館0/0 福祉・保健C 1/2
境町	0	0		博物館0/0 公民館・市民会館0/2 文化会館0/0 福祉・保健C 0/2
利根町	1	0	直営で運営すべき施設であると考える。 社会教育施設として、住民の自己学習や生活に必要な情報を提供する施設であり、教育機関としての質を維持していくため。	博物館0/1 公民館・市民会館0/1 文化会館0/0 福祉・保健C 0/1

水戸市図書館基本計画
(第3次)

水戸市

目 次

第1章 計画策定の基本的事項	1
第1 計画策定の趣旨	1
第2 計画の位置付け	2
第3 計画の期間	2
第2章 現況と課題	3
第1 図書館の使命	3
第2 国の動向（図書館行政に関する法令等）	3
第3 国・県の計画	5
第4 市立図書館の変遷とこれまでの計画	6
第5 前計画の実施状況	7
第6 前計画等を踏まえた今後の課題	11
第3章 計画の基本的方向	14
第1 図書館の目指す姿	14
第2 運営の基本方針	15
第3 施策の体系	17
第4章 施策の展開	18
1 市民一人一人の生涯にわたる学びを支える図書館づくり	18
基本施策1 図書館運営の充実	21
基本施策2 図書館資料の充実	22
基本施策3 市民一人一人の読書活動の推進	23
基本施策4 子どもの読書活動の推進	24
2 暮らしや仕事、まちづくりに役立つ情報を提供する	
時代に即した図書館づくり	26
基本施策1 レファレンス・サービスの充実	29
基本施策2 I C Tを活用した図書館サービスの推進	30
基本施策3 広報活動の強化	31
3 郷土の歴史や文化を次の世代へ継承する図書館づくり	32
基本施策1 郷土・行政資料の収集・保存と活用	33
4 地域の活力を高める魅力ある図書館づくり	34
基本施策1 地域の特性を生かした館づくり	36
基本施策2 新たな交流を創出する取組の推進	39
5 多様な市民ニーズに応える市民との協働による図書館	40

基本施策 1	図書館活動への市民の参画推進	41
基本施策 2	図書館ボランティアの育成	42
基本施策 3	ボランティアとの協働事業の展開	42
第 5 章	推進体制と進行管理	43
第 1	推進体制	43
第 2	進行管理	43

第1章 計画策定の基本的事項

第1 計画策定の趣旨

本市では、中央図書館をはじめとする6館体制のもと、それぞれの特色や地域性を生かすとともに、市民センター図書室や学校図書館とも連携しながら、市民が求める資料や情報の幅広い提供に努めてきました。

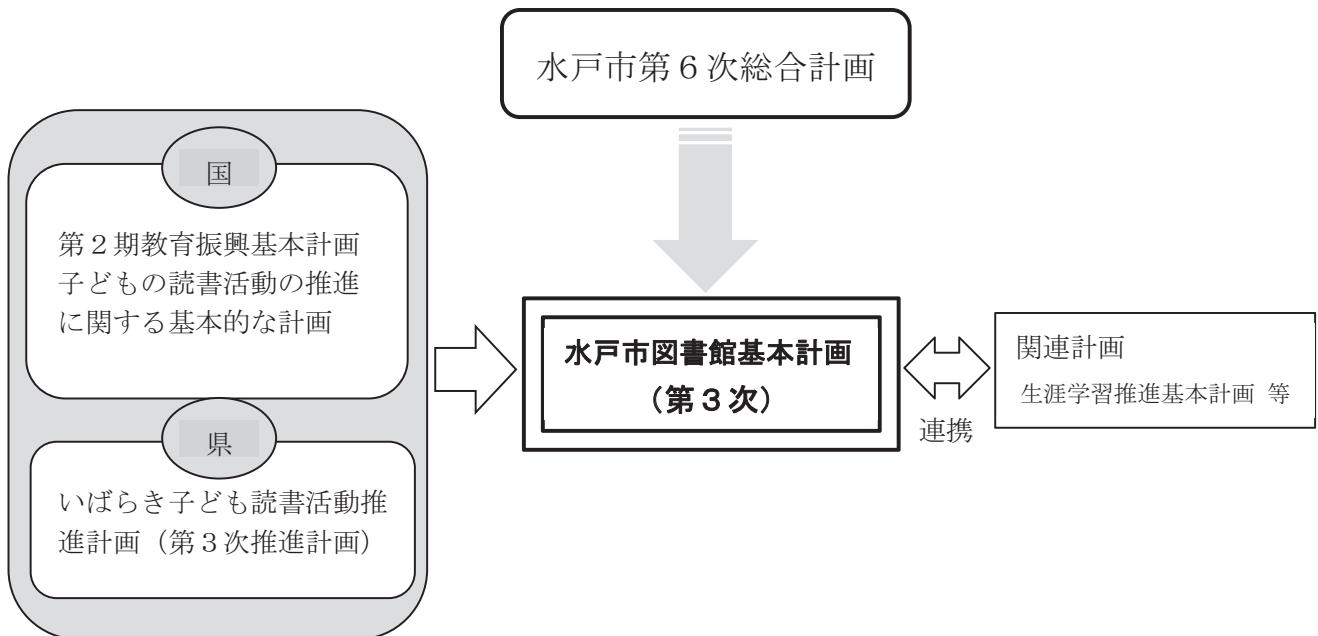
2008（平成20）年に改正された「図書館法」において、図書館は新たに家庭教育の向上に資すること、学習成果を活用して行う教育活動その他の活動機会の提供及びその奨励などが盛り込まれたことを踏まえ、2009（平成21）年に「新図書館基本計画」を策定し、2014（平成26）年を目標年次として、「地域の知の拠点として地域に開かれた図書館」を基本理念に各種施策を開展してきました。

近年、人口減少と超高齢社会の到来で急速に社会構造が変化するなか、ビジネスから日常生活まで社会のあらゆる分野で情報化が進み、図書館を取り巻く環境も、情報を得る新たな媒体であるインターネットや電子書籍の飛躍的な普及等の影響により、大きく変化しています。また、余暇時間の増加や利用者ニーズの多様化で、市民への新たな学習機会や個人の課題を解決するための情報の提供がこれまで以上に求められるなど、今後市民生活に果たす図書館の役割はますます大きくなると予想されます。

水戸市図書館基本計画（第3次）は、これまでの計画の達成状況や課題等を明らかにするとともに、上記の社会変化等に対応し、市民の自主的な学習活動を支援する知の拠点として、効率的・効果的な運営のもと、より一層のサービス向上を図るため、水戸市第6次総合計画と整合を図りながら、策定するものです。

第2 計画の位置付け

本計画は、国の「第2期教育振興基本計画」や「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」、県の「いばらき子ども読書活動推進計画」及び上位計画である「水戸市第6次総合計画」との整合を図りながら、本市の図書館運営の指針として策定するものです。



第3 計画の期間

本計画の期間は、2015（平成27）年度から2023（平成35）年度までの9か年とします。ただし、社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

第2章 現況と課題

第1 図書館の使命

私たちが社会生活を営む中で、さまざまな問題に直面しますが、それらを解決するためには、多くの場合、個人や時代を超えて人類が培ってきた知恵を借りる必要があります。

出版物という形をとて引き継がれる過去からの膨大な知恵が整理され、保存されて全ての人々の利用に供される場所、それが今日の公共図書館です。

1994年に採択された「ユネスコ公共図書館宣言 1994」の冒頭には、「地域において知識を得る窓口である公共図書館は、個人および社会集団の生涯学習、独自の意思決定および文化的発展のための基本的条件を提供する」とあります。さらに、宣言の中において、公共図書館の運営の原則として、無料・公費負担・全ての人への平等なサービス等がうたわれています。

これらの原則に立って、継続して市民へのサービスを行うことにより、個人の自主的な学びを支える場を保障するのが、公共図書館のもっとも基本的な使命です。

市立図書館は、この使命に基づき、図書館サービスの最前線として、社会情勢が変化する中においても、柔軟な姿勢で利用者と住民の求める資料やサービスを提供していくことが求められています。

第2 国の動向（図書館行政に関する法令等）

（1）教育基本法（昭和22年3月31日制定）

教育基本法の改正（2006（平成18）年12月22日）により、科学技術の進歩や社会構造の変化、高齢化の進展や自由時間の増大などに伴って重要となっている生涯学習の理念が、第3条に次のように規定されました。

（生涯学習の理念）

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

また、児童虐待や青少年の問題行動など家庭教育の機能低下が指摘される中、父母や保護者の果たすべき役割と責任、国及び地方公共団体による家庭教育の支援等について、第10条に新たに規定されました。さらに、第11条では、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を築く重要なものであることから、幼児の健やかな成長に資する環境整備やその他適当な方法によって、その振興に努めることなどが規定されました。

(2) 図書館法（昭和 25 年 4 月 30 日制定）

この法律は、社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）の精神に基づき、図書館の設置及び運営に関する必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もって国民の教育と文化の発展に寄与することを目的として制定されました。

2008（平成 20）年の改正では、新たに家庭教育の向上に資すること、学習成果を活用して行う教育活動その他の活動機会の提供及びその奨励などが盛り込まれました。

(3) 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成 13 年 12 月 12 日制定）

この法律は、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的として制定されました。

第 2 条の基本理念において、「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」としています。

(4) 文字・活字文化振興法（平成 17 年 7 月 29 日制定）

この法律は、文字・活字文化の振興に関し、基本理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、地域における文字・活字文化の振興や、学校教育における言語力の涵養などを定めることにより、文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的として制定されました。

これを受け、国においては、図書館の充実、読書活動の推進、学校図書館の充実等の施策の一層の推進などの「文字・活字文化」の普及・啓発に取り組んでいくこととしています。

(5) 図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成 24 年 12 月 19 日告示）

公立図書館の設置及び望ましい基準の告示から 11 年が経過し、また 2008（平成 20）年の図書館法改正とその間の社会変化に対応するため、2012（平成 24）年に「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」が告示されました。

このなかで図書館は、利用者及び住民への資料や情報の提供等の直接的なサービスや、読書活動の振興を担う機関として、また地域の情報拠点として、利用者及び住民の要望や社会の要請に応え、地域の実情に即した運営に努めることとされています。

第3 国・県の計画

(1) 第2期教育振興基本計画（国）

2006（平成18）年に改正された教育基本法における教育の基本理念を実現するため、国の教育に関する総合的な計画として「教育振興基本計画」が策定されました。そして、2013（平成25）年には、これまでの計画を見直すと同時に新たな課題に対応するため、2017（平成29）年までを計画期間とする第2期教育振興基本計画が策定され、この中で、子どもの読書活動を推進するため「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」等に基づいた、全校一斉の読書活動や公立図書館と学校との連携、子どもの読書の重要性に関する普及啓発事業の実施などが明記されています。

(2) 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（国）

2001（平成13）年に成立した子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、2002（平成14）年に全ての子どもがあらゆる機会にあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、環境の整備を積極的に推進することを基本理念とする「第一次基本計画」が策定されました。その後、「第二次基本計画」を経て、2013（平成25）年には、社会情勢の変化等を踏まえた「第三次基本計画」が策定されています。

(3) いばらき子ども読書活動推進計画（県）

茨城県においては、国の計画を踏まえ、2004（平成16）年に子どもの読書活動の推進に向けた「第一次推進計画」が策定され、2010（平成22）年には第二次推進計画に、2015（平成27）年3月には第三次推進計画に改定されています。

第4 市立図書館の変遷とこれまでの計画

年 月 日	事 項
昭和 19年10月 1日	柵町1丁目に水戸市立図書館設立（開館 昭和20年4月）
20年 4月 15日	水戸市立図書館開館
20年 8月 2日	戦災により図書館焼失
21年 5月 1日	県立水戸商業高等学校武道場の一部を借用して再開
48年 8月 27日	末広町2丁目（関東銀行馬口労町支店跡）に移転、開館
55年 4月 15日	移動図書館「こうぶん号」運行開始
7月 1日	大町3丁目に移転、開館
57年 5月 2日	身体障害者への郵送による図書貸出開始
60年11月 2日	水戸市図書館整備計画策定
平成 元年 4月 2日	電子計算機システム稼働
4月 26日	東部図書館開館（定期休館日：月曜日）
4年 4月 23日	西部図書館開館（定期休館日：月曜日）
8年 4月 1日	日曜日祝日開館実施
11年 2月 1日	水戸市立図書館基本計画策定
13年 8月 1日	図書館ホームページ開設
15年 7月 1日	インターネットを通しての図書の予約受付開始
18年 4月 1日	開館時間延長（平日午後7時まで）、平日祝日開館実施
4月 24日	見和図書館開館（定期休館日：金曜日）
20年 3月 4日	インターネット予約の拡充（書架有資料の予約、雑誌の予約）
3月 31日	移動図書館「こうぶん号」運行終了
4月 20日	常澄図書館開館（定期休館日：金曜日）
11月 1日	配本車の運行開始
21年 2月 10日	貴重資料のインターネット公開開始
7月 3日	深作欣二記念コーナー設置（見和図書館）
10月 26日	水戸市新図書館基本計画策定
22年 4月 16日	内原図書館開館（定期休館日：金曜日）
23年 3月 11日～29日	東日本大震災により中央・見和・常澄・内原図書館は臨時休館措置 (施設修繕のため東部は4/19、西部は5/16までそれぞれ休館)
24年 4月 1日	電子計算機及びシステム更新
25年11月 1日	インターネット予約の拡充（視聴覚資料）
26年 5月 2日	地区館からの団体貸出開始 インターネット及び電話による貸出期限延長サービス開始

第5 前計画の実施状況

水戸市立図書館は、1999（平成11）年2月策定の図書館基本計画の後を受けて、2009（平成21）年10月に策定した「水戸市新図書館基本計画」において、「地域の知の拠点として、本と人との出会いを生み出す、市民との協働による開かれた図書館」を目指す姿とし、以下の5つの基本目標を位置付け、施策を展開してきました。

[前計画の基本目標]

- 1 多様な資料、情報の提供を基本としたサービスの展開
- 2 児童サービスの推進
- 3 利用に困難を感じる人へのサービスの向上
- 4 図書館サービスの拠点づくり
- 5 市民との協働に基づく図書館活動の展開

[前計画の目標指標と実績]

区分	2008年度 (平成20年度) (基準値)	2014年度 (平成26年度) (現況値)	2014年度 (平成26年度) (目標値)
市民1人当たりの 年間貸出冊数	4.21 冊	4.34 冊	6 冊
年間レファレンス 受付件数	15,723 件	20,158 件	18,000 件
年間団体貸出冊数	39,488 冊	57,934 冊	60,000 冊

[各施策の実施状況]

基本目標に基づく基本施策の実施状況は下記のとおりです。

① 「多様な資料、情報の提供を基本としたサービスの展開」の実施状況

・基本施策1 「個人貸出の推進」

市広報紙「広報みと」で図書館の利用方法に関する記事を連載したり、毎年新たに子どもの年齢ごとに司書が選んだおすすめの本のリストを作成し、ホームページへ掲載・配布するなど個人の貸出利用促進に努めてきました。

徐々に貸出冊数等は増加していますが、2014（平成26）年度目標値には2015（平成27）年3月末現在で届いていません。

・基本施策2 「レファレンス・サービスの充実」

中央図書館の参考資料室において、郷土・行政資料やレファレンス資料の紹介を行うほか、外部オンラインデータベースの利用促進に努めてきました。

こうした取組により、目標指標として掲げた「年間レファレンス受付件数」は、6年間で約4,500件増加し、目標値を約2,000件上回りました。

・基本施策3 「団体貸出の推進」

配本車を活用して小学校7校、幼稚園5園、保育所1箇所、老人ホーム2箇所、市民センター等への団体貸出により、2014（平成26）年度は57,934点の貸出を行いました。また、各地区館からも地域の小・中学校や読み聞かせ団体へ貸出ができるよう運用の見直しを図り、利便性の向上に努めているところです。

こうした取組により、計画の目標指標として掲げた「年間団体貸出冊数」については、目標値には届いていないものの、約18,500冊の増となり、一定の成果が見られました。

・基本施策4 「図書館資料の充実」

蔵書冊数については、市民ニーズの把握に努めながら、資料収集方針に基づく収集を進め、2009（平成21）年以降の5年間で約97,000冊の増となっています。現在、約908,000冊を保有し、全国の類似都市の中でも上位の蔵書冊数となっています。

また、速報性の高い雑誌や知識・情報を映像等で分かりやすく伝達できる視聴覚資料についても充実に努めているところです。

② 「児童サービスの推進」の実施状況

・基本施策1 「児童書の充実」

児童書は、2010（平成22）年3月末の蔵書数273,856冊から2014（平成26）年3月末には324,778冊となり、5年間で50,922冊の増加を図り、蔵書の充実に努めています。

また、雑誌や紙芝居を除いた児童書の貸出数は、2010（平成22）年3月末の貸出数423,826冊から、2014（平成26）年3月末には490,721冊となり、5年間で66,895冊増加しており、蔵書の充実とともに貸出が伸びています。

・基本施策2 「子ども読書活動の推進」

子どもの読書活動を推進するため、親子で絵本事業による絵本の配布や各図書館での読み聞かせ会を活発に実施しているところです。

また、市内小・中学校図書館を支援するため、2013（平成25）年11月から地区図書館による学校への団体貸出サービスを開始し、学校近隣の図書館から学級文庫や学校図書館で不足する図書、授業で必要な教科用図書等の貸出を行っています。

③ 「利用に困難を感じる人へのサービスの向上」の実施状況

- ・基本施策 1 「障害者・高齢者向けサービスの充実」

大活字本の収集をすすめ、2009（平成21）年以降の5年間で約1,000冊の増、2014（平成26）年3月末において、約5,000冊を保有し、高齢者や弱視者向けの図書の充実に努めています。あわせて、身体障害者のうち1級から3級に該当する者及び療育手帳所持者のうち、図書館への来館が困難な市内居住者に対し、無料で図書の郵送貸出を行ってきました。

また、養護老人ホーム等へ定期的な団体貸出を行い、高齢者の読書環境の充実に努めています。

- ・基本施策 2 「身体の不自由な人にもやさしい施設づくり」

障害者や高齢者などが利用しやすいよう、バリアフリーの観点から、中央図書館玄関前スロープの滑り止めや東部図書館の障害者用駐車場の拡幅等の改善を行いました。

- ・基本施策 3 「外国人向けサービスの充実」

英語を中心とした外国語資料を約2千点所蔵し提供しているほか、外国人の利用者向けに英語版の図書館利用案内、図書館案内マップを用意し、利用促進を図っています。また、各館で英字新聞の収集や市国際交流協会発行の情報紙を配布するなど、生活情報の提供に努めています。

④ 「図書館サービスの拠点づくり」の実施状況

- ・基本施策 1 「(仮称) 内原地区図書館の整備」

2010（平成22）年4月に内原図書館が開館し、内原地区（妻里・鯉淵・内原）への貸出サービスを中心に運営を開始しました。地区の特色を生かした蔵書構成に努めながら、利用しやすい環境づくりを推進しています。

- ・基本施策 2 「市立図書館各館の特徴づけ」

6館それぞれの立地条件や地域性、利用者層の傾向を踏まえた蔵書の収集や各種行事を推進するなど、特色ある運営を行ってきました。

市民センター図書室については、利用促進に向け、2013（平成25）年度から、新たに蔵書の入替えを実施し、図書室の充実に努めています。

⑤ 「市民との協働に基づく図書館活動の展開」の実施状況

- ・基本施策 1 「市民との協働を目指した環境づくり」

2009（平成21）年7月に受け入れを開始した図書館ボランティアについては、当初162人だった登録者が、2013（平成25）年4月には227人となるなど着実に増加しています。

現在、子どもへの読み聞かせ事業や図書の修理など、多様な機会において活用、連携に努めています。

・基本施策2 「IT化による情報の発信」

CDやDVDなど、視聴覚資料のインターネットからの予約受付を、2012（平成24）年4月から開始し、利用者の利便性向上を図りました。また、水戸藩の本草学者佐藤中陵の貴重書や郷土作家菊池幽芳の自筆草稿、明治・大正期の市街地図等をデジタル化してホームページへ公開するなど、図書館資料の電子化を進めています。

また、茨城新聞オンライン記事データベースなど、外部オンラインデータベースを活用した情報提供を行っています。

第6 前計画等を踏まえた今後の課題

国、県の動向や、前計画の実施状況等から見えてくる本市の図書館行政における課題について、以下のとおり整理します。

1 図書館運営の充実

図書館の有効登録者数（当該年度内に図書館を利用した登録者数〈実人数〉）については、およそ31,000人と市の人口の約11.5パーセントにとどまっている状況です。今後、図書館未利用者をはじめ、幅広い市民各層の利用促進に向けて、運営の効率化を図りながら、開館日の拡大や開館時間の延長など、利用機会の拡充に努めていく必要があります。

また、老朽化が進む中央図書館をはじめ、各館の適正な維持管理を推進することも重要です。

2 図書等の充実

生涯学習の拠点施設として、市民が必要とする情報や知識に応えるため、また、趣味や娯楽など、充実した余暇活動を促進するためにも、社会情勢の変化等とともに市民ニーズの多様化に対応した図書、資料等の収集を推進する必要があります。

3 市民一人一人の読書活動の推進

前計画において、目標として掲げた「市民（利用者）1人当たりの年間貸出冊数」、「年間団体貸出冊数」の目標値は、現時点において、達成できていない状況です。また、個人貸出点数は、2013（平成25）年度には1,264,106点となっていますが、人口20万人から30万人未満の類似都市と比較すると、低い水準にあります。

今後、一層、市民一人一人の読書活動を促進するため、ライフステージに応じたサービスをはじめ、障害者向けサービスや多文化サービスの充実に努め、誰もが利用しやすい環境づくりを推進する必要があります。

4 子どもの読書活動の推進

親子で絵本事業による絵本の配布や各図書館での読み聞かせ会等を活発に実施し、これらの取組の効果もあって、本市における児童書の貸出数は、着実に増加しているところです。

「子どもの読書活動の推進に関する法律」において、子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高めるため欠かせないものとされており、子どもたちが、心豊かに成長するとともに、生きる力を身につけることができるよう、学校図書館と連携を図りながら、引き続き、子どもの読書活動を推進する必要があります。

5 レファレンス・サービスの充実

レファレンス・サービスは、利用者の求めに応じ、資料・情報の提供や紹介を行う業務として、貸出サービスとならんで図書館サービスの根幹を成す重要なサービスであることから、前計画において、「年間レファレンス受付件数」を目標指標として掲げ、2014（平成26）年度末の目標値18,000件に対し、現況値が20,158件と、目標値を約2,000件上回りました。

今後、市民一人一人の「知りたい」「学びたい」「解決したい」などの知的 requirement に確実に応えることが、図書館への信頼と評価につながり、さらなる利用を掘り起こすことからも、より一層の充実に努める必要があります。

6 広報の強化

図書館の利用促進に向けては、市民や各種団体等に対して、図書館の役割をはじめ、図書、資料に関する情報、各館の特色ある行事を効果的に発信していくことが重要です。今後、特に図書館未利用者に対する広報活動の強化に取り組む必要があります。

7 郷土・行政資料の収集・保存・活用の推進

郷土・行政資料の多くは、「その地域に行かなければ入手できない資料」であり、その情報・知識をきちんと保存し、後世に伝えていくことは、図書館の使命の一つです。本市においても、誇るべき歴史・文化を次世代へ継承するため、多種多様な郷土・行政資料の収集に努めてきたところです。

今後も引き続き、資料の収集と適切な保存を図るとともに、インターネット等を通した情報発信の充実や学校教育における活用に努めるなど、郷土・行政資料を生かした取組を推進する必要があります。

8 地域の特性を生かした特色ある図書館づくりの推進

地域の特性を生かした魅力ある図書館としていくため、中央図書館をはじめとした6館それぞれが、地域ごとの利用者層の違い、ニーズの高いジャンル等の把握に努めながら、地域の持つ歴史や地域性を生かした特色ある図書館運営を推進していくことが求められています。

9 交流を生み出す取組の推進

図書館は、乳幼児から高齢者まで幅広い年齢層が利用するとともに、多様な団体が活動する施設ですが、利用者同士の交流を深める取組が十分とはいえない状況です。

地域のにぎわいを創出し、活力を高めるため、また、図書館法第3条において、教育活動その他の活動の機会の提供及びその奨励に努めることとしていることからも、交流活動を促進する機会を拡充することが求められています。

10 市民との協働による取組の推進

図書館におけるボランティア活動は、図書館サービスの充実に資するものであるとともに、市民の学びの成果を生かす場でもあります。図書館ボランティアの数は、年々、増加している状況ですが、さらなる活動促進に向け、人材の育成や活動機会の拡充に努めるなど、市民との協働による取組を推進する必要があります。

第3章 計画の基本的方向

第1 図書館の目指す姿

社会の変化や新たな課題に対応するため、図書館の役割も変化しています。2012（平成24）年に改正された「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」では、これからの中は、新しい知識・情報・技術が、社会のあらゆる領域での活動の基盤となる知識基盤社会であり、図書館は地域の情報拠点として、地域の課題に対応する役割を担うとされています。

こうした役割の中で、国、県の動向や前計画に基づく課題、社会情勢の変化等を踏まえ、市民一人一人のニーズに即した学習活動を支えるとともに、暮らしや仕事に役立つ情報を積極的に提供していくことが重要です。

このような視点に立って、市民との協働により、魅力ある図書館づくりを進めるものとします。

こうした考えのもと、本市の図書館の目指す姿を、

**地域の知の拠点として、学びを支え、暮らしに役立つ、
市民との協働による魅力ある図書館**

と定め、本市教育の目標である「知性にとみ、心身ともに健全な風格をそなえた人間（水戸人）の形成」に寄与するものとします。

第2 運営の基本方針

目指す姿の実現に向け、基本方針を次のように定めます。

基本方針1

市民一人一人の生涯にわたる学びを支える図書館づくり

図書館は、市民が生涯にわたり、自ら学び考えるために必要とする資料や情報を提供する生涯学習の拠点です。その役割を果たし、幅広い市民各層の利用促進を図るため、市民満足度の高い図書館運営を推進します。

また、公立図書館としての一貫した資料収集方針に基づき、市民の多様なニーズに応えることのできる魅力ある書架づくりに向けた資料収集を行うとともに、未来をリードする子どもたちをはじめ、市民一人一人の読書活動を推進します。

基本方針2

暮らしや仕事、まちづくりに役立つ情報を提供する時代に即した図書館づくり

個人や地域が抱える多様な課題解決の支援に向け、市民一人一人の暮らしや仕事に役立つ資料・情報を、その求めに応じてきめ細かく提供するとともに、本市のまちづくりに関する資料・情報の迅速かつ効果的な発信、提供を通して、まちづくりに積極的に参加する人材の育成に努めます。

また、高度情報化社会に対応するため、ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した図書館サービスを推進するほか、多様なメディアを活用した広報活動を展開します。

基本方針 3

郷土の歴史や文化を次の世代へ継承する図書館づくり

本市の持つ歴史的な価値や文化を重視しながら、郷土について知り、学び、考えるための手がかりとなる郷土・行政資料の適切な収集と保存に努めます。

あわせて、それらの積極的な活用に努め、未来をリードする子どもたちをはじめ、あらゆる世代が、郷土の歴史や文化を知ることを通して、郷土水戸に誇りと愛着を持つことができる環境づくりを推進します。

基本方針 4

地域の活力を高める魅力あふれる図書館づくり

中央図書館をはじめとする6館それぞれの地域性を生かした特色ある図書館運営に向け、利用者の年齢層などを踏まえたサービスや各地区の特性、ニーズに応じた資料の収集等を進めます。

また、多くの市民が集えるよう、各種機関等と連携を図りながら、魅力ある事業を展開し、地域のにぎわいを生み出す図書館づくりに努めます。

基本方針 5

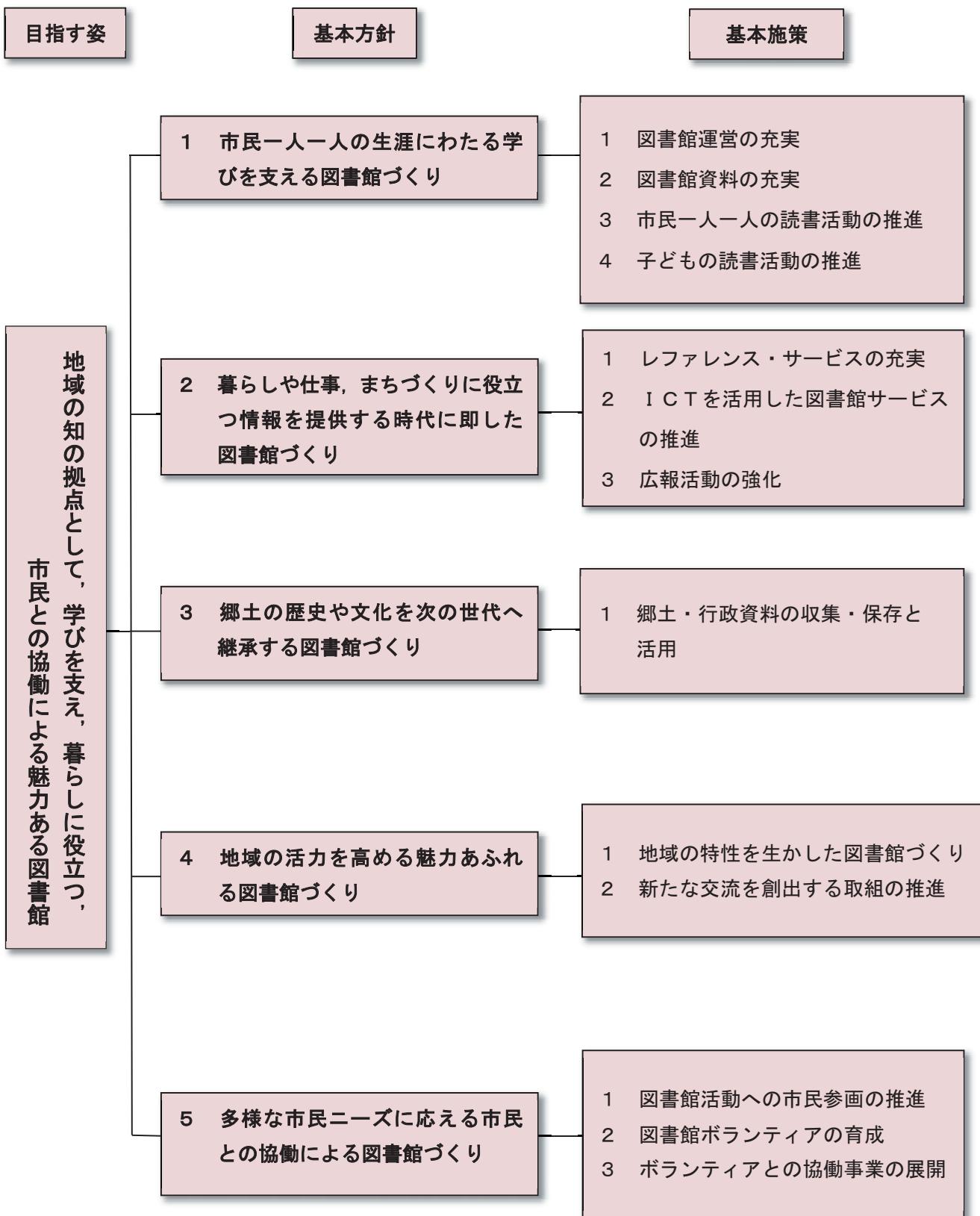
多様な市民ニーズに応える市民との協働による図書館づくり

多様化する市民ニーズに対応するため、図書館ボランティアと行政との協働による事業を展開し、図書館サービスの質の向上に取り組みます。

また、図書館ボランティアの活性化に向け、情報交換会や養成講座を開催するなど、生き生きと活動できる場の提供や支援に努めます。

第3 施策の体系

地域の知の拠点として、学びを支え、暮らしに役立つ、市民との協働による魅力ある図書館を実現するための5つの方針と、それらを柱とした施策の体系を次のとおり定めます。



第4章 施策の展開

1 市民一人一人の生涯にわたる学びを支える図書館づくり

【現況と課題】

市立図書館の個人貸出人数は市の人口を上回っていますが、2013（平成25）年度末の有効登録者数（当該年度内に図書館を利用した登録者数）は、市の人口の約11.5パーセント、31,000人ほどと推定されます。そのため、現在、図書館サービスを受けていない市民に対し、新たな利用を促していく必要があります。

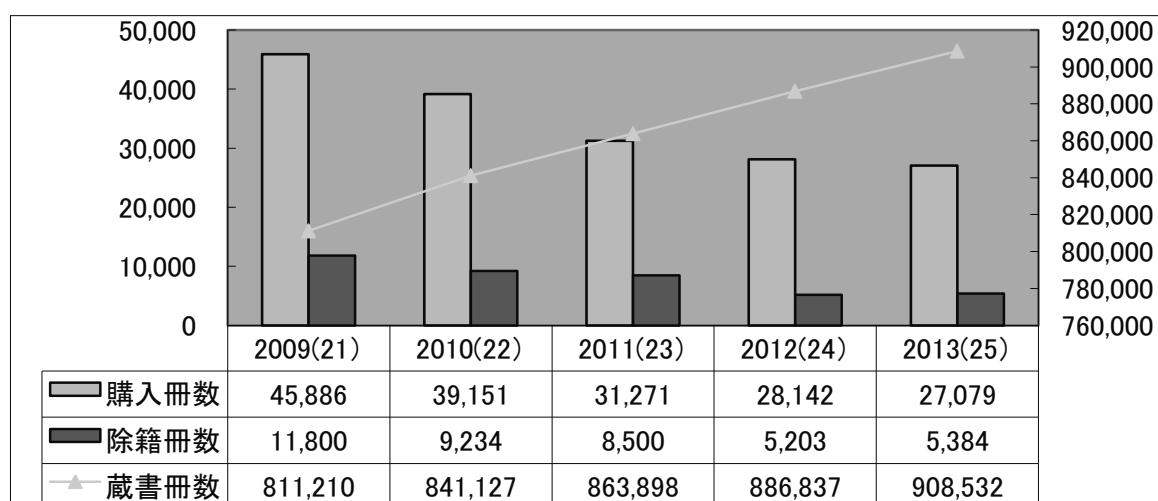
専門的職員である司書の司書資格保有状況は、正職員27名中15名が資格を保有、嘱託員は36名全員が資格を保有しています。また、職員研修を定期的に開催し、窓口サービスや接遇の向上に努めていますが、市立図書館内部の専門的な研修の機会が少ないため、研修機会の拡充が課題となっています。

第5次総合計画に基づき市立図書館6館の整備は終了しましたが、老朽化した各館の施設や設備の適正な維持管理が課題となっています。

蔵書冊数は、2009（平成21）年度から2013（平成25）年度までの5年間で、811,210冊から908,532冊に増加しました。（表1）収集は資料収集方針に基づき、市民のニーズの把握に努めながら新しい図書の収集を行っています。また、継続的な蔵書構成を行うため、一般書は中央図書館、児童書は見和図書館に保存庫を設けて集中保存を行っています。

表1 蔵書冊数と増減冊数

（冊）



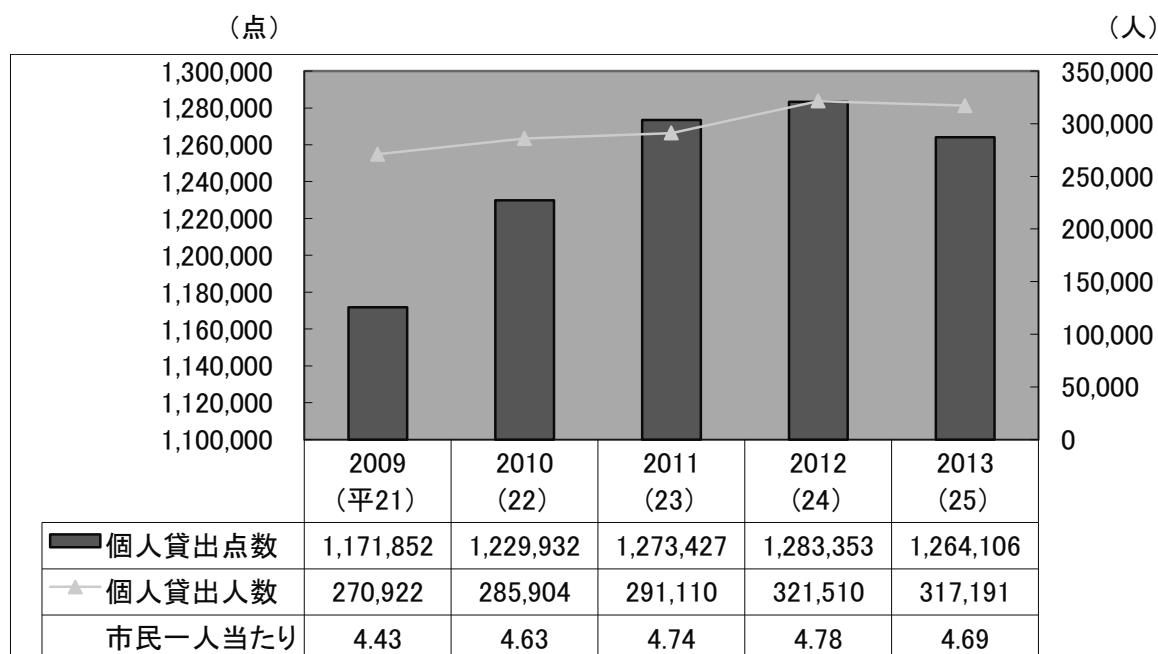
雑誌は速報性があることから、幅広い収集に努めています。また、永年保存の方針のもと、内原図書館に保存庫を設けて全ての雑誌を各1誌保存しています。

図書の資料収集については、中央図書館が地区館を補完しながら行っていますが、特定のテ

一マについては、立地条件や館の特徴を生かして担当館を決めて収集するなど、市立図書館6館の特色ある資料収集を行う必要があります。また、利用されなくなった複本や汚損・破損した図書の除籍は、書架を魅力ある状態に保つためにも必要な業務ですが、作業が十分でないため保存庫の狭隘化が進んでいます。

個人貸出は、2009（平成21）年度から2013（平成25）年度までの5年間で、約9万点増加しています。（表2）

表2 個人貸出の推移



全国の類似都市44市の2013（平成25）年度の平均貸出点数は約1,341,000点であるのに対し、市立図書館の個人貸出点数は表2のとおり1,264,106点と平均を下回っており、決して高いものとは言えない状況です。そのため、開館日や開館時間の拡大、図書館機能の充実を図るなど利便性を向上させ、図書館を利用する機会の拡大に努める必要があります。

成人向けのサービスとして、各種データベースの提供やインターネット環境の整備、朗読会や講演会、映画会などの行事を行っていますが、図書館に更に関心を持ってもらうような各種講座や行事の開催、様々な図書館PR事業などの取組が必要です。

10代を中心とした青少年層の図書館利用は一般に消極的ですが、市立図書館においても同様の傾向がみられます。各館では、青少年向けの図書を集めたヤングアダルト（YA）コーナーを設けているほか、東部図書館では、青少年向けに図書館資料を紹介するYA通信を発行して近隣の中学校の生徒に配布し、図書への興味・関心を高め、図書館利用の促進に努めています。

高齢者層の個人貸出は、水戸市の高齢者層の人口の増加に伴い増えています。市立図書館では老眼鏡、拡大鏡を備えるとともに、大活字本を継続的に購入して提供しています。また、中

央図書館で定期的に開催する「日曜名画座」は、特に高齢者のリピーターが多い行事となっています。

高齢者層への図書館サービスの必要性は、この層の利用増加に伴いますます高まると予想され、今後、高齢者の様々な特性に配慮しながら対応していくことが求められます。

比較的軽度の視覚障害者の利用に備え、約5千点の大活字本を所蔵し提供しています。さらに中央図書館において、身体障害者のうち、1級から3級に該当する者及び療育手帳所持者のうち、図書館への来館が困難な市内居住者に対し、無料で図書の郵送貸出を行っています。録音図書、点字図書の収集については、市内にある県立点字図書館の事業を踏まえつつ、方向を定める必要があります。さらに、手話・筆談による対応や、対面朗読サービス等を、ボランティア等と連携しつつ、どのように展開していくかも課題です。

多文化サービスとして、英語版の図書館利用案内等を用意しています。また、英語を中心とした外国語資料を約2千点所蔵し提供しているほか、各館で英字新聞の収集や市国際交流協会発行の情報紙を配布するなど、生活情報の提供に努めています。現在、外国人の図書館利用は極めて少ないため、外国人のためのサービスをどのように進めていくか、資料と人材の面から見直すとともに、関係機関と連携を強化する必要があります。

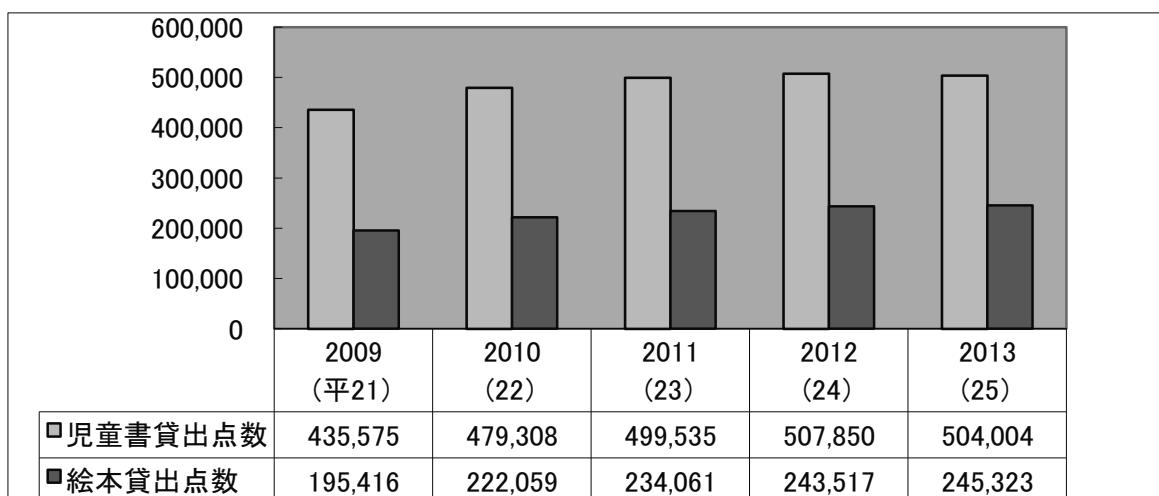
市立図書館では、個人貸出とともに団体貸出を資料提供の柱の一つとして推進してきました。現在、保育所、幼稚園、小・中学校、地域文庫、読み聞かせボランティア団体、読書団体、福祉施設などへ貸出を行っています。2013（平成25）年11月、新たに地区館から小・中学校への団体貸出を始めましたが、同一施設や団体が繰り返し利用しているケースが多くなっています。さらに制度のPRを徹底し、新規の利用を促していくことが必要です。

子どもの読書活動を総合的に推進するため、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」及び「いばらき子ども読書活動推進計画」を受けて、水戸市においても（仮称）「水戸市子ども読書活動推進計画」を新たに策定する必要があります。

児童書の個人貸出点数は2009（平成21）年度から2013（平成25）年度までの5年間で約7万点増加しています。中でも、絵本の貸出冊数は、約5万冊増加しています（表3）。

表3 児童書・絵本の個人貸出の推移

（点）



これらは、絵本を読む楽しさを知つてもらうための親子で絵本事業や物語の楽しさを知つてもらうための「おはなし会」などを行ってきた成果と言えます。また、子どもたちが図書館を体験するための行事として、一日図書館員や工作教室、子ども映画会などを実施して、本や図書館という場の楽しさを子どもたちに伝えています。

「学習・情報センター」と「読書センター」の役割を持つ学校図書館への支援は、これまで、団体貸出と配本サービスを中心に行ってきましたが、さらに充実させるためには、学校現場の声を的確に把握し、その要望に沿つて支援を行う必要があり、今後、学校との連携を強化する必要があります。

また、2014（平成26）年6月の学校図書館法の改正により、児童、生徒、教員の一層の学校図書館利用促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する「学校司書」を置くよう努めることとされました。（2015（平成27）年4月1日施行）

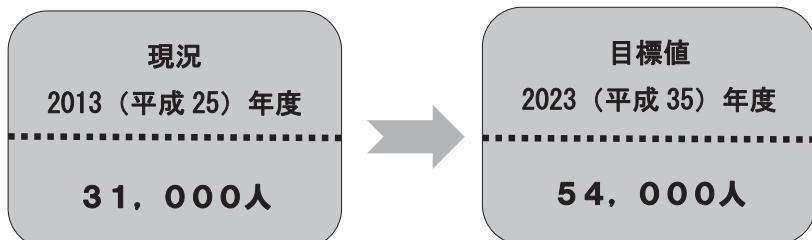
基本施策1 図書館運営の充実

【基本的方向】

誰もが気軽に利用できる親しみやすい図書館運営に向け、利用者の幅広いニーズに対応したサービスを提供できる人材の育成を図りながら、市民の利便性の向上に努めます。また、快適で安全な読書環境を提供するため、施設の適正な維持・管理を推進します。

【目標指標】

有効登録者数（当該年度内に図書館を利用した登録者数）



【具体的施策】

1 市民の利便性の向上

・図書館未利用者をはじめ、幅広い市民各層の利用促進に向けて、開館日の拡大や開館時間の延長など、利便性の向上に努めます。あわせて、学校図書館の充実をはじめとする市民サービスの向上を図るとともに、指定管理者制度を導入し、効率的、効果的な運営を推進します。

- ・市民満足度調査を実施して市民の図書館運営に対する意見や要望等を的確に把握し、より利用しやすい図書館を目指し、図書館サービスの向上に努めます。

2 類縁機関との連携

- ・市民の多様化する資料要求に適切に応えていくため、県立図書館をはじめ県内の公立図書館や大学図書館、専門機関及び県外の各種の類縁機関等との連携を推進します。

3 施設の適正な維持・管理の推進

- ・安全で快適な学習環境づくりに向け、老朽化が進む中央図書館の耐震化を進めるとともに、各館の適正な維持・管理に努めます。

4 中央図書館のあり方の検討

- ・中央図書館について、市民ニーズや時代に即した施設となるよう、機能や役割等も含めた将来的なあり方について、検討を進めます。

基本施策2 図書館資料の充実

【基本的方向】

多様化する市民のニーズに的確に応えるとともに、市民の主体的な学習意欲を高めることのできる魅力的な書架づくりを推進します。また、郷土に関する資料をはじめ、貴重な図書館資料を大切に守りながら、適切な資料の管理と更新を進めます。

【具体的施策】

1 魅力ある書架づくりの推進

- ・資料収集方針に基づき、魅力ある書架づくりに努めます。

(資料収集方針 基本原則)

- (1) 図書館は市民の要求や社会の動向に基づいて、市民の生活に役立つ資料を収集するとともに、普遍的で、価値の高い資料を収集する。
- (2) 資料は図書のほか、新聞・雑誌などの逐次刊行物、パンフレット類、ビデオやコンパクトディスクなどの視聴覚資料等、多様な形態の資料を収集する。
- (3) 資料の収集は、水戸市立図書館全体として体系的な収集を図る。
- (4) 資料の収集は、図書館の主体的な判断の下に行う。
- (5) 資料の収集に当たっては、各図書館の資料群、特に開架書架が常に新鮮で魅力的な状態を保てるように留意する。
- (6) 多様な対立する意見のある場合は、それぞれの観点に立つ資料を、公平に幅広く収集するように努める。

- (7) 資料の収集に当たっては、必要に応じて、利用者・専門家等の助言を求め、参考にする。
- (8) 資料の収集の方法は、購入、寄贈、製作、その他の適切な手段による。なお、いずれの場合にも収集の方針は変わらない。
- (9) 資料の収集に当たっては、県内公共図書館等、他の類縁機関との連携・協力に留意する。

2 図書館資料の適切な保存と管理、更新の推進

- ・魅力ある書架を保つため、図書館資料の良好な保存に努めるとともに、「資料の不用の決定、除籍及び処理に関する要項」に基づき、利用頻度の低い資料や汚損・破損した図書を対象に除籍を進めるなど、適切な管理、更新を推進します。
- ・雑誌は県内図書館との協力関係の構築を含め、新たな保存方針を定めます。

基本施策3 市民一人一人の読書活動の推進

【基本的方向】

市民のライフステージに応じたサービスをはじめ、障害者向けサービスや多文化サービスの充実に努めるなど、きめ細かなサービスを提供し、市民一人一人の読書活動を推進します。

【具体的の施策】

1 成人向けサービスの推進

- ・成人向けの新たな行事として、朗読会や図書館ツアーやの実施など、創意工夫を凝らした魅力的な事業を開催します。

2 青少年向けサービスの推進

- ・主として、中学・高校生世代のニーズに即した図書や雑誌等の収集を推進するなど、各館のヤングアダルトコーナーの充実に努めます。
- ・中学・高校生の交流の場となるようなスペースやコーナーの設置を進めます。

3 高齢者向けサービスの推進

- ・高齢者の読書活動を推進するため、高齢者のニーズに応える資料の収集を進めるとともに、大活字本の拡充を図ります。
- ・作品展示コーナー等の設置や交流のできる機会の充実を図るなど、高齢者の社会参加の場の提供に努めます。

・宅配便等による資料配送サービスなど、高齢者向けの新たなサービスについて、検討を進めます。

4 障害者向けサービスの推進

・県立点字図書館等の類縁機関と連携して、朗読ボランティアの募集と養成を行い、対面朗読サービスを進めます。

・研修会等に積極的に参加し、手話や筆記によるコミュニケーションをとれる職員の養成に努めます。

・音声読書器や拡大読書器等の機器を導入及び更新し、障害者の読書環境の充実を図ります。

5 多文化サービスの推進

・市国際交流協会等の関係機関と連携して、日本語学習のための参考資料や地域のガイドブックなど、外国人住民のニーズに応える資料の収集・提供に努めます。

・日本語が不自由な外国人にも利用しやすい施設を目指して、資料の案内表示や各種配布物への外国語表記等について検討します。

・関係機関やボランティアと連携し、ホームページ等からの多言語による情報発信に取り組みます。

6 団体貸出の推進

・学校施設をはじめ、福祉施設やボランティア団体等の各種団体の読書活動を促進するため、広報紙やホームページの充実に努めるなど、積極的なPR活動を推進します。

基本施策4 子どもの読書活動の推進

【基本的方向】

未来をリードする子どもたちが、主体的な読書習慣を身に付け、本との出会いを通して、生きる力と豊かな感性を育むことができるよう、学校図書館活動の充実を支援するとともに、読み聞かせ事業をはじめとする各種事業を推進します。

【具体的施策】

1 子ども読書活動推進計画の策定

- ・子どもたちが、生涯にわたって読書を楽しみ、豊かな感性や表現力、創造力を身に付けることができるよう、(仮称) 水戸市子ども読書活動推進計画を策定し、子どもの読書活動を総合的に推進します。

2 子ども向け事業、行事の充実

- ・子どもたちの読書習慣の形成に向け、親子で絵本事業や、おはなし会等の充実に努めます。また、一日図書館員など、図書館を活用した体験活動を推進し、図書館や図書に対する興味・関心の向上を図ります。

3 学校図書館の充実に向けた支援

- ・子どもたちが本に親しむ習慣を身につけ、豊かな人間性を育むことができるよう、学校図書館担当教諭等と連携し、学級文庫への配本や教科活動を補助する資料の支援を行います。

・学校図書館支援のための司書職員を派遣し、学校ボランティアと協働して図書のデータベース化を進め、図書の貸出し・検索の利便性を高めるほか、学校図書館の運営に関し必要な助言や援助を行います。

・学校図書館物流ネットワークを整備し、市立図書館からの団体貸出資料等が迅速に届く仕組みづくりを進めるとともに、市立図書館とのオンライン化など、新たなサービスの実施に向けた検討を進めます。

・市立図書館の新着図書情報を各校に発信したり、学校図書館向け選定図書リストを作成し配布するなど、学校図書館との図書情報の共有に努めます。

・学校図書館の運営等をテーマに、学校図書館担当教諭や学校ボランティア向けの研修を実施します。

2 暮らしや仕事、まちづくりに役立つ情報を提供する時代に即した図書館づくり

【現況と課題】

レファレンス・サービスとは、利用者の求めに応じ、資料・情報の提供や紹介を行う業務であり、貸出サービスとならんで図書館サービスの根幹を成す重要なサービスです。その知的要 求は、日々の生活の中で生じる身近なものから、学習や仕事に直結する緊急性の高いもの、学術的な調査研究に至るまで広汎多岐にわたります。

現在、中央図書館の2階参考資料室において、郷土・行政資料やレファレンス資料の情報提供や紹介を行うほか、外部オンラインデータベースを利用することができます。また、中央図書館以外の地区館では、貸出・返却の窓口でレファレンス・サービスに当たっていますが、レファレンス資料が十分でないことや、職員の経験・知識などの違いにより、必ずしも市民の要求を充足する対応ができるとは言えない状況にあります。

市民一人一人の「知りたい」「学びたい」「解決したい」などの知的要 求に確実に応えることは、図書館への信頼と評価を向上させ、更なる利用につながることが見込まれます。「困ったとき・わからないときには、まず図書館へ」となるよう、市民一人一人の図書館におけるレファレンス・サービスへの信頼を高めることが重要で、それを持続できる仕組みの構築が課題です。

I C T の発達は、図書館サービスにも変化をもたらしました。これまで図書館へ行かなければ閲覧できなかった資料を、自宅や職場にいながらにして閲覧することが可能となり、特に、図書館まで出向いて利用することが難しい高齢者や障害者にとって、情報活用の機会が広がることにつながっています。市立図書館でも、貴重資料コレクションとしている、水戸藩本草学者佐藤中陵の『山海庶品』・『海河魚属写真』や郷土作家菊池幽芳の自筆原稿『小夜子』をはじめ貴重図書や古地図など、郷土資料を中心にデジタル化を進めています。

今後は、電子図書館の構築なども視野に入れ、さらに、戦前から戦後にかけての貴重な行政資料のデジタル化にも取組んでいく必要があります。

表1 その他の電子化資料一覧

タイトル	刊年	色	点数	所蔵
読売新聞茨城版	昭28~29年	白黒	11冊	図書館
○大日本職業別明細図	大正14年	白黒	1枚	〃
水戸市航空写真	昭20~21年	白黒	32枚	図書館 博物館
茨城県名士肖像録	明治36年	白黒	1冊	
茨城県教育家肖像録	明治42年	白黒	1冊	〃
茨城県普通電話番号簿	昭和6年	白黒	1冊	〃
茨城県普通電話番号簿	昭和13年	白黒	1冊	〃
茨城県普通電話番号簿	昭和14年	白黒	1冊	〃
○青門肖像	天保10年	カラー	1冊	〃
○水戸市街改正略図	明治23年	白黒	1枚	図書館
水戸地形図 上市・下市	明治25年	白黒	2枚	博物館
○水戸市改正全図	明治34年	カラー	1枚	図書館
水戸市改正全図（裏絵）	明治34年	白黒	1枚	博物館
○水戸市現勢地図	明治42年	カラー	1枚	図書館
水戸市現勢地図（裏絵）	明治42年	白黒	1枚	博物館
○水戸市現勢地図	大正2年	カラー	1枚	図書館
水戸市略図	大正4年	カラー	1枚	博物館
○水戸市全地図	大正9年	カラー	1枚	〃
○水戸市全地図	大正11年	カラー	1枚	図書館
○水戸市全図（表裏）	大正12年	カラー	1枚	博物館
○水戸市全図	大正14年	カラー	1枚	〃
○水戸市及び三浜全図（表裏）	昭和9年	カラー	1枚	〃

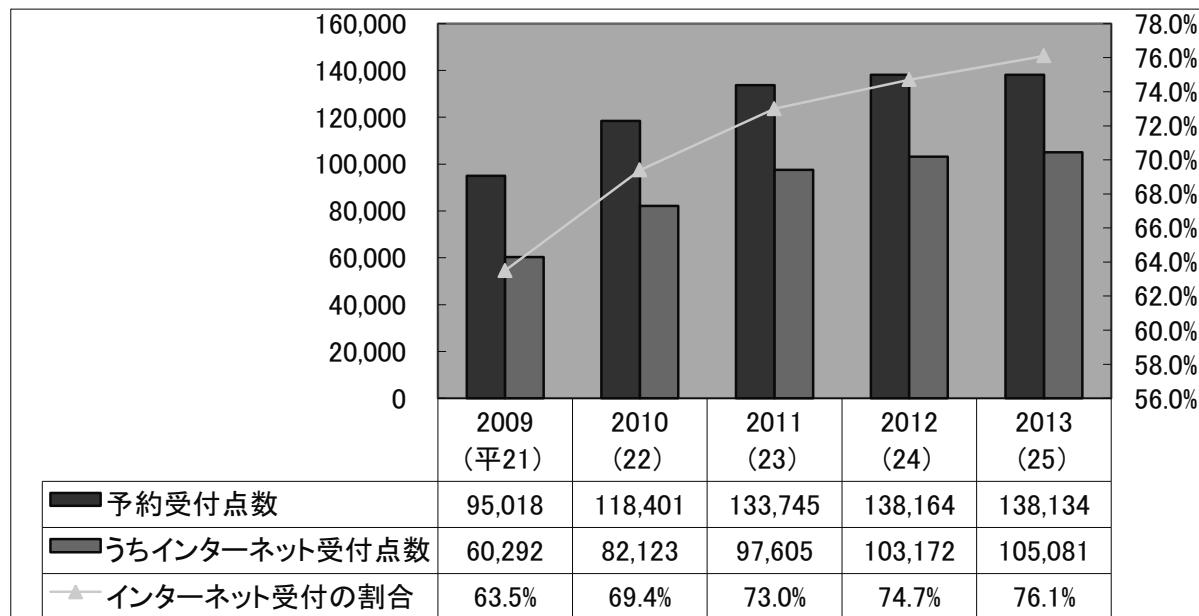
※ ○印はホームページで公開

また、2012（平成24）年の著作権法改正により、それまで国立国会図書館内でしか利用できなかったデジタル化資料が、一定の条件下で全国の図書館で利用可能になりました。2014（平成26）年1月から国立国会図書館デジタル化資料送信サービスが開始されました。現在、中央図書館でもこのサービスに加入し、戦前、戦後の図書や雑誌のデジタル化された資料について、インターネットを介しての閲覧、複写サービスを行っているところです。

2001（平成13）年8月に図書館のホームページを開設し、図書館資料の検索や各種情報の提供を行ってきました。2003（平成15）年7月には、Web-O P A Cからの図書館資料の検索・予約サービスを開始し、利用者の利便性向上を図りました。表2を見るとWeb-O P A Cからの予約は、予約全体に占める割合が、2009（平成21）年度の63.5パーセントから2013（平成25）年度には76.0パーセントと年々増加しており、今後もこの傾向が続くものと思われます。

表2 予約数の推移

(点)



ＩＣＴの発達は、ソーシャルメディアなど、次々に新しい情報の在り方を生み出し、私たちに膨大な情報をもたらしています。今後は、様々なメディアを活用した情報の発信に取り組む必要があります。

また、文部科学省が2006（平成18）年4月にまとめた「これからの図書館像」では、地域に関わる多様な情報を集約して整理し、発信する役割が図書館に期待されるとしています。このことから、水戸市においてもこれらの情報を駆使し、資料として活用できる能力を備えた人材の育成が不可欠です。

事業等の広報については、現在は、市の広報誌や新聞・タウン誌などへ掲載するとともに、ホームページ上で市民への周知を図っています。

しかし、こういった広報活動では、図書館に関心を持つ層へのアピールに留まりがちであるため、ソーシャルメディアを活用した広報が必要となります。また、これまで図書館を利用したことのない市民に対しても積極的に広報していく必要があります。

基本施策1 レファレンス・サービスの充実

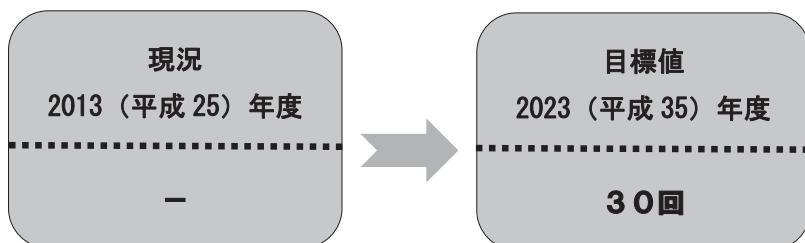
【基本的方向】

市民の多様な調査研究に資することができるよう、レファレンス資料や外部オンラインデータベースの充実を図るとともに、問合せのよくあるレファレンス事例をデータベース化してホームページで公開し、市民の調査研究に役立つよう情報発信に努めます。

また、レファレンス・サービスに関する研修を行い、職員のスキルアップを図ります。

【目標指標】

課題解決支援セミナー開催回数



【具体的な施策】

1 課題解決支援セミナーの開催

- ・起業や商店経営、健康、医療、年金、相続、法律、司法手続きなど、地域の課題や利用者及び住民の生活や仕事に関する課題の解決に向けた活動を支援するため、課題解決支援セミナーを積極的に開催します。

2 レファレンス事例のデータベース化

- ・各館のレファレンス事例をデータベース化し、全館で情報の共有化を図ります。
- ・あるテーマや話題に関する主な資料の提示や、調べ方案内を作成してホームページで公開するなど、市民の調査研究に役立つよう積極的な情報発信に努めます。

3 レファレンス・サービスの分担

- ・高度なレファレンス及びインターネットからのレファレンスは、資料の充実した中央図書館に集約して対応するなど、地区館との役割分担を図ります。

4 職員研修の実施

- ・レファレンス・サービス研修を定期的に行い、市民からの問合せ等に対し迅速かつ的確に対応できるよう、職員のスキルアップを図ります。

基本施策2　ＩＣＴを活用した図書館サービスの推進

【基本的方向】

利用者の利便性の向上と資料の保存・活用の観点から、資料のデジタル化を推進するとともに、ＩＣＴを活用した各種手続きの簡素化やインターネット音楽配信サービス等の導入を検討します。

また、電子書籍は高齢者や障害者へのサービス向上にもつながることから、その導入について検討します。

【具体的な施策】

1　郷土・行政資料のデジタル化

- ・著作権法上問題の無い郷土資料や行政資料のデジタル化を進め、ホームページ上で公開します。

2　インターネット利用講座等の開催

- ・暮らしや仕事で抱える課題の解決に役立つインターネット利用講座やソーシャルメディアの使い方などを学ぶ研修を実施します。

3　インターネットによる音楽配信サービスの導入

- ・若年層など新たな利用者層の図書館利用を促すため、インターネットによる音楽配信サービスの導入を検討します。

4　ＩＣＴを活用した各種手続きの簡素化

- ・ＩＣＴを活用し、各種手続きを簡素化するとともに、自分の読書歴を記帳して残すことのできる読書通帳の導入を検討します。

5　インターネット利用環境の充実

- ・インターネット利用環境の充実を図るため、インターネット端末機の増設や携帯性に優れたタブレット型端末機等の導入を検討します。

6　電子書籍の収集・貸出の検討

- ・電子書籍は音声出力、文字拡大等の機能を持ち、高齢者や障害者など、利用に困難を感じる人へのサービス向上にもつながることから、その導入について長期的な視点に立って検討を行います。

基本施策3 広報活動の強化

【基本的方向】

図書館の行事等について、従来のメディアを使った広報活動と併せて、フェイスブックなどのソーシャルメディアを活用して、幅広い市民各層への広報に努めます。

【具体的施策】

1 ソーシャルメディアを活用した情報発信

- ・広報みとや新聞、図書館ホームページなどを使った広報以外に、フェイスブックやツイッター、ブログなどのソーシャルメディアを活用して、各館の特色ある行事や資料に関する情報をタイムリーに発信します。
- ・図書館の各ボランティア団体や市内の各種施設等と情報を共有し、これまで図書館を利用したことのない市民向けに積極的な情報発信を行います。

3 郷土の歴史や文化を次の世代へ継承する図書館づくり

【現況と課題】

郷土・行政資料の多くは、「その地域に行かなければ入手できない資料」であり、図書館はその情報・知識をきちんと保存し、後世に伝えていく義務があります。

市立図書館は、私たちの郷土の歴史や文化をきちんと次世代へ継承するため、水戸関連のものを中心に多種多様な郷土・行政資料の収集に努めています。2013（平成25）年3月末の各図書館の郷土・行政資料の保有数は、表1のとおりとなっています。

特に、郷土資料については、水戸市立図書館開設時の蔵書の基本となった農工文庫の一部をはじめ、「水戸市史」編さん過程で収集した資料なども所蔵しています。

表1 郷土・行政資料保有数

(冊)

項目\館名	中央図書館	東部図書館	西部図書館	見和図書館	常澄図書館	内原図書館	計
郷土・行政 資料保有数	28,082	5,361	4,381	4,764	2,875	2,920	48,383

※ 資料数は2013(平成25)年3月末現在

郷土資料（特に、地域の自治会・町内会や郷土史家が作成した地域に関する資料）は印刷部数が少なく、流通範囲もきわめて限定的であり、出版情報の把握や網羅的な収集が困難な資料です。行政資料についても、近年は紙媒体のものから情報の更新・改廃頻度の高いウェブ版へと移行しつつあり、今後もこの傾向が更に進むものと考えられます。これらのことから、郷土・行政資料の遺漏のない収集と保存が課題となります。

また、地域に関する資料は、小学校の調べ学習の授業において常に需要がありますが、児童に適した資料は絶対数が不足しています。図書館にはこれまで培ってきた情報収集力と、情報を活用しやすく編集する経験の蓄積があり、それを生かして資料の有効活用を図ることが求められています。そのため、郷土・行政資料についての専門知識を持つ職員を継続して育てていく必要があります。

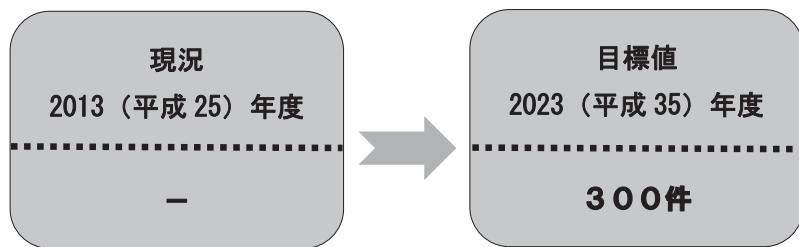
基本施策 1　郷土・行政資料の収集・保存と活用

【基本的方向】

郷土の歴史や文化を次世代へ継承するため、水戸市関連のものを中心に多種多様な郷土・行政資料を収集し、その保存と活用に努めます。また、市民の調査研究に資するため、郷土に関するレファレンス事例のデータベース化や職員の資質向上に努めます。

【目標指標】

郷土に関するレファレンス事例公開件数



【具体的の施策】

1 郷土・行政資料の収集・保存と活用

- ・郷土資料は一般の書籍の流通ルートに乗らないことが多いため、地域や市民センター等と連携して出版情報を把握し、その網羅的な収集と保存、活用に努めます。
- ・水戸市情報公開センターと連携し、ウェブ版も含めた行政資料の収集・保存と活用に努めます。
- ・郷土資料を活用した郷土史関連講座等を積極的に開催し、地域の歴史や文化への誇りや愛着を持つことができる環境づくりに努めます。

2 郷土に関する調べ学習用小冊子の作成

- ・郷土に関する調べ学習授業に役立つ小冊子を作成し、小学校へ配布します。

3 郷土に関するレファレンス事例のデータベース化

- ・市民から相談のあった郷土に関するレファレンス事例をデータベース化してホームページ等で公開し、市民の調査研究に役立てます。

4 職員研修の実施

- ・郷土・行政資料活用研修を定期的に行い、さらなる職員のスキルアップに努めます。

4 地域の活力を高める魅力あふれる図書館づくり

【現況と課題】

中央図書館及び地区館5館のあいだでは、それぞれの利用者層に違いが見られます。

貸出し利用者の年齢層別貸出数の割合を各館で比べると、12歳以下の割合が大きいのが内原・常澄図書館、反対に23歳以上の割合が最も大きいのは中央図書館となっています。(表1)

各館での図書の貸出しの内容を比べると、中央・西部図書館は、小説・エッセイなど文学に関する図書の貸出し割合が大きく、内原・常澄図書館は、絵本を含む児童書の貸出し割合が大きいなど、利用される図書の分野にも傾向が見られます。(表2)

表1 館別年齢層別貸出数割合 2013(平成25)年度 (%)

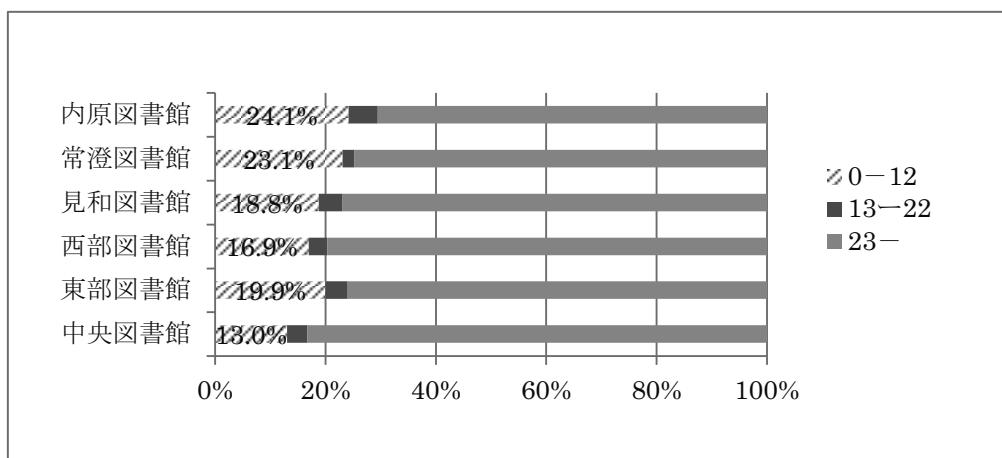
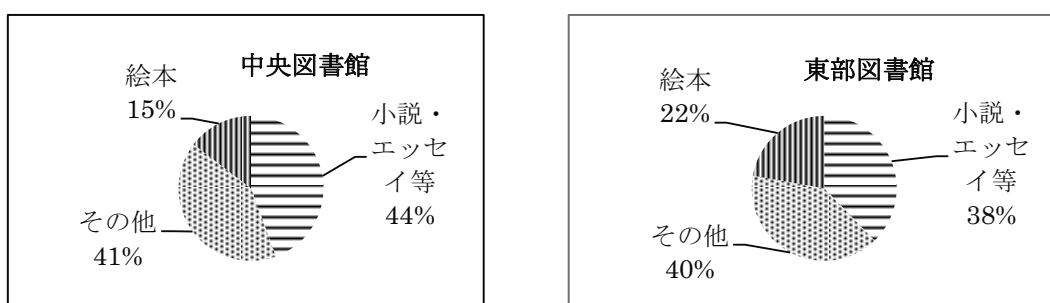
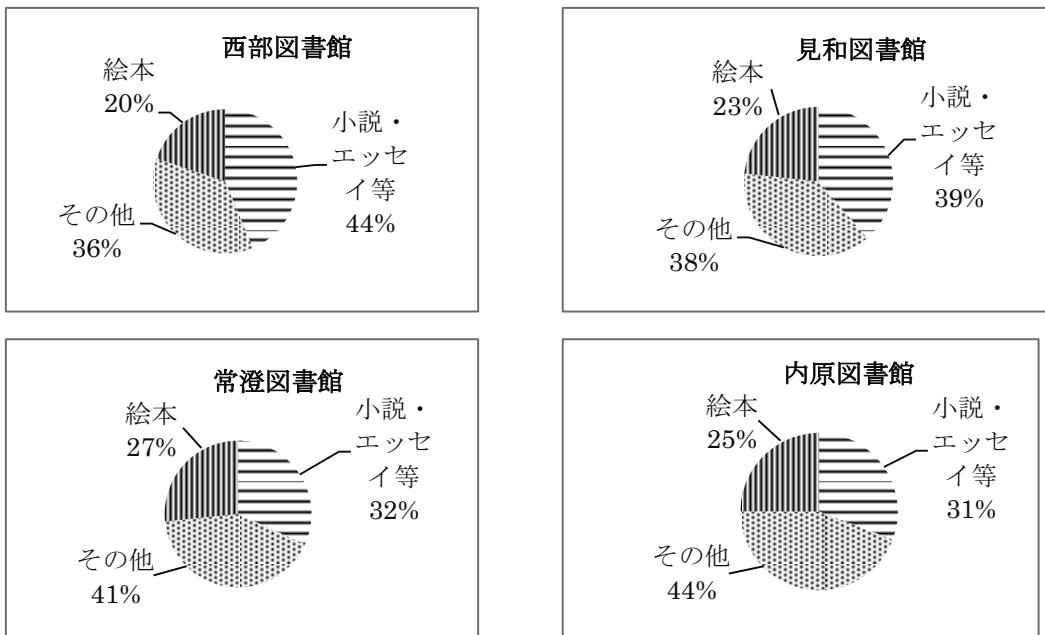


表2 分類別貸出数の割合(一般書・児童書) 2013(平成25)年度





また、図書館の利用方法としては、雑誌や新聞の閲覧、資料持込による学習、あるいはインターネット端末での調べ物など、資料の貸出しを伴わない館内利用も多く、それらの目的のみで定期的に訪れる人も相当な数に上ります。

一方で、子どもたちへの読み聞かせや本の修理、返却本の配架など、ボランティア活動のために訪れる個人やグループは徐々に増えており、自らの培った技量を発揮する場として、図書館が活用されている状況がうかがえます。

貸出し利用者の層や貸出し資料の傾向、あるいは館内利用の状況等から、各地区館で求められるサービスの需要を探ることにより、今後地域において今以上に図書館サービスの認知度を高めるような、魅力ある事業展開につなげていく必要があります。

地域住民の最も身近にある市民センター図書室の図書の入替えを、2013（平成25）年4月から開始しました。施設数が31ある市民センターのうち、図書館に隣接する一部の市民センターを除き、中央図書館で入替えを行っていますが、入替回数が年1回であることや、1館当たりの入替え冊数も平均800冊と少ないとことから、市民センター図書室が有効活用されていない状況にあります。今後、配本図書の入替え回数の見直しや様々なメディアを使った市民センター図書室のPR等が必要となります。

基本施策1 地域の特性を生かした館づくり

【基本的方向】

中央図書館及び地区館5館を有する水戸市ならではの図書館サービス、地域性を生かした特色ある図書館運営に向け、利用者の状況を踏まえたサービスや各地区の特性・ニーズに応じた資料の収集などを行います。

【具体的施策】

1 6館によるサービス地域の分担

- ・市内の6つの図書館がサービス地域を分担し、それぞれの地域の実情に即したサービスの展開を目指します。

2 各館による特色ある運営と資料収集

- ・地域性や利用者層の実情を踏まえ、各図書館で特色ある運営と資料収集を行います。

○中央図書館

- ①図書館サービスの中心館として以下の機能を受け持ります。

- ・市立図書館の運営方針や各種施策の決定、総合的な企画立案、経理、広報、施設管理等を行います。

- ・資料収集・保存の総合的な調整を図ります。

- ・図書館電算システムのホスト館として運用管理を行います。

- ②北部・中心部（三の丸・五軒・新荘・城東・常磐・柳河・国田小学校区）の地区図書館として貸出しサービスを行います。

- ③水戸市や茨城県などの郷土資料や行政資料を積極的に収集・保存し、市民の利用に供します。

- ④市民の調査研究に役立つレファレンス資料を充実させるとともに、地区館でのレファレンス・サービスを支援します。

- ⑤近隣の水戸芸術館の活動を踏まえ、音楽・演劇・美術各分野における市民の関心の高まりに応えうる資料を収集するとともに、元館長の故吉田秀和氏関連資料の充実を図ります。

- ⑥ビジネス街や商店街に隣接する立地であることから、ビジネス支援やまちづくりの参

考になる資料の収集に努めます。

⑦水戸藩の本草学者である佐藤中陵とその子佐藤松渓の旧蔵資料、旧制水戸高等学校関係資料、一橋徳川家の徳川宗敬氏遺品のレコードなど、後世への礎となった人々に関する資料を受入れ、保存と公開に努めます。

⑧水戸出身の映画監督であった故深作欣二氏の蔵書など「深作欣二コレクション」の保存と公開に努めます。

○東部図書館

①東部地区（浜田・寿・上大野・吉田・酒門・千波・笠原・吉沢小学校区）の地区図書館として、貸出しサービスを中心に運営します。

②近隣に中学校・高校が多いことから、読書と疎遠になりがちな中学・高校生を中心とするヤングアダルト世代を図書館に引き付け、成長期の心の栄養となる本との出会いをサポートするため、ヤングアダルト向け図書を充実させるとともに、図書館からの情報発信に努めます。

③東部文化公園内にある核兵器廃絶平和都市宣言の碑にちなみ、開館以来平和を考えるための図書を購入していることから、収集を継続的に行います。

○西部図書館

①西部地区（渡里・石川・飯富・双葉台・堀原小学校区）の地区図書館として、貸出しサービスを中心に運営します。

②茨城大学が地区内にあることから、社会科学関係の資料を整備し学生の利用に応えます。また、中央大学より寄贈される通信教育文庫を受入れ、教育学部の学生への貸出しを行います。

③故佐川一信元市長から寄贈を受けた判例集や労働法等の図書・雑誌のコレクション（佐川文庫）を持つことから、法律関係図書の充実を図ります。

○見和図書館

①見和地区（緑岡・河和田・上中妻・見川・梅が丘・赤塚小学校区）の地区図書館として、貸出しサービスを中心に運営します。

②周辺が商業地区であることから、ビジネス関連図書を充実させるとともに、調査研究に役立つ外部オンラインデータベースの活用を呼びかけます。

③郷土史家江原忠昭氏から寄贈された郷土資料（図書・地図等）の目録を整備し、資料の活用を図ります。

④各地区館の児童書を調整の上移管し、閉架書庫に集中保存します。

○常澄図書館

①常澄地区（下大野・稻荷第一・稻荷第二・大場小学校区）の地区図書館として、貸出しサービスを中心に運営します。

②地区内に大串貝塚等「常陸国風土記」関連の史跡があることから、古代史を中心とした歴史関係資料及び郷土資料の収集に努めます。

③農村地域にあることから、農業関係の資料を充実させ、就農者への支援を図ります。

○内原図書館

①内原地区（妻里・鯉渕・内原小学校区）の地区図書館として、貸出しサービスを中心に運営します。

②地区に多い古墳関係資料及び郷土資料の収集に努めます。

③医療関係は一般に关心の高い分野であることから、健康問題に関する図書を中心に収集します。

④各地区館で所蔵する雑誌のバックナンバーを移管し、閉架書庫に集中保存します。

⑤全国の観光情報をチラシやカタログを中心に収集します。

3 市民センター図書室を通じた地域サービスの推進

・図書館利用案内や図書館ホームページ、その他各種メディアを使って、市民センター図書室のPRを進め、住民の活発な利用を促します。

・地域の課題解決に役立つ資料や市政・郷土に関する資料、高齢者に便利な大活字本、児童向け絵本などを地域の要望に合わせて配本します。

・市民センターが展開する各種事業に関連して、企画に役立つ情報や準備の手助けとなる資料などを積極的に提供します。

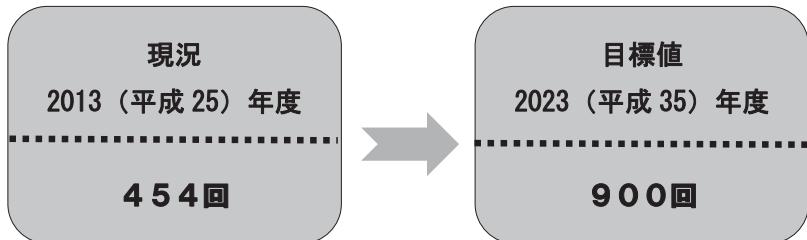
基本施策2 新たな交流を創出する取組の推進

【基本的方向】

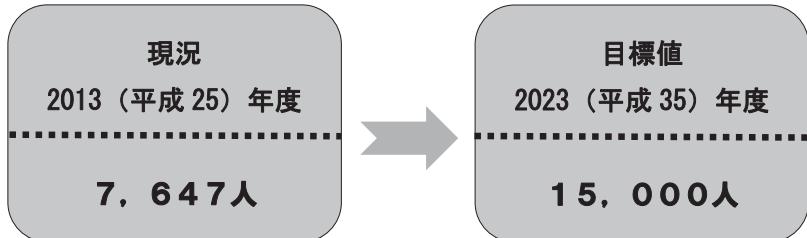
図書館をベースに活動している団体の相互の交流を図ることで、新たな人ととの出会いを創出し、これまでのグループの枠組みを超えて、より魅力ある実践活動や情報の発信を目指します。

【目標指標】

1 事業開催回数



2 事業参加人数



【具体的施策】

1 (仮称) 図書館利用団体連合会の創設

- 定期的に地区図書館をベースに活動している、読書会、読み聞かせボランティア、生涯学習関連団体などに呼びかけて、「(仮称) 水戸市立図書館利用団体連合会」を立ち上げ、会主催で日頃の活動の成果を発表する合同の文化祭を開催するなど、利用者相互の交流を支援します。

2 「図書館まつり」等魅力ある事業の開催

- これまで図書館を利用してこなかった地域住民にもっと図書館の魅力を知ってもらうため、各地区館とボランティアの協働による「図書館まつり」の開催を検討します。
- 地域の催しや施設等へ出向いておはなし会やブックトーク、推薦図書の紹介等を実施し、読書への興味・関心を高め、図書館の利用促進を図ります。
- 地域と連携し、土地の歴史や文化を考える資料の展示や講演会、世代を問わず楽しめる映画会、工作イベント、朗読会など魅力ある事業を開催します。

5 多様な市民ニーズに応える市民との協働による図書館づくり

【現況と課題】

図書館におけるボランティア活動については、2012（平成24）年12月に改正された「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」により、ボランティア活動の機会や場所を提供するよう努めることとしており、市立図書館においても、市民の図書館活動への参画は重要な施策の1つとして位置付けてきました。

2009（平成21）年7月に水戸市立図書館ボランティア要項を策定し、当初162人だったボランティア登録者数が、2013（平成25）年4月には227人と着実に登録者数が増加しています（表1）。今後は、図書館の仕組みや働きを学ぶ図書館ツアーや講座等を開催するなど、市民が図書館に関わる機会や環境づくりを進めるとともに、図書館ホームページをはじめ、広報みとや各種メディアを活用し、図書館活動への市民参加を呼びかけていく必要があります。

また、現在、活動しているボランティアは高齢者や主婦層を中心となっており、若年層の読書の振興や図書館に集い交流のできる居場所づくりを目的に、中学・高校生ボランティアの育成も課題となっています。

図書館ボランティアの仕事には、特殊な知識や技能を必要とする図書の修理や読み聞かせ等があり、おはなし会については、各館において活発な活動が行われ、年々開催回数が増加しています。しかしながら、指導者が不足していることにより研修の機会が少ないなど、後継者の育成が課題となっています。また、それぞれの団体が各図書館を拠点に活動していますが、専用の活動スペースを持たず、図書館附属の創作室などの空き時間に活動しているため、ボランティアグループ間の情報交換や交流、連携が十分ではない状況となっています。

表1 ボランティア登録人数の推移 (人)

項目	年度 2009年度 (平成21年度)	2010年度 (平成22年度)	2011年度 (平成23年度)	2012年度 (平成24年度)	2013年度 (平成25年度)
ボランティア登録人数	162	166	208	207	227

表2 おはなし会の開催状況の推移

項目	年度 2009年度 (平成21年度)	2010年度 (平成22年度)	2011年度 (平成23年度)	2012年度 (平成24年度)	2013年度 (平成25年度)
おはなし会開催回数	261回	284回	323回	357回	374回
おはなし会参加人数	3,802人	4,196人	3,831人	3,944人	5,347人

基本施策1 図書館活動への市民参画の推進

【基本的方向】

多様化する市民ニーズに対応するため、図書館ボランティアと行政との協働による事業を開発し、図書館サービスの質の向上に取り組みます。また、図書館活動への市民参画を促すため、ソーシャルメディアなど各種メディアを使って図書館活動を広く市民にPRします。

【具体的な施策】

1 図書館活動のPR

- ・広報みとや図書館ホームページのほか、フェイスブックやツイッターなど各種メディアを使って図書館活動を広く市民にPRし、市民参加を促します。
- ・図書館見学ツアーや図書館員体験講座等を実施し、図書館への興味や関心、理解を高めます。

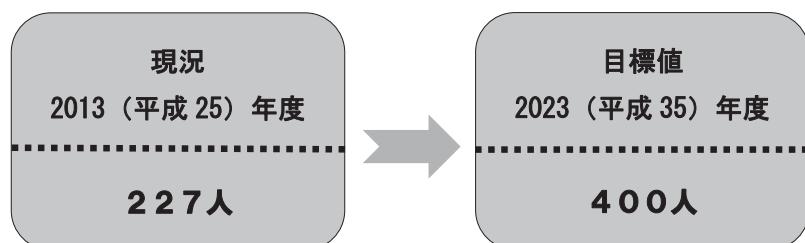
基本施策2 図書館ボランティアの育成

【基本的方向】

図書館ボランティアの育成に向けて、講座や研修会を積極的に開催します。また、図書の修理や読み聞かせ、ブックトークなど専門的な知識や技能が求められる活動については、個別に研修会を開催し、ボランティアのスキルアップを図るとともに、新たなボランティアの育成に努めます。

【目標指標】

ボランティア登録人数



【具体的施策】

1 図書館ボランティアの育成

- ・講座や研修会を開催して読み聞かせボランティアを育成し、おはなし会活動の充実を図ります。
- ・図書の修理やブックトーク等に関する講座、研修会を開催し、ボランティアの育成に努めます。
- ・中学・高校生が図書館活動に関わる機会を増やし、図書館への理解と読書振興を図るために、中学・高校生向けのボランティア養成講座を開催します。
- ・高齢者の社会参加の観点から、高齢者向けの図書館ボランティア講座を開催します。
- ・学校図書館ボランティア向けに、学校図書館運営に関わる研修会を開催します。

基本施策3 ボランティアとの協働事業の展開

【基本的方向】

図書館ボランティアグループ相互の情報交換や交流、会員のスキルアップ等を目的に、(仮称)「ボランティア連絡協議会」を立ち上げ、合同の交流会や研修会を実施します。また、ボランティアとの協働による親子で絵本事業の推進や市民向け講座を開催します。

【具体的施策】

1 ボランティアグループ相互の交流・連携の推進

- ・(仮称)「ボランティア連絡協議会」を立ち上げ、合同の研修会等を通して、会員の技能向上とグループ相互の交流及び連携を図ります。
- ・ボランティアの活動場所、ミーティングスペース等の確保に努めます。

2 親子で絵本事業の推進

- ・水戸市内に居住する生後7か月の乳児とその保護者向けに絵本を無料で配布し、親子のふれ合いを図ることを目的とした親子で絵本事業を継続的に実施していきます。

3 ボランティアによる講座の開催

- ・図書館活動に関する高度な知識や技能（おはなし会、朗読、図書の修理、パソコン操作等）を持つボランティアを講師に迎え、一般市民向けの講座を開催します。

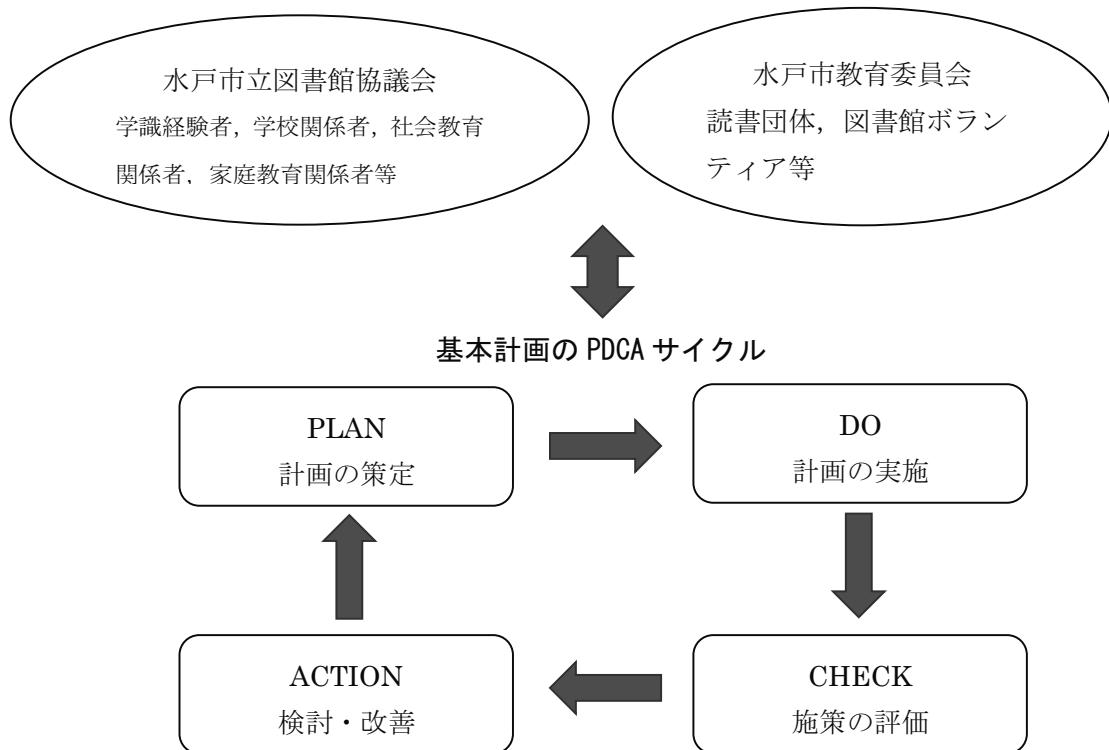
第5章 推進体制と進行管理

第1 推進体制

本計画の推進に当たっては、図書館の運営に関する中央図書館長の諮問機関である「水戸市立図書館協議会」の意見を聞きながら、水戸市教育委員会を中心に関係各課等と連携し、読書団体や図書館ボランティア等との協働により各施策に取り組みます。

第2 進行管理

本計画の推進に当たっては、各施策の進捗状況を把握し、Plan（計画の策定）、Do（施策の実施）、Check（施策の評価）、Action（検討・改善）によるPDCAサイクル手法により、適切な進行管理を行います。



公益社団法人茨城県地方自治研究センター役員・研究員体制

理 事 長	鈴 木 博 久	(代表理事)	監 事	清 田 瑞 祥
副 理 事 長	黒 江 正 臣		監 事	飯 田 正 美
副 理 事 長	帯 刀 治		研 究 員	岡 野 孝 男
専 務 理 事	千 歳 益 彦		研 究 員	波 多 昭 治
理 事	堀 良 通		研 究 員	柴 山 章 翔
理 事	佐 川 泰 弘		研 究 員	菅 谷 肅 翔
理 事	菊 池 正 則		研 究 員	大 高 み よ
理 事	石 松 俊 雄		研 究 員	有 賀 絵 行
理 事	今 井 路 江		研 究 員	本 田 佳 行

自治権いばらき

No.130 2018年8月24日発行

発 行 所 公益社団法人 茨城県地方自治研究センター
水戸市桜川2-3-30 自治労会館内
TEL 029-224-0206
編集・発行人 鈴木博久
印 刷 コトブキ印刷株式会社
水戸市千波町2398-1 TEL 029-241-1000